

平成30年4月

点検・評価報告書

平成30（2018）年度 大学評価申請用



常葉大学
TOKOHA UNIV.

目次

序章	P. 1
第1章 理念・目的	P. 4
第2章 内部質保証	P. 9
第3章 教育研究組織	P. 16
第4章 教育課程・学習効果	P. 23
第5章 学生の受け入れ	P. 33
第6章 教員・教員組織	P. 41
第7章 学生支援	P. 49
第8章 教育研究等環境	P. 60
第9章 社会連携・社会貢献	P. 72
第10章 大学運営・財務	
第1節 大学運営	P. 79
第2節 財務	P. 91
終章	P. 97

序章

(1) 常葉大学の自己点検・評価の目的

学校法人常葉大学が設置する常葉大学(旧常葉学園大学、浜松大学及び富士常葉大学)は、「より高きを目指して ～ Learning for Life ～ 常に青々とした葉を繁らせ、純白な花を咲かせて黄金の実を結ぶ橘こそ、常葉の象徴。美しい心を持ち、より高い目標に向かってチャレンジし、学び続ける姿勢こそ、常葉の精神。」を建学の精神(概略)としている。また、本学はこの建学の精神を踏まえつつ、時代の変化に対応し、かつ総合大学として地域社会からの要請に応えるため、「知徳兼備」「未来志向」「地域貢献」の3つの教育理念を掲げている。以上の建学の精神と教育理念を達成するため、本学は「自己点検・評価委員会」を設置し、自己点検・評価結果による改善措置を全学的に講じることで、教育の充実とそれによる学生の学習成果の向上を実現させていく。

平成26年4月には、「常葉大学自己点検・評価実施方針」を制定し、自己点検・評価の目的を「教育研究等に係る現状等を点検し、課題の抽出と分析、優れた取組内容や改善を要する事項への取り組みなどの評価を行う。この点検・評価結果については、事業計画や予算等へ反映するなど、教育研究等の向上に資することとする。」と定めている。さらに、「常葉大学運営の考え方(自己点検・評価結果を活用した教育・研究、業務改善を目指して)」として、PDCAサイクル手法を用いた大学運営管理方法の体系図を作成し、内部質保証システムが組織的かつ恒常的に機能するように努めている。

(2) 自己点検・評価の実施体制

「自己点検・評価委員会」は、大学における最高意思決定機関である部長会(構成員は、学長、副学長、学部長、事務局長等)の議を経て、学長により設置される委員会である。従って、当委員会は、自己点検・評価及び第三者評価の企画・実施について、全学的に網羅する組織として、各キャンパスの代表者によって構成し、大学本部庶務部が所管している。また、本学の所有している3つのキャンパス、静岡・浜松・富士の各キャンパスにおいても「自己点検・評価委員会分会」を設けて、各キャンパスにおける自己点検・評価を行っている。自己点検・評価委員会による企画は、部長会が審議・決定し、キャンパス運営会議及び教授会を通して全学に伝達され、自己点検・評価委員会及び分会を中心に実施している。この実施状況を自己点検・評価委員会及び部長会が確認し、各学部・研究科及び各種委員会等が改善に努めることで、点検・評価を継続的かつ恒常的に行っている。

また、学長のリーダーシップのもと、「教育力のある大学づくり」の実現に向けて、平成25年12月14日に「カリキュラム改善プロジェクト」を設置するとともに、各学科に教育コーディネーター(教育内容の改善等を進める学科の教育責任者)を配置した。このプロジェクトは、「教育の質保証を目指したカリキュラムの改善への取り組みについて(平成26年1月27日部長会決定)」の取組方針に基づき、大学全体を多角的に見直す「大学改革」として実施している。平成29年7月には、全教職員を対象に「業務改善に向けての総点検」として、改善すべき業務の洗い出しを行い、業務の効率化を図っ

た。その他に授業アンケート及び学生アンケート調査も全学的に実施し、学生の意見を聴き業務改善に努めている。

(3) 前回の大学評価（認証評価）の受審状況と改善・向上に向けた取り組みの概要

常葉大学静岡キャンパスの前身である常葉学園大学の大学認証評価は「大学基準協会」を評価機関として、平成 23 年度に受審し、大学評価基準をすべて満たしているとの認証評価を受けた。しかし、努力課題として「各学部・研究科の目的の整理と一層の周知・公表」「大学院担当教員の選考規程の制定」「ディプロマ・ポリシー（学位授与に関する方針）・カリキュラムポリシー（教育課程の編成方針）の周知・公表」「国際言語文化研究科の学位論文審査基準の明示」「編入学の入学生の確保」「国際言語文化研究科の入学生の確保」「研究倫理規程の制定」「各種委員会規程の制定」「自己点検の責任主体、権限及びプロセスの明確化」について指摘された。これらの努力課題については、自己点検・評価の実施と同様に学長のリーダーシップのもと、部長会及び自己点検・評価委員会による計画に基づき、各学部・研究科及び関連する委員会、プロジェクトチーム等が改善を実施した。

なお、法人内の 3 大学を統合する前の平成 24 年度以前の対応については、常葉学園大学の部長会、自己点検・評価委員会を中心に常葉学園大学の各学部・研究科が改善に取り組んできた。これに加え、大学統合後の常葉大学に大きく影響する一部の努力課題については、3 大学（常葉学園大学、浜松大学、富士常葉大学）の代表者と法人本部役員等によって構成した「大学統合・学部新設第 I 検討部会」にて検討・改善を実施した。

その対応状況を「改善報告書」として取りまとめ、平成 27 年 7 月末に大学基準協会に提出し、「今後の改善経過について再度報告を求める事項なし」との結果が平成 28 年 4 月に通知された。

常葉大学浜松キャンパスの前身である浜松大学の大学認証評価は「日本高等教育評価機構」を評価機関として、平成 21 年度に受審し、大学評価基準をすべて満たしているとの認証評価を受けた。その際には、改善を要する点としての指摘はなかった。しかし、いくつかの評価基準については参考意見が示されたため、平成 22 年度の自己点検・評価においては、同機構の評価基準に準拠して点検・評価を実施し、その参考意見を中心に改善・向上に努めた。また、この結果は「自己点検評価報告書 平成 21・22 年度」「自己点検評価報告書 平成 23・24 年度」として冊子にまとめ、学内外に配布するとともにホームページでも公開することで広く意見を求め、大学運営の改善・向上につなげた（浜松大学は、平成 28 年 8 月 31 日廃止）。

常葉大学富士キャンパスの前身である富士常葉大学での大学認証評価は「日本高等教育評価機構」を評価機関として、平成 22 年度に受審し、大学評価基準をすべて満たしているとの認証評価を受けた。その際に受けた改善を要する点として、「研究科における人材の養成に関する目的を定めること」及び「教員の任用規程上において、基準を短期大学と明確に分けること」という 2 点の指摘を受けた。人材の養成に関する目的については、富士常葉大学大学院学則第 1 条 2 項を定めて改善し、現在の常葉大学大学院学則においても第 6 条に定められている。教員の任用基準については、検討の結果、「常葉

大学 教育職員の任用及び昇任に関する規程」「常葉大学 教育職員の任用に関する取扱細則」「学校法人常葉大学 大学教育職員任用基準」等を制定・改正した（富士常葉大学は、平成 28 年 8 月 31 日廃止）。

第1章 理念・目的

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

本学の教育理念は、「より高きを目指して」という建学の精神を踏まえつつ、時代の変化に対応し、かつ総合大学として地域社会からの要請に応えるため、「知徳兼備」「未来志向」「地域貢献」の3つのキーワードに集約して設定している（資料1-1 <http://www.tokoha-u.ac.jp/university/philosophy/index.html>）。3つのキーワードの内容は次のとおりである。

○知徳兼備

教育を中心とした未来における健全な社会の発展の為には、「問題解決型」の人材育成、そのための教育・研究が必要となる。複雑化、多様化した実社会における課題は、単体の学問分野での対応は難しく、人や社会の視点からの多様な専門分野、学際的分野の研究・教育が不可欠である。そこで、実社会での問題解決型人材育成を目標とした研究・教育の総合化が必要となる。

このような観点から、統合大学では幅広い職業人養成校として、養成すべき人材像を明確に示す必要があると考える。それを一言でいえば、「知徳兼備の人材」ということになろう。知識基盤社会といわれている現代社会において、基礎的な知識を幅広く身につけることは、いかなる職業人であっても強く求められるところである。しかし、基礎的な知識やスキルだけを十分に身につけても社会の中で生きる術や豊かな人間性が欠如しているならば、職業生活を継続的に送ることは極めて困難と言わざるを得ない。

私たちは、真に広く社会に貢献できる職業人を輩出するために、知識・知能・叡智と人徳・品格・意欲を兼ね備えた正に知徳兼備の人材を養成しなければならないと考える。

○未来志向

常葉学園大学（現静岡キャンパス）外国語学部、浜松大学（現浜松キャンパス）及び富士常葉大学（現富士キャンパス）における海外の大学との提携に見られるように、常葉学園（現常葉大学）は地方の大学でありながら国際交流を推進してきたと自負している。

また、経済や社会のグローバル化がさらに進む中で、国際社会を舞台に仕事をする日本人は業種を問わず一層増加するであろうし、国の留学生受入れ政策は今後も進展することが十分予想される。したがって、本学は今後いろいろな場面において国際交流を推進しなければならない。

次に、浜松大学（現浜松キャンパス）は上述したように、健康・医療系の教育の充実を図っているところである。現在、高齢化社会の到来や医療の高度化等により、健康志向や医療の充実は国民の最大の関心事の一つといえる。したがって、本学は健康・医療系の教育を一層充実させていかなければならない。

さらに、富士常葉大学（現富士キャンパス）は上述したように、社会環境学部における教育・研究をとおして、自然環境の保護にとどまらず、地球環境問題、防災対策等に取り組んでいるところである。昨今のCO₂排出問題や東日本大震災・原発問題に見られるように、環境問題は今後地球レベルでの最大の課題といえることができよう。したがって、本学は様々な科学的視点から環境問題に取り組んでいかなければならない。

以上のように、私たちは、未来志向の教育・研究を目指し、未来の国家・社会・地域のために貢献しなければならないと考える。

○地域貢献

三大学（現 3 キャンパス）はいずれも静岡県内に所在し、地域密着型の大学としてそれぞれ県の東部・中部・西部の教育・研究活動に貢献してきた。現に学生の 90%ほどが県内の高校出身者で占められており、その卒業生のかなりが県内で就業している。これに加え、上述したように、浜松大学（現浜松キャンパス）と富士常葉大学（現富士キャンパス）は地域貢献を大きな特色としている。これまでの地域と連携・協力しながら発展してきた地域密着型のスタイルを継承しつつ、時代とともに変化する社会からの要望にも応えていく新大学へと飛躍する必要がある。

また、首都圏への過度の機能集中、地方分権及び東日本大震災の危機管理のあり方等に鑑みれば、地域社会に貢献できる有能な人材をそれぞれの地域社会で養成する必要が急激に高まっていると考えられる。

私たちは、このような社会的趨勢をしっかりとらえて、より一層地域貢献を果たさなければならないと考える。

以上の考えに基づき、教育理念を設定した。

また、大学の目的については、「本学は教育基本法及び学校教育法に則り、一般的教養を授けると共に深く学術教育の理論及び応用を教授研究し、建学の精神である知徳を兼備して豊かな情操と不屈の精神とをもつ有為な人材を育成し、国家、社会及び地域に貢献せしめ、我が国の教育並びに学術文化の進展に寄与することを目的とする。」と掲げられ、教育基本法及び学校教育法に則った目的を適切に定めている（資料 1-2 p.3）。学部・学科の目的については、我が国の教育並びに学術文化の進展に寄与するという大学の目的と関連して、学部・学科ごとに定めている（資料 1-2 p.4）。大学院の目的については、「本大学院は、常葉大学の目的に則り学部教育の基盤の上に、学術の理論及び応用を教授・研究すると共に、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。」と定められ（資料 1-3 p.1）、研究科ごとの目的もこの大学院の目的と関連して、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う内容に定めている（資料 1-3 p.1）。

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

評価の視点2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

大学の教育理念については、毎年入学式で配布する教員紹介「Introduction of Faculty Members」の表紙に掲載し、教職員及び学生への周知を図っている（資料 1-4 p.1）。学部・学科及び研究科の目的については、常葉大学学則又は常葉大学大学院学則に明示している（資料 1-2 p.4、資料 1-3 p.1）。また、全学生及び全教職員に配布している学生便覧にも教育理念、学則（学部・学科及び研究科の目的）を掲載しており（資料 1-5 p.2 及び p.246、資料 1-6 p.2 及び p.57）、十分に周知を行っているといえる。

教育理念並びに学部・学科及び研究科の目的については、大学公式ホームページに掲載し、社会に対して公表している（資料 1-1 <http://www.tokoha-u.ac.jp/university/disclosure/public-info/01/index.html>）。その他、大学案内等の刊行物においても教育理念や学部の学びの内容を掲載し、社会に対して公表している（資料 1-7）。なお、前述の学生便覧についても大学公式ホームページに掲載し、社会に対して公表している（資料 1-8 <http://www.tokoha-u.ac.jp/university/disclosure/regulations/index.html>）。

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

平成 27 年度に常葉学園将来構想検討委員会（常務理事、学長・副学長及び校長・園長等により構成）を設置し、学校法人全体の将来構想に関する事項を審議した。将来構想検討委員会の下部組織であり、学長を分科会長とする高等教育分科会では、大学・短期大学の長期ビジョン、中期計画、教育・研究組織のあり方等について審議した。その結果、平成 28 年 2 月 22 日に常葉大学の長期ビジョン及び中期計画を含む「学校法人常葉大学の長期ビジョン及び中長期計画等」を制定している（資料 1-9）。

(2) 長所・特色

学校法人常葉大学は従来、静岡県内に「常葉学園大学」「浜松大学」「富士常葉大学」の3大学を設置し、それぞれの教育理念と教育目的のもとで教育・研究活動を展開してきた。しかし、平成25年4月には3つの大学を統合し、新たに「常葉大学」としての教育・研究活動をスタートした。この統合を機に、3大学の実績を踏まえつつ、大学部門の教育理念を再構築・統一化し、明確なメッセージを発信することにより常葉大学が地域社会において果たす役割を学内外に伝えている。

また、この教育理念について学長（西頭徳三前学長）は自らが執筆した「常葉大学の統合効果と具体的活用計画」（資料1-10）により、全教職員に常葉大学が地域社会に対して担うべき4つの使命を伝えている。その4つの使命とは、「地域社会の人的な基盤を支え、地元経済の牽引車になる」「人々の繋がりを強め、地域コミュニティの復活に貢献する」「多様な課題に取り組む人材を育て、21世紀知識基盤社会に寄与する」「大学改革を進め、地域改革のプロモーターになる」であり、地域社会に対して本法人の大学部門が果たすべき社会的機能を明確に打ち出している。この使命の実現に向けて学長のリーダーシップのもと、「カリキュラム改善プロジェクト」（資料1-11）を設置し、各学部の教育コーディネーターを中心に教育理念・目的と照らし合わせた現行カリキュラムの見直し作業等が行われた。学外への周知については、大学を統合し、「常葉大学」としてスタートした平成25年度に自治体、地元企業、高等学校等を招き、「常葉大学・常葉大学短期大学部 開学記念式典」を開催し、常葉大学の理念等を広く周知した。この式典をはじめとして、法人や大学行事等の様々な機会を捉えて、「大学案内」（資料1-7）等を活用して広報、周知に努めている。

長期ビジョン及び中期計画についても計画のコアとなる部分をわかりやすい形にして周知するために「NEXTOKOHA5宣言」（資料1-12）として提示し、新入生・在学生・保護者及び全教職員に向けて周知を図っている。また、大学広報においてもこれを活用し、オープンキャンパス等の各種行事を通して社会へ公表している。

(3) 問題点

長期ビジョン及び中期計画は、「NEXTOKOHA5宣言」として、計画のコアとなる部分をわかりやすい形にしたために教職員の間でも周知している。しかし、長期ビジョン及び中期計画について大きな方向性は理解しているものの、具体的な施策を見直す機会が薄れている。大きな方向性だけでなく、時間の経過とともに具体的な施策・計画を常に意識し、進捗状況の確認をし、必要に応じては見直しを図る機会を設けていくことが必要である。

なお、平成29年8月に法人内の管理職教職員を対象に開催した「学校法人常葉大学 管理職研修会」において、常務理事の講話の中で「学校法人常葉大学の長期ビジョン及び中長期計画等」を再度確認したように、改めて長期ビジョン及び中期計画の周知と点検を図っていかなければならない。

(4) 全体のまとめ

大学の教育理念・目的及び学部・研究科の目的を適切に設定し、将来を見据えた長期ビジョン及び中期計画についても適切に設定している。さらに多様な媒体により、学内外に十分に周知することができている。今後とも適切な周知に努めるとともに、問題点で挙げた長期ビジョン及び中期計画の具体的施策の確認と計画について進捗状況の点検を行い、必要に応じて計画の見直し等を図っていく。

第2章 内部質保証

(1) 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCA サイクルの運用プロセスなど）

内部質保証のための自己点検・評価及び情報公開については、本学学則及び大学院学則に以下のとおり明示している（資料1-2 p.3、資料1-3 p.1）。

○大学学則

（自己点検・評価及び第三者評価等）

第3条 本学は教育研究水準の向上を図り、第1条に掲げる目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価ならびに検証を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については別に定める。

3 前2項の措置に加え、本学の教育研究活動等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受ける。

（情報公開）

第4条 本学は、教育研究活動等の状況に関する情報について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって公開する。

○大学院学則

（自己点検・評価及び第三者評価）

第2条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条に掲げる目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価ならびに検証を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については別に定める。

3 前2項の措置に加え、本大学院の教育研究活動等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受ける。

（情報公開）

第3条 本大学院の情報公開については、常葉大学学則（以下「大学学則」という）第4条の規定を準用する。

この規定に基づき、「常葉大学自己点検・評価実施方針」（資料 2-1）により、自己点検・評価の「実施目的」「実施方法」「外部評価」「点検・評価結果の反映」について定めている。

また、「常葉大学運営の考え方（自己点検・評価結果を活用した教育・研究、業務改善を目指して）」（資料 2-2）として、PDCA サイクル手法を用いた大学運営管理方法の体系図を作成している。これらにより、内部質保証に関する大学の基本的な考え方及び全学的な方針を明示している。

内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織としては、「部長会」及び「自己点検・評価委員会」がある。部長会は、本学学則第 57 条により、学長、副学長、各学部長、教務部長、学生部長、図書館長、事務局長、及び学長が必要と認めた者をもって組織され、「教育及び研究に関する基本方針」や「大学の将来計画に関する事項」等、本学の運営に属する重要な事項を審議する機関として定めており（資料 1-2 p.13）、大学における最高意思決定機関である。自己点検・評価委員会は、部長会の議を経て、学長により設置される委員会であり、自己点検・評価及び第三者評価の企画・実施について、全学的に網羅する組織として、各キャンパスの代表者によって構成している（資料 2-3、資料 2-4）。

なお、静岡・浜松・富士の各キャンパスにおいても「自己点検・評価委員会分会」を設けて、各キャンパスにおける自己点検・評価を行っている。自己点検・評価委員会による企画は、部長会にて審議・決定し、キャンパス運営会議（大学の運営方針のもと、キャンパスの運営を円滑に進めるために、各キャンパスの副学長、各学部長、副教務部長、副学生部長、副図書館館長、事務局次長、各課長により組織している会議（資料 2-5）及び教授会を通して全学に伝達され、自己点検・評価委員会及び分会を中心に実施している。この実施状況を自己点検・評価委員会及び部長会において確認し、各学部・研究科及び各種委員会等により改善に努めていくというサイクルで、点検・評価を継続的かつ恒常的に行っている。

点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点 1：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備

評価の視点 2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成

前述したとおり、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織としては、「部長会」及び「自己点検・評価委員会」を設置している。自己点検・評価委員会による企画は、部長会にて審議・決定し、キャンパス運営会議及び教授会を通して全学に伝達され、自己点検・評価委員会及び分会を中心に実施している。この実施状況を自己点検・評価委員会及び部長会において確認し、各学部・研究科及び各種委員会等により改善に努めていくというサイクルで、点検・評価を継続的かつ恒常的に進行する仕組みになっている。

さらには、法人本部に監査部を設置し、「学校法人常葉大学内部監査規程」（資料 2-6）及び「学校法人常葉大学内部監査実施細則」（資料 2-7）に基づき、毎年、各キャンパス単位の内部監査を実施している。内部監査は、法人内における運営諸活動の状況を適法性及び効率性の観点から、公正かつ独立の立場で検討・評価し、その検討・評価結果に基づく情報の提供並びに改善・合理化のための助言・提案を行ない、法人の社会的信頼性の保持

と健全な運営を確保することを目的として実施している。内部監査の実施は、監査部の他に法人本部の会計課、人事課、管財課等の職員が同行し、専門的な視点から適切な監査が行われている。なお、内部監査は、業務監査、会計監査、コンピュータシステム監査を含む業務全般について行われ、その結果は理事長に報告する。その後、大学に書面で監査結果を報告し、部長会又はキャンパス運営会議にて改善方法を検討する。これらを踏まえて各関係部署が改善に努めていく。改善内容については、次年度の内部監査にて報告することになっている。

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

- | |
|---|
| <p>評価の視点1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定</p> <p>評価の視点2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み</p> <p>評価の視点3：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応</p> <p>評価の視点4：点検・評価における客観性、妥当性の確保</p> |
|---|

学長のリーダーシップのもと、「教育力のある大学づくり」の実現に向けて、平成25年12月14日に「カリキュラム改善プロジェクト」を設置するとともに、各学科に教育コーディネーター（教育内容の改善等を進める学科の教育責任者）を配置した（資料2-8）。さらに、「教育の質保証を目指したカリキュラムの改善への取り組みについて（平成26年1月27日部長会決定）」（資料1-11）の取組方針に基づき、学部・学科長及び教育コーディネーターを中心に各学部等の全教員で検討し、教育課程の可視化を図り、平成27年7月に全学部・研究科のカリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを定めた。

なお、各学部等のカリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーについては、大学公式ホームページにて公開し、受験生を含む社会一般に周知・公表している（資料2-9 <http://www.tokoha-u.ac.jp/university/policy/index.html>）。

これらの「カリキュラム改善プロジェクト」の取り組みについては、学内で年に1～2回開催している大学改革フォーラム（資料2-10）において取り組み状況の事例紹介や実施報告を行うことにより、PDCAサイクルが機能している。

文部科学省の設置計画履行状況等調査については、平成25年度に法人内の3大学を統合し、2学部を新設したことで平成25年度から平成28年度までの4年間にわたり受けた。設置認可時には、大学全体への留意事項4件、その他に各学部・学科及び各研究科に対して合計33件という多くの留意事項が付された。これに対して、完成年度までの4年間（平成25年度～平成28年度）で、計画的かつ適切に履行した結果、完成年度を越えた平成29年度には、改善意見等対応状況報告書の提出対象ではないと判断された。

また、常葉大学の前回の認証評価は、大学統合前に常葉学園大学として、「大学基準協会」を評価機関として、平成23年度に審査を受けている。その結果、大学評価基準をすべて

満たしているとの認証評価を受けた。しかし、努力課題として「各学部・研究科の目的の整理と一層の周知・公表」「大学院担当教員の選考規程の制定」「ディプロマ・ポリシー（学位授与に関する方針）・カリキュラムポリシー（教育課程の編成方針）の周知・公表」「国際言語文化研究科の学位論文審査基準の明示」「編入学の入学生の確保」「国際言語文化研究科の入学生の確保」「研究倫理規程の制定」「各種委員会規程の制定」「自己点検・評価の責任主体、権限及びプロセスの明確化」について指摘された（資料 2-11）。これらの努力課題については、その対応状況を「改善報告書」（資料 2-12）として取りまとめ、平成 27 年 7 月末に大学基準協会に提出し、「今後の改善経過について再度報告を求める事項なし」との結果が平成 28 年 4 月に通知された（資料 2-13）。

点検・評価における客観性、妥当性を確保するための取り組みとして、常葉大学自己点検・評価実施方針にも「学内（法人内）に外部者も参画した評価組織を設置し、幅広い見地に立った評価を実施する。」と掲げている。平成 27 年度には、平成 25～26 年度の自己点検・評価について、外部有識者 3 名を招いて「自己点検・評価結果に係る評価委員会」を開催した（資料 2-14）。外部有識者からは、「経済状況の変化やグローバル化に適應できる人材が求められているが、流動する地域社会からのニーズを把握して教育内容に反映してほしい」「志望がはっきりせずに入学者も多くいるので、履修指導や転学部の機会の確保など、今後も継続して入学後のケアをお願いしたい」等の意見が寄せられた。

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点 1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点 2：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点 3：公表する情報の適切な更新

大学公式ホームページに「情報公開」という項目を設けて、大学に関する情報を公開している（資料 2-15 <http://www.tokoha-u.ac.jp/university/disclosure/index.html>）。このページでは、「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成 22 年文部科学省令第 15 号）の平成 23 年 4 月 1 日施行に伴い公表している教育情報の他に「学則・学生便覧」「事業報告書」「財務情報」「学生数・教員数」「入試結果」「国際交流・社会貢献等の概要」「設置計画履行状況報告書」等、保有する情報（法人文書）を積極的に公開することによって、本学の公共性を高め社会的責任を果たしている。

また、自己点検・評価結果についても別途ページを設けて、前回の認証評価以降の自己点検・評価結果を公表している（資料 2-16 <http://www.tokoha-u.ac.jp/university/self-check/index.html>）。

なお、原則 5 月 1 日を基準日として毎年公表している情報については、当該年度の情報を適切に掲載している。また、新しく公表すべき事項が年度の途中で発生した場合には、随時更新をして、積極的な情報公開を心掛けている。

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性

評価の視点2：適切な根拠（資料、情報）に基づく内部質保証システムの点検・評価

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

全学的に「常葉大学運営の考え方（自己点検・評価結果を活用した教育・研究、業務改善を目指して）」（資料 2-2）として、PDCA サイクル手法を用いた大学運営管理方法の体系図を作成している。これらにより、内部質保証に関する大学の基本的な考え方全学的な方針を明示している。自己点検・評価委員会による企画を部長会にて審議・決定し、キャンパス運営会議及び教授会を通して全学に伝達され（Plan）、自己点検・評価委員会及び分会を中心に実施する（Do）。実施状況を自己点検・評価委員会及び部長会において確認し（Check）、改善に努めていく（Action）サイクルで、点検・評価を継続的かつ恒常的にを行っている。

常葉大学が、3 大学を統合してできた大学であるがゆえに、何をするにも全学で統一して行うということに意を注いできた。特に、教育力のある大学づくりの実現に向けて実施してきた「カリキュラム改善プロジェクト」は、カリキュラムの改善に留まらず、大学改革であるとの観点に立って実施したため、内部質保証のための全学的な PDCA サイクルとして非常に有効な取り組みであった。学長のリーダーシップのもと、「教育力のある大学づくり」の実現に向けて、「カリキュラム改善プロジェクト」を実施し、各学科に教育コーディネーターを配置した（資料 2-8）。そして、「教育の質保証を目指したカリキュラムの改善への取組みについて」という取組方針に基づき、学部・学科長及び教育コーディネーターを中心に各学部等の全教員で検討し、教育課程の可視化を図り、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを定めた。この決定した各学部等のカリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーは、大学公式ホームページにて公開し、受験生を含む社会一般に周知・公表している（資料 2-9 <http://www.tokoha-u.ac.jp/university/policy/index.html>）。これらの「カリキュラム改善プロジェクト」の取組みについては、学内で年に 1～2 回開催している大学改革フォーラムにおいて取組み状況の事例紹介や実施報告を行うことにより、実施状況・結果を確認し、改善を促していたため、適切に全学的な PDCA サイクルが機能したといえる（資料 2-17～2-19）。

また、内部質保証システムの点検・評価が適切かつ有効であるかは、保護者や卒業生等を含む外部からの意見を聴くことや学内でのアンケート実施によって評価できる。

本学では、毎年 9 月に在校生の保護者を大学に招いて「保護者懇談会」を開催している。保護者懇談会では、本学の教育方針、学生の学修及び生活状況、就職状況、その他クラブ活動など幅広く説明をし、終了後において、希望者には個別面談の機会を作り、きめ細かく相談に乗っている（資料 2-20）。学生の保護者で構成する後援会に対しては、キャンパス単位で年間 3 回程度開催する同役員会にて、本学の教育・研究活動、学生支援活動など詳細に報告をし、情報を公開するとともに意見交換の機会を設けている（資料 2-21）。卒業生の組織である同窓会に対しては、年に 1 回程度役員会を開催し、本学の状況について

説明している。役員会では、教職についている卒業生からの教職現場の状況など、卒業生のそれぞれの仕事と大学での学びについても意見を聴く貴重な機会になっている。役員会に加えて、毎年行われる大学祭に合わせて「ホームカミングデー」として卒業生を大学に招き教職員との懇談会などの機会を設けている（資料 2-22）。ホームカミングデーは、卒業生にとっても現在の大学を知る良い機会になっている。大学祭では、卒業生との懇談の他に町内会の役員や代表者の方々との懇談会を設けて大学の現状を説明するとともに地域住民の方々の学生に対する評価などを聴取し、連携をとっている（資料 2-23）。

外部からの評価の他、学内での具体的な自己点検・評価活動として「授業アンケート」及び「学生アンケート」を全学的に実施している。授業アンケート結果は、担当する教員に提示してコメントを学生にフィードバックしている（資料 2-24）。学生アンケートについては、学生生活の満足度、要望などを把握し、機会を設けて結果を学生に回答するようにしている（資料 2-25）。

なお、年に数回、学長と学友会役員等との昼食会を各キャンパスにて開催し、学生の生の声を学長自らが聴く機会を設け、学生支援の参考としている。

このようにして本学における自己改革・改善の契機となる機会を設けている。

これらの活動に加えて、平成 29 年度には、平成 25 年度の開学からの 4 年間を振り返り、「業務改善のための業務評価」と題して、全教職員を対象に業務の総点検を実施した（資料 2-26）。この総点検では、業務を洗い出すだけでなく、改善の必要性・改善策などの意見を各自が記載したことにより、全教職員が改善の意識を持ち、業務の効率化や教育・研究及び学生サービスの向上に繋げていくことができると考える。例えば、卒業式・創立記念日等の行事について、運営方法の見直しを図る必要性を挙げた。そこで、平成 29 年度の一部の行事において、各式典への参加者の見直しや進行内容を変更して試行的に実施をした。その結果、式典の時間短縮や準備の効率化が図られた面があった。今まで当たり前のように例年行っていたことに対し、「業務改善のための業務評価」を通じて、自身の業務を振り返り、疑問を抱き、解決策を考えるという良い機会であったといえる。これらの改善により、業務の効率化等が図れたものについては、次年度以降も平成 29 年度の運営方法で実施することとしている。

以上に述べてきたような学長のリーダーシップのもと、大学全体で実施してきた取り組みは、大学統合直後の大学運営としては、適切かつ有効であったと考える。

（2）長所・特色

教育力のある大学づくりの実現に向けて実施してきた「カリキュラム改善プロジェクト」において、現行教育課程のカリキュラムマップを作成し、課題の可視化を図ったうえで、新教育課程の検討や 3 ポリシーの作成を実施したことが大きな長所・特色である。

その成果として、「三つのポリシーの策定・公表の義務化」を実施する平成 29 年 4 月に先駆けて、平成 27 年 7 月に全学部・研究科のカリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを定め、社会に公表することができた（資料 2-9 <http://www.tokoha-u.ac.jp/university/policy/index.html>）。

なお、教育課程の見直しの成果としては、平成 30 年度から新しい教育課程を導入する

ことになっている。

「カリキュラム改善プロジェクト」は、本学における大学改革そのものであるとの観点に立って実施してきた。本プロジェクトの成功の要因には、学内で年 1～2 回程度開催する大学改革フォーラムを学長のリーダーシップのもとで全学的に推進し、各学部・学科の取り組み状況をお互いに報告し合い、切磋琢磨できたことが挙げられる（資料 2-10、2-17～2-19）。

また、全教職員を対象に業務改善のための業務評価を実施し、業務の総点検を行ったことも本学における内部質保証の長所・特色の一つと考える。全教職員の意識の方向性を合わせることは、教育改革の成功に必要な不可欠である。学長のリーダーシップのもと、全教職員が改善・向上への意識を持って、自己点検・評価に関わることは、内部質保証を推進するうえで欠かせないと考える。

（3）問題点

学長のリーダーシップのもとで全学的に実施してきたことが長所・特色ではあるが、その分、学部によっては、学部の自主性の希薄化を招いている。大学統合から 4 年が経過し、5 年目を迎えた平成 29 年度には、全てを全学で実施するという体制から学部・研究科単位での運営を推奨する動きが少しずつ出てきている。内部質保証に関する取り組みについても、大学として必ず一律に実施すべき点と、学部・研究科単位の運営に任せる点を適切に区分し、より良い大学運営を行うべく、更なる検証を進めていく必要がある。

（4）全体のまとめ

内部質保証に関する方針等を明示し、推進する体制を整えたうえで大学運営を行っている。大学統合後の学生募集状況からみても、ステークホルダーからの信頼を得ていると考えられ、内部質保証システムが有効に機能していると考え（大学基礎データ表 3）。

また、教育情報等の情報公開についても積極的に社会へ公表していることから、説明責任を果たしているといえる。

「教育力のある大学づくり」の実現に向けて実施した「カリキュラム改善プロジェクト」を柱として、大学全体で内部質保証への取り組みを進めてきた。その結果の一例として、平成 27 年度の全学部・研究科における 3 ポリシーの決定・公表や平成 30 年度からの教育課程へのカリキュラム改善の反映があげられる。これらにより、大学統合直後に、大学全体で進めてきた内部質保証への取り組みは適切であったといえる。ただし、問題点に挙げた学部の自主性に配慮しつつ、今後も定期的に内部質保証システムの適切性については点検・評価を実施していかなければならない。全教職員が、改善・向上への意欲を持って自己点検・評価を実施できる仕組みについても継続して検討していく必要がある。

第3章 教育研究組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性

評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

評価の視点3：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

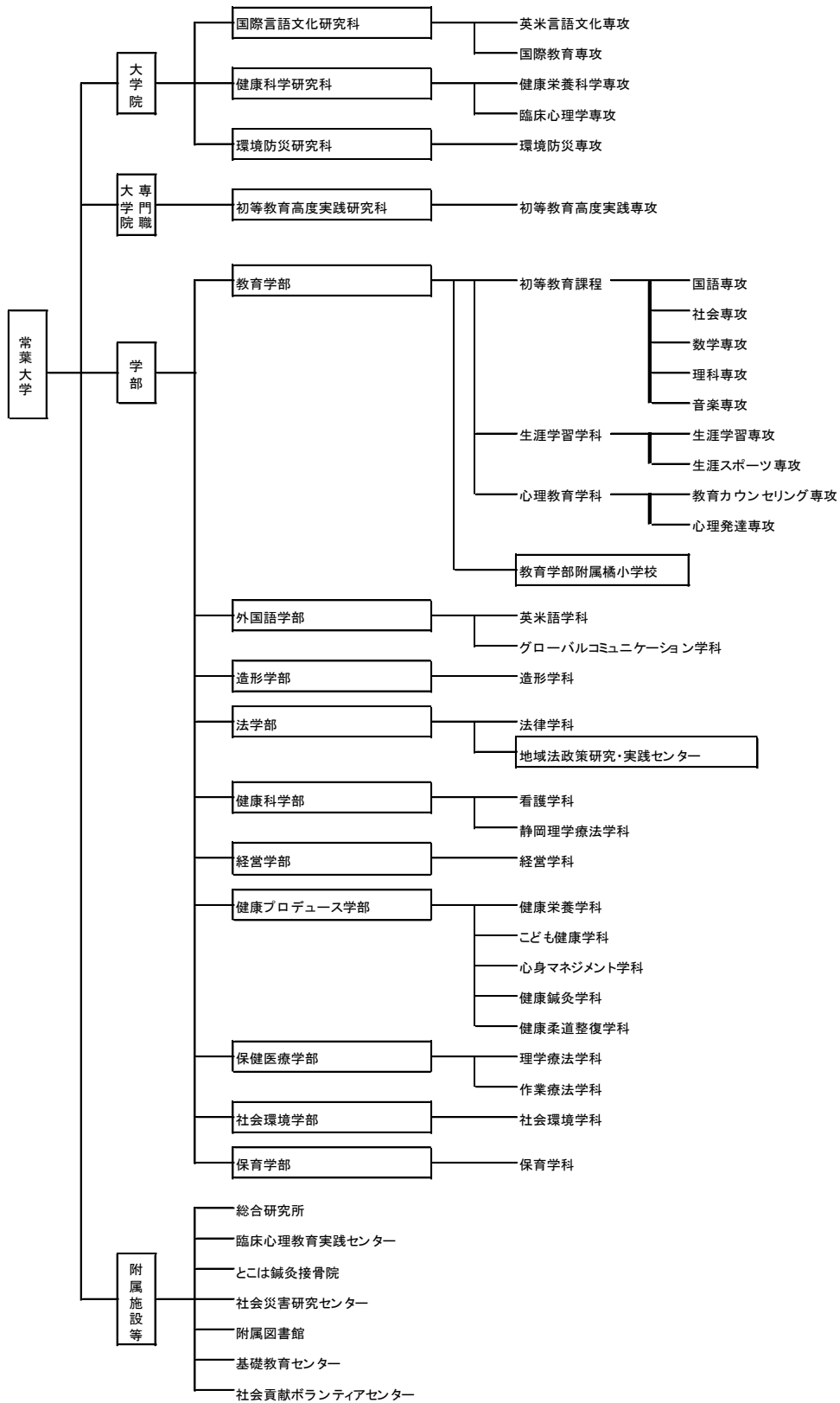
第1章で述べたように、本学の教育理念は、「より高きを目指して」という建学の精神を踏まえつつ、「知徳兼備」「未来志向」「地域貢献」の3つのキーワードを設定している（資料1-1 <http://www.tokoha-u.ac.jp/university/philosophy/index.html>）。また、本学の目的は「常葉大学学則」において下記のとおり定めている（資料1-2）。

第1条 本学は教育基本法及び学校教育法に則り、一般的教養を授けると共に深く学術教育の理論及び応用を教授研究し、本学園建学の精神である知徳を兼備して豊かな情操と不屈の精神とをもつ有為な人材を育成し、国家、社会及び地域に貢献し、教育ならびに学術文化の進展に寄与することを目的としている

これらの目的を達成するため、本学は、10学部（教育学部、外国語学部、造形学部、法学部、健康科学部、経営学部、健康プロデュース学部、保健医療学部、社会環境学部、保育学部）、3研究科（国際言語文化研究科、健康科学研究科、環境防災研究科）、1専門職大学院（初等教育高度実践研究科）を設置している（図3-A、大学基礎データ表1）。

また、静岡キャンパス瀬名校舎（静岡県静岡市葵区瀬名）、静岡キャンパス水落校舎（静岡県静岡市葵区水落町）、浜松キャンパス（静岡県浜松市北区）、富士キャンパス（静岡県富士市大淵）の3キャンパス4校舎から構成している。静岡キャンパス瀬名校舎には、3学部（教育学部、外国語学部、造形学部）、1研究科（国際言語文化研究科）及び1専門職大学院（初等教育高度実践研究科）を、静岡キャンパス水落校舎には、2学部（法学部、健康科学部）を、浜松キャンパスには、3学部（経営学部、健康プロデュース学部、保健医療学部）及び1研究科（健康科学研究科）、富士キャンパスには、3学部（経営学部、社会環境学部、保育学部）及び1研究科（環境防災研究科）を設置している（図3-A、大学基礎データ表1）。

図3-A 常葉大学組織図



平成 30 年 4 月より、「地域に開かれたキャンパス」「地域連携の拠点となるキャンパス」を目的として、静岡草薙キャンパスを新設する（資料 1-7 P.153）。従って、本学は今後、静岡草薙キャンパス（静岡県静岡市駿河区弥生町）、静岡瀬名キャンパス（静岡県静岡市葵区瀬名）、静岡水落キャンパス（静岡県静岡市葵区水落町）、浜松キャンパス（静岡県浜松市北区）の 4 つのキャンパスで構成する。静岡草薙キャンパスには、5 学部（教育学部、外国語学部、経営学部、社会環境学部、保育学部）、2 研究科（国際言語文化研究科、環境防災研究科）、1 専門職大学院（初等教育高度実践研究科）を、静岡瀬名キャンパスには、1 学部（造形学部）を、静岡水落キャンパスには、2 学部（法学部、健康科学部）を、浜松キャンパスには、3 学部（経営学部、健康プロデュース学部、保健医療学部）及び 1 研究科（健康科学研究科）を設置する（資料 1-7 P.153-P.156）。

以上のように、静岡県内の私学で最大規模の総合大学である本学は、建学の精神を踏まえつつ、時代の変化に対応し、かつ総合大学として地域社会からの要請に応えるための教育・研究組織を構築してきたといえる。本学が今日、3 キャンパス 4 校舎を設置するに至ったのは、社会の期待と要請に応え、本学の理念・目的の達成に向けて教育・研究の質を高める中で学部・学科、研究科・専攻の開設、改組等を積み重ねてきた結果である。その結果に対しての検討と評価は、全学組織である「自己点検・評価委員会」を中心に進められており、全学的観点による教育・研究の質向上に取り組んでいる。

附属研究所及びセンター等については、大学の理念・目的及び学部・研究科の設置と連動させて設置している（図 3-A）。昭和 53 年 4 月に設置した「教育学部附属橋小学校」は、本学の建学の精神に基づき、質実剛健で気品にあふれ、如何なる困難にも屈せず、理想達成のため邁進する心身共に健やかな児童の育成を念願して徹底した個人指導・自分で考える力を養う教育、情操豊かな人間教育、大学まで一貫した教育など、私学としての特色ある教育を施すことを目的としている。

平成 5 年 4 月に開設した「総合研究所」は、教育基本法及び本学の建学の精神に則り、高度の学術研究及び文化事業を行い、広く社会に貢献している。

平成 18 年 4 月に開設した「ここは鍼灸接骨院」は、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師養成施設指導要領並びに柔道整復師養成施設指導要領の定めるところにより、健康鍼灸学科、健康柔道整復学科の臨床実習における教育を目的として設置している。

平成 21 年 4 月に開設した「臨床心理教育実践センター」は、地域住民への心理相談サービスと大学院生の訓練を目的とし、企業や学校などにおいて、こころの問題に対応しているカウンセラー等への専門的な相談指導も行っている。

平成 22 年 4 月に開設した「社会災害研究センター」は、安全・安心な社会の構築を目指し、防災に係る社会科学分野を中心とした研究及びその成果の普及を目指している。

平成 23 年 4 月に開設した「地域法政策研究・実践センター」は、産学官が専門知識や経験を融合させることで、新しい行政モデル・市民協働モデルの提案、地域社会の課題に応える政策提言などを目指している。

その他、各学部、各研究科における教育・研究活動に必要な図書、資料等を収集し、利用者に提供する施設として、平成 30 年 4 月以降は、静岡草薙キャンパス、静岡瀬名キャンパス、静岡水落キャンパス及び浜松キャンパスにそれぞれ「附属図書館」を設置する。

「基礎教育センター」は、大学の専門的授業を十分に理解するための基礎学力の向上と、

社会において求められている基礎教養の定着を支援することを目的として設置している。

「地域貢献センター」は、「常葉大学地域連携・交流推進基本方針」(資料 3-1) に則り、建学の精神及び教育理念の具現化並びに地域社会の活性化・進展を図ることを目的としている。

以上、それぞれの組織が目的に沿った教育・研究活動の円滑な運営に努めており、本学の附属研究所及びセンター等は、建学の精神に基づき、適切に設置しているといえる。

本学は、10 学部 19 学科に加えて、多くの附属研究所やセンター等を擁する総合大学である。各々の教育・研究組織は、伝統と独自の理念・目的を持ち、多様な専門家である教職員によって構成し、活動成果を挙げてきた。近年、大学を取り巻く様々な環境の急変とともに、大学はかつてない変化と転換の時期に直面している。経済・社会が高度化・グローバル化する中、地域の発展を図るうえで、「知の拠点」としての大学による地域貢献に大きな期待が寄せられ、生涯教育への対応の重要性も増している。教育学部は、平成 10 年 4 月より生涯学習学科を設置し、知識基盤社会で生き抜く力を培い本格的な生涯学習時代に求められる実践派のリーダーの育成を行っており、いち早く時代の変化を見据えた教育・研究組織を構築している。また、本学では地域企業との連携を重要な要素と考えており、平成 30 年 4 月から、静岡草薙キャンパスの開設により県庁所在地の商業都市として発展した「静岡」と、ものづくりのまち「浜松」の両キャンパスに経営学部を設置することとなった。それに伴い、経営学特別講義という産学共同の体験型プロジェクトを通じて、実社会で求められる人材の育成に、より一層力を注いでいる(資料 3-2 <http://www.tokohau.ac.jp/department/management/curriculum/index.html>)。

現在、大学ユニバーサル化の時代の到来に伴い、学生の入学目的や学力の多様性から生じている学生の学力差の対応が求められている。入学前及び入学後の初年次にリメディアル教育を担う「基礎教育センター」を浜松キャンパスにのみ設置していたが、平成 30 年 4 月から静岡草薙キャンパスにも設置し、全学的に多様な学生への支援体制の強化を図る予定である(資料 3-3)。

以上のように、大学を取り巻く著しい環境の変化や予測される事態に合わせて教育・研究組織を設置してきた。今後は学外との協力・連携の基盤として、まずは学内における学部・学科・研究科・専攻及びセンター等、相互間の協力・連携の強化が不可欠である。静岡県内最大規模の総合大学である本学の特色を最大限に活用するように、教育・研究分野の学際化・広域化を推進していき、多種多様な教育効果を上げる教育・研究組織を創り上げていく。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教育・研究組織の適切性については、自己点検・評価委員会を設け全学的な検証を図っている。これまでの自己点検・評価の状況についても大学公式ホームページなどで公開しており、受験生を含む広く一般に公表している（資料 2-16 <http://www.tokoha-u.ac.jp/university/self-check/index.html>）。大学設置基準に定められている 7 年に一度の認証機関による自己点検・評価の他にも、大学独自で定期的に自己点検・評価する体制を築いており、全学的に自己点検・評価に対する認識が向上している。

学長を中心に全学で取り組んでいる「カリキュラム改善プロジェクト」（資料 2-8）によって、より良い教育を目指した取り組みも行っている。このプロジェクトの他、授業アンケートや学生アンケートを全学統一で実施し、学部やキャンパスの枠を越え、大学としての課題を共有し、改善に取り組む体制を構築している。また、内部監査においても監査部の職員に加え、法人本部の会計課や人事課等の職員を内部監査員として任命し、改善のための的確な助言、提案等を行っている。

今後も、学外者を含めた評価委員会の開催や自己点検・評価の在り方検証し、客観性、妥当性を担保した質保証への取り組みを進めていく。

前述のように、本学は「常葉大学自己点検・評価実施方針」（資料 2-1）に基づき、自己点検・評価委員会を中心に全学的に取り組んでいる。その検証結果に基づき、学長が「大学部門の活動方針」や「重点課題のテーマ」に反映させて PDCA サイクルを運用している。

平成 26 年から実施しているカリキュラム改善については、学長のリーダーシップのもと、カリキュラム改善プロジェクトチームを組織し、学位授与方針及び教育課程の編成方針等について全教員が参加し検証を行っている。「教育の質保証を目指したカリキュラムの改善への取組みについて（平成 26 年 1 月 27 日部長会決定）」（資料 1-11）をもとに、全学共通（教養）科目検討部会を組織し、その下部組織として第 1 部会（（仮称）共通教育センターの設立準備等）、第 2 部会（シラバス等の統一化、授業の実施方法等）、第 3 部会（平成 30 年度からの全学共通科目の実施の検討等）を設け、部会ごと検証してきた。それと並行して、FD・SD 委員会共催のもと「大学における教養教育を想う」会を開催（平成 29 年 1 月 18 日、平成 29 年 7 月 4 日開催）（資料 3-4）して、常葉大学の近未来をテーマに全教職員でディスカッションし、認識の統一と方向性の確認を図ってきた。

また、平成 29 年には、その一環として、全学的に業務改善に向けての総点検として、業務を見直し改善する取り組みを実施した（資料 2-26）。具体的には、全教職員を対象に、教員、事務職員、各種委員会委員長の立場から、各々が「業務改善に向けての自己点検・自己評価表」を記載し、これまでの業務を振り返り評価した。全学的に実施することにより、大学全体の雑多な事務業務の効率化に良い影響を及ぼしている。今後とも、点検・評価にあたっては課題の発見から改善の実現までのプロセスを円滑に接続することが重要であるという認識に基づき実施していく。以上のように、本学では、自己点検・評価の結果を踏まえて改善すべき事項について全学的に取り組むことで、自己・点検評価活動が有効に機能しているといえる。

(2) 長所・特色

常葉大学は従来、静岡県内に「常葉学園大学」「浜松大学」「富士常葉大学」の3大学を設置し、それぞれの教育理念と教育目的のもとで教育・研究活動を展開してきた。平成25年4月には3大学を統合し、新たに「常葉大学」としての教育・研究活動を開始した。この統合を機に、大学部門の教育理念を再構築・統一化し、明確なメッセージを発信することにより常葉大学が地域社会において果たす役割を伝えることに努めてきた。

その後、教育理念のひとつである「地域貢献」をもとに、今まで以上に地域社会へ開かれたキャンパスとして、平成30年4月に静岡草薙キャンパスを開校する。その結果、本学は、県内に4つのキャンパスを構える地域に根ざした大学へと進化し続けている。また、地域社会の発展には特有な学びも必要であり、多種多様な人材を送り出すことが求められていることから、大学が地方自治体、企業、初等中等教育機関などと連携して様々な取り組みを展開し、地域のニーズを踏まえた教育・研究と地域の発展に寄与していくことが、大学の果たす社会的貢献の一つとしてより重要になっている。そのような社会的要請を踏まえて、事務組織については、平成30年度に地域貢献センターを全学的な組織として設置する予定であり（資料3-3）、本学の地域貢献のあり方（対象、範囲）、地方自治体等との連携・協力と学内の専門分野・部署・教職員等との調整など、全学的に地域の発展に貢献していく中心となる組織である。それに伴い、静岡草薙キャンパス、静岡水落キャンパス、浜松キャンパスには、地域貢献課を設置（静岡瀬名キャンパスについては、静岡草薙キャンパスの地域貢献課が担当）し、地域の諸課題に係る情報の収集・分析・調査、産学官連携の企画立案及び実施、高大連携に関することなどを中心に、地域貢献を促進する枠組みを構築する。

このように時代に即して地域社会と向き合った学問の発展と人材養成と設備の発展に力を注いできたことは、本学の特色の一つである。

(3) 問題点

平成30年4月より、静岡市に3キャンパス、浜松市に1キャンパスとなり、4つのキャンパスの所在地が静岡県2大都市に集中する。分散キャンパスとして、また学部によっては静岡市と浜松市の両キャンパスに設置することによる課題点として、以下2点がある。1点目として、距離的・時間的制約から生じる意思疎通、協力体制構築の難しさがある。そのため、大学全体としての一体感が得にくく、このことに起因する問題が発生しやすい。2点目として、人件費、物件費に非効率・不経済が生じやすいことである。施設・設備を各キャンパスに整備しているため、高レベル・大規模施設を集中して作ることが困難である。

本学は教育理念の一つである「地域貢献」をもとに、その分散キャンパスを活かして、地域密着、地域連携の教育・研究活動を推進していくために各キャンパス環境の改善と各キャンパスの独自性の担保、キャンパス間の差異や運営面での課題を解決しなければならない。

(4) 全体のまとめ

教育・研究組織は、本学さらには各学部、各研究科の理念・目的を実現するために相応しい組織として整備している。平成30年4月からの新しい4キャンパス制で、さらに社会の要請に応えるべく、未来を見据えた教育・研究活動を目指して、特色ある教育・研究活動をより一層発展させていく。具体的には、「NEXTOKOHA5宣言」(資料1-12)を掲げて、「キャンパスの充実(新キャンパスを核に、「知」の融合を生み出す学びの環境へと進化)」「教育改革の継続(教育カリキュラムの改革や教養教育強化などを継続)」「地域連携の強化(地域や企業と手を携え、地域創成に貢献)」「幅広い研究の推進(総合大学の強みを活かした領域の枠にとらわれない研究)」「つながりの拡大(附属校との連携、さらには学生や教職員、卒業生、地域などとの関係を強化)」の5つの柱からなる改革を推し進めている。本学はこれまでの教育・研究組織での実績を生かし、文理融合型の教育・研究をより充実させ、「次代」のニーズに応える「共育」を展開し、地域と大学の融合モデルを創り上げていくことを現在の目標としている。

第4章 教育課程・学習成果

(1) 現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表

本学の「ディプロマ・ポリシー（学位授与に関する方針）」の設定については、平成25年12月に全教員を対象とした3つのポリシーの策定とカリキュラムの質保証に関する研修会を開催し（資料4-1）、3つのポリシーの策定の意義、組織体制づくり、ポリシーの策定の方法等について理解を深めた。また、各学科から選出した教育コーディネーターを中心として各学部・学科の全教員で検討を開始した。

ディプロマ・ポリシーの策定にあたり、教育課程の体系や教育内容を把握するため、まず現行の教育課程のカリキュラムマップの作成から始めた。その後、建学の精神及び教育理念である「知徳兼備」「未来志向」「地域貢献」を踏まえ、学部・学科ごとに「養成する人材像」の策定を行った。次に各学部・学科の学生が教育課程を修了するにあたり、修得することが求められる能力について、学生の視点に立って、5つの領域（「知識・理解」「思考・判断」「関心・意欲」「態度」「技能・表現」）に分類し検討を重ね、それぞれの学位にふさわしい学習成果について明示し、平成27年9月に大学公式ホームページに掲載した（資料4-2 <http://www.tokoha-u.ac.jp/university/policy/index.html>）。

また、同様に大学院においても研究科ごとにそれぞれの学位にふさわしい学習成果について明示したものを、平成27年9月に大学公式ホームページに掲載した（資料4-3 <http://www.tokoha-u.ac.jp/university/policy/index.html>）。

以上のように、ディプロマ・ポリシーを定め、公表している。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

本学の「カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）」の設定については、ディプロマ・ポリシーの策定と同様に学部・学科ごとに教育コーディネーターが中心となって全教員で検討を行った。その際、教育課程の可視化を図るため、現行の教育課程について「カリキュラムマップ」（資料4-4）を作成し、学習順序や科目間の関連、科目数等課題の顕在化を図るとともに、授業科目区分や授業形態等の改善に向けての検討材料とした。

また、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの関連性については、平成26年4月より「CP・DP確認シート」（資料4-5）の作成を開始し、関連性の確認を行った。

同年 8 月の管理職研修会及び全教職員を対象とする夏期教職員研修会において報告し、その内容を共有した。

これらの取り組みの後も検討を重ね、カリキュラム・ポリシーを平成 27 年 9 月に大学公式ホームページに掲載した（資料 4-6 <http://www.tokoha-u.ac.jp/university/philosophy/index.html>）。

以上のように、授与する学位ごとに、カリキュラム・ポリシーを定め、公表している。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点 1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定
（＜学士課程＞初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等　＜修士課程、博士課程＞コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等　＜専門職学位課程＞理論教育と実務教育の適切な配置等）

評価の視点 2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

各学部・学科・研究科の教育課程は、それぞれのカリキュラム・ポリシーに基づき、適切に編成しているかどうか検証するために、カリキュラムマップを作成した。それと並行して、平成 26 年 6 月から全学的に自己チェックシート（資料 4-7）を作成し、現行の授業科目の必要性及び内容の適格性等の確認を図った。

この取り組みにより、カリキュラム・ポリシーと教育課程の整合性、編成にあたっての順次性、授業科目の内容及び方法、必修科目又は選択科目の位置づけ、単位の設定などについて検討を行い、各学部・学科・研究科で具体的に取組まなければならない問題点等を同年 8 月に開催した夏期研修会において共有した（資料 4-8）。

さらに学科によっては法令改正等による条件も加わったことにより、新しい教育課程のカリキュラムマップ（資料 2-19）を平成 28 年度に作成するとともに各学部・研究科においてカリキュラムの改正が必要となった。

また、これらと併行して、全学共通科目（教養教育科目）についての改善にも取り組むため、教養教育検討ワーキンググループを設置して検討を開始した（資料 4-9）。

検討内容の進捗状況及び結果については、平成 26 年から 7 回にわたる大学改革フォーラムで報告し、全教職員へ周知してきた（資料 2-10）。さらに全学共通科目（教養教育科目）の検討内容を受けて、教養教育科目の内の学部共通科目の見直しについても検討を進

めた。

その結果、平成 29 年 4 月より教育学部初等教育課程、同生涯学習学科、同心理教育学科、外国語学部英米語学科、造形学部造形学科及び健康プロデュース学部心身マネジメント学科が専門教育科目におけるカリキュラム改正のため学則の一部変更を行い、国際言語文化研究科及び初等教育高度実践研究科においてもカリキュラム改正のため学則の一部変更を行った。平成 30 年 4 月には全学部・学科において改正した全学共通科目及び専門教育科目を開講する。学生の社会的及び職業的自立に必要な能力の育成のために、平成 25 年 4 月の大学統合により全学共通科目として「キャリア開発論Ⅰ（講義選択科目 2 単位）」を 1 年次後期に、「キャリア開発論Ⅱ（講義選択科目 2 単位）」を 2 年次前期に開講していた。その後、平成 26 年 9 月に設置した教養教育検討ワーキンググループの中のキャリア教育検討部会で検討が重ねられ、キャリア教育の重要性を初年次から理解してもらうため平成 30 年 4 月より 1 年次後期の「キャリア開発論Ⅰ」を必修科目へと変更し、全学生のキャリア教育を強化する。

さらに、社会科学系及び医療系の学部以外においても社会的及び職業的自立を図るための教育についてそれぞれ検討を行い、教育学部・外国語学部・造形学部では新たに「キャリアプランニングⅠ」「キャリアプランニングⅡ」を平成 30 年度から新設することで、全学生に対して社会的及び職業的自立を図るためのプログラムを提供する体制を整える。

大学院においては、健康科学研究科健康栄養科学専攻は、実験実習指導を含めた栄養学基礎実験科目と「食と身体」面からの健康体づくりに関連した栄養専門科目を設置し、高度な専門知識と実践力を備えた人材育成を柱としている。本専攻では、大学院生個々の研究活動を支える目的で、1 年次から 2 年次にかけて「健康栄養科学特別研究」及び「健康栄養科学特別演習」を設定している（資料 4-10 <http://www.tokoha-u.ac.jp/department/graduate/health/nutritional/index.html>）。

健康科学研究科臨床心理学専攻では、修士課程に相応しいコースワークを念頭に教育カリキュラムを設置してきたが、近年の臨床心理士業務拡大により、医療、教育、福祉、行政など幅広い分野の知識や技能をコースワークの段階で履修させる必要も生じている。加えて今後は、公認心理師カリキュラムに対応した準備を検討していく必要性を認識している。本専攻では特に、2 年次にリサーチワークとして「特別研究」を設定している（資料 4-11 <http://www.tokoha-u.ac.jp/department/graduate/health/psychology/index.html>）。

国際言語文化研究科では、国際的な場で活動するための実践的な語学力と、国際的な視野に立って問題を解決する能力を養成するため、英米言語文化専攻と国際教育専攻それぞれに、実践分野と理論分野の科目群を設置している。英米言語文化専攻では、国際語である英語の構造と機能を理解するとともに、コミュニケーションを実践できる英語の運用能力を養うための「英米言語コミュニケーション研究」の分野を専門とする領域と、英語の言語表現体系を生み出している英米の文化を理解し、かつ国際交流に関する理解を図るための科目を含めた「英米文化研究」の分野の 2 領域の科目を設けている（資料 4-12 <http://www.tokoha-u.ac.jp/department/graduate/intl-language/index.html>）。また、国際教育専攻では、国際理解に関する資質及び外国語の能力を高めるための「国際理解」の分野と、国際理解を踏まえた教員資質の向上を図るための「教職・教科」の分野の科目を設けている。

初等教育高度実践研究科では、①すべての学生が共通に履修する「共通科目」(基礎科目)、②学校現場における今日的課題及び各学生の関心領域に応じた学習と研究を行う「コース別選択科目」、③講義・演習で身につけた基礎的・理論的な知識・技能を教育現場において実践的に応用・適用し、成果と課題を検証・省察するための「学校における実習」の各領域から構成し、理論的教育と実践的教育の融合に留意した体系的な教育課程が編成している(資料 4-13 <http://www.tokoha-u.ac.jp/department/graduate/elementary/index.html>)。

以上のことから、カリキュラム・ポリシーに基づき、各学位規程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点 1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
- ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）
- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

<学士課程>

- ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数
- ・適切な履修指導の実施

<修士課程、博士課程>

- ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施

<専門職学位課程>

- ・実務的能力の向上を目指した教育方法と学習指導の実施

各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置として、履修規程(資料 4-14、4-15)の中に履修登録単位数の上限を設けている。

シラバスについては、全教員対象に平成 26 年 2 月 5 日にシラバス作成のための研修会(資料 4-16)を開催し、シラバスの意義について再認識するとともに、目的・目標・授業概要・授業計画等、授業外学習を促すための記載方法の研修を行った。その後、全学教務委員会で記載項目を検討し、シラバスの修正を行った(資料 4-17)。

学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法については、平成 26 年 6 月より、教員各自で自己チェックシートを用いてシラバスの自己点検を開始した。

さらに、平成 27 年 2 月に学内共同研究の活動の中で、アクティブ・ラーニングを軸とした教育方法・教育環境の具体的改善・整備についてのワークショップを開催し、平成 29 年 3 月にはアクティブ・ラーニングに関する研修会を実施して、学生の主体的参加を促

す授業形態、授業内容及び授業方法について研修会を開催した（資料 4-18）。

全学共通科目（教養教育科目）については、平成 30 年度の新カリキュラム実施に向けて具体的な受講者人数・規模について検討している。一方、専門教育科目については、学部・学科ごとに学問領域が細分化しているため、1 授業に対する受講者人数及び規模について問題は発生していない。

履修指導については、各学期初めのガイダンスにおいて、学科ごとで指導を行うとともに、指導教員からも直接指導が受けられる体制を整えている。

大学院では、研究指導計画を専攻ごとに決められた時期に提出させ、中間発表を実施することで研究指導教員が研究内容の進捗状況を確認し、適宜指導をしている。

教職大学院では、実務的能力の向上を目指し、平成 27 年度から課外でコース別に教員、院生が集まり、実習や課題研究での課題を中心に様々なテーマで議論する時間帯を月 1 回程度（年 10 回程度）設定している。この時間帯のことを「Team Time」と呼び、この中で、「学生自己評価表（みちしるべ）」（資料 4-19）を参考に、院生が自身の学修を振り返る時間を設けている。学修状況に関する自己評価を行うことによって、授業や実習、課題研究の取組み状況などについて、随時振り返ることが可能となり、指導教員とのコミュニケーションツールとしても活用している。

以上のように、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じている。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点 1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・既修得単位の適切な認定
- ・成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- ・卒業・修了要件の明示

評価の視点 2：学位授与を適切に行うための措置

- ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示
- ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・適切な学位授与

成績評価及び単位認定においては、学期ごとに履修可能な単位数の上限を設定するとともに、シラバスについても授業外学習についての項目を設けており、成績評価の方法と基準をシラバスに明示し、定期試験のみで成績評価及び単位認定することはせず、授業外で行う課題レポートや小テスト等についても評価基準に入れている。

既修得単位数の認定については、学則第 37 条に示すとおり、大学設置基準に沿った適切な単位数を設定している（資料 1-2）。

成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置として、シラバスにあらかじめ成績評価の基準を示すとともに、授業終了後に全教員へ担当授業科目についての出席簿の提出を

義務付けている。

また、成績発表後1週間、学生からの成績評価に対する質問を受け付けており、書面による質問内容に対して、成績担当責任者が文書で回答を行い、質問者本人へその内容を伝えている（資料4-20）。

卒業要件、修了要件については、学生便覧に掲載するとともに、毎年4月のガイダンス時に学部・学科ごとの履修指導で周知徹底している。

学位授与に関しては、学位規程に基づき適切に行われている。

学士課程については、学位規程を学生便覧に明示するとともに、各学部教授会において「履修規程及び履修規程細則」（資料1-5）に基づき卒業判定を行い、審議のうえ認定している。

修士課程については、学位規程及び履修規程を学生便覧に明示するとともに、学位論文審査基準に基づき論文審査を行い、研究科会議において論文審査委員の意見を基に可否を審議し、その議を経て学長が決定している。

以上のように、成績評価、単位認定及び学位授与は適切に行われている。

点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点2：学習成果を把握及び評価するための方法の開発

《学習成果の測定方法例》

- ・アセスメント・テスト
- ・ルーブリックを活用した測定
- ・学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・卒業生、就職先への意見聴取

各学位課程の分野特性に応じた学習成果を測定するための指標については、次の表4-Aのとおり適切に設定している。

表 4-A 各学位課程の分野特性に応じた学習成果を測定するための指標

学部学科	科目名等
教育学部初等教育課程	特別研究（3年次後期～4年次） 教職実践演習（4年次後期） ※キャリアポートフォリオの実施（資料4-21）
教育学部初等生涯学習課程	生涯学習特別研究（3年次後期～4年次） ※キャリアポートフォリオの実施（資料4-21）
教育学部心理教育学科	特別研究（3年次後期～4年次） ※キャリアポートフォリオの実施（資料4-21）
外国語学部英米語学科	特別研究（4年次） ※「TOEIC」を毎年受験 ※キャリアポートフォリオの実施（資料4-21）
外国語学部 グローバルコミュニケーション学科	特別研究（4年次） ※4言語（スペイン語・中国語・韓国語・ブラジル語） の初習外国語に対する共通達成項目「4言語レベルゲー ジ」を毎年配布 ※キャリアポートフォリオの実施（資料4-21）
造形学部造形学科	卒業制作及び表現課題演習（4年次） ※キャリアポートフォリオの実施（資料4-21）
法学部法律学科	1年次から4年次まで通じて少人数ゼミで行うととも に、3・4年次にコースごとに専門科目を設定 ※キャリアポートフォリオの実施（資料4-21）
健康科学部看護学科	看護統合ゼミナール及び看護統合実習（4年次） ※キャリアポートフォリオの実施（資料4-21）
健康科学部静岡理学療法学科	卒業研究及び理学療法研究セミナー（4年次）
経営学部経営学科	卒業研究Ⅰ及び卒業研究Ⅱ（4年次）
健康プロデュース学部健康栄養学科	卒業研究卒業ゼミ（3年次後期～4年次前期） ※管理栄養士国家試験を受験
健康プロデュース学部こども健康学科	こども健康学総合演習Ⅲ及びこども健康学総合演習Ⅳ （4年次） 教職実践演習（幼稚園）（4年次後期）
健康プロデュース学部心身マネジメント学科	卒業研究Ⅰ及び卒業研究Ⅱ（4年次）
健康プロデュース学部健康鍼灸学科	卒業研究Ⅰ及び卒業研究Ⅱ（4年次） ※はり師国家試験及びきゅう師国家試験を受験
健康プロデュース学部健康柔道整復学科	卒業研究Ⅰ及び卒業研究Ⅱ（4年次） ※柔道整復師国家試験を受験
保健医療学部理学療法学科	卒業研究（4年次） ※理学療法士国家試験を受験
保健医療学部作業療法学科	卒業研究（4年次） ※作業療法士国家試験を受験
社会環境学部社会環境学科	卒業研究Ⅰ及び卒業研究Ⅱ（4年次）
保育学部保育学科	ゼミナールⅢ及びゼミナールⅣ（4年次）
国際言語文化研究科	修士論文（2年次）
健康科学研究科	修士論文（2年次）
環境防災研究科	修士論文（2年次）
初等教育高度実践研究科	課題研究ゼミ（1年次～2年次）

また、大学院修士課程においては、研究科ごとに修士論文に関する審査基準に改善を加え、平成 29 年度修士論文に関する審査基準を新たに制定した（資料 4-22）。

さらに、学内共同研究において、本学の学生が身につけるべき「社会人基礎力」を明らかにするための尺度を開発する研究が進められている。この研究が、学習成果を適切に把握及び評価できる一つの方策につながることを期待している。

なお、学習成果を把握及び評価するための方法については、全教員を対象として平成 26 年 2 月 5 日学習評価の方法及びルーブリック評価についての研修会（資料 4-23）を開催し、学習評価方法について基礎から改めて確認し直すとともに、ルーブリック評価の方法について理解を図った。

学習成果を把握及び評価するための開発については、全学的なものとして学習成果の測定を目的とした学生調査や卒業生の就職先への意見聴取などが考えられ、キャリアサポート委員会で検討を始める予定である。

以上のことから、学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価の充実に向けて取り組んでいる。

点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

・学習成果の測定結果の適切な活用

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

平成 26 年度から FD・SD 委員会が全学共通の授業アンケート（資料 2-24）を毎年 2 回（前期・後期）実施している。その科目ごとの集計結果については、各授業科目担当教員に配布し、自らの担当授業を改善するための資料とするとともに、FD・SD 委員会で統一した様式により、各教員が講評を作成し、学生に公表している。平成 28 年度までは学内の図書館に紙媒体で配架し閲覧できるようにしていたが、平成 29 年度からは学生への利便性を考慮し Web 上で公表を行い、随時閲覧できるように改善した（資料 4-24）。

現在、授業改善は授業担当者のみならず、大学全体として取り組まなければならない重要な事項であるとの考えに基づき、実施及びデータ管理の主体、質問項目、集計の種類、集計結果の活用及び公表等について、全学的な見直しを行っているところである。

また、年 2 回教務課で成績評価分布表を作成し、教員に配布している。それぞれの授業科目がどのレベルに到達しているかを各教員が再確認し、改善の機会としている。

（2）長所・特色

学長のリーダーシップのもと、教育改革に関する研修会や改善の取り組みが定期的に行われており、全学的な共通認識が図られている（資料 4-25）。

ディプロマ・ポリシーの設定にあたり、修得することが求められる領域を 5 つの領域（「知

識・理解」「思考・判断」「関心・意欲」「態度」「技能・表現」)を明確にし、それぞれの学位にふさわしい学習成果については、受験生にもわかりやすいよう、文末を「～できる。」と統一し明示している。

また、平成 27 年度から「カリキュラムチェック」(資料 4-26)を第 1 次、第 2 次と全学的に取り組み、「カリキュラム・ポリシー」「ディプロマ・ポリシー」との整合性等を確認する取り組みを行なった。この取り組みを通じて、見えてきた特長・課題等を明確にし、新教育課程の構築に向けてカリキュラム内容の改善を図ってきた(資料 2-18)。

初等教育高度実践研究科では、平成 28 年 6 月に私立大学では初めて独立行政法人教員研修センターと協定を結び、同年 9 月から現職教員学生を対象の「学校組織マネジメント指導者養成研修」に参加できるようにした。

(3) 問題点

大学院におけるカリキュラム・ポリシーの策定の中で、修得することが求められる能力について、健康科学研究科を除く 3 つの研究科では、まだ 5 つの領域(「知識・理解」「思考・判断」「関心・意欲」「態度」「技能・表現」)に分類したものを明記していない。この点について、院生に具体的に示せるよう、今後検討をしていかなければならない。

カリキュラムチェックリストの実施については全学で取り組み、チェックリストの結果により、科目担当教員によるシラバス内容の変更や各学科のカリキュラムへの見直しが行われてきたが、その検証を行う仕組みを構築していない。そのため、チェックリストをどの程度活用しているかの確認が今後の課題である。

授業内容の改善について、全学的な授業アンケートを平成 26 年度から実施してきたが、教員個々の担当授業科目の改善の域に留まっているため、集計結果を教員組織として有効に活用できる体制を整え、平成 30 年度から実施できるように全学的な見直しを行なっている。

また、授業アンケートの集計結果から、授業外での学習時間が少ないケースが見受けられるため、単位数に相応しい学習が行われるような授業形態を模索する必要がある。さらにカリキュラム評価手法の策定について、形成的評価(プロセス評価)と総括的評価(アウトカム評価)の手法を検討していかなければならない。

(4) 全体のまとめ

平成 25 年 4 月の大学統合後、学長のリーダーシップのもと、「教育力ある大学づくり」の実現に向けて、「カリキュラム改善プロジェクト」を立ち上げ、教育改革を着実に実施してきた。

大学改革フォーラムの定期的な開催、教育改革に向けた項目の研修会を適宜開催することで、取り組み内容や改善に向けての進捗状況を確認するとともに、教育改革に取り組むことの重要性を共通認識させ、全教職員への周知を図ってきた。

その成果は、平成 29 年度及び平成 30 年度カリキュラム改正につながり、ひいては地方にありながら入学定員を安定して確保できている点へと結びついている(資料 4-27 [http:](http://)

[//www.tokoha-u.ac.jp/university/disclosure/public-info/04/index.html](http://www.tokoha-u.ac.jp/university/disclosure/public-info/04/index.html)。

しかし、教育の質保証、学生の教育成果の可視化については、学部・学科の特性に応じた指標の策定及び適切な分析・評価がまだ十分に行われているとはいえ、今後の検討課題である。

第5章 学生の受け入れ

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針については第4章にて示したとおりである。それを踏まえ学生の受け入れ方針を次のように設定している。

アドミッション・ポリシー（入学者受入れ方針）

常葉大学の教育理念は、学校法人常葉大学の建学の精神を踏まえつつ、時代の変化に対応し、かつ地域社会からの需要に照らし合わせて、「知徳兼備」「未来志向」「地域貢献」という3つのキーワードに集約しています。

1. 真に広く社会に貢献できる職業人を輩出するために、知識・知能・叡智と人格・品格を兼ね備えた正に「知徳兼備」の人材を養成する。
2. 「未来志向」の教育・研究を目指し、未来の国家・社会・地域のために貢献できる人材を養成する。
3. 地域密着型の大学として、「地域貢献」できる有能な人材を地域社会で養成する。

これらの教育理念を踏まえ、本学では、次のような人材を求めます。

1. 自らの責任において主体的に学習しようという意欲と向上心を持っている者
2. 物事に果敢に挑戦しようという意欲を持っている者
3. 地域社会に貢献したいという希望と意欲を持っている者

この受け入れ方針は、「入学試験要項」（資料5-1）や「入試ガイド」（資料5-2）の印刷物、さらに大学公式ホームページ（資料5-3 <http://www.tokoha-u.ac.jp/index.html>）、受験生サイト「トコナビ」（資料5-4 <http://info.tokoha-u.ac.jp/>）に掲載して公表している。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点2：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点3：公正な入学者選抜の実施

評価の視点4：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

ア 学生募集

学生募集及び入学者選抜は、学生受け入れ方針や入学者選抜方法の趣旨に基づき、各学部・研究科と入学センター・大学院事務室が連携し、学士課程、修士課程及び専門職学位課程への学生受け入れに関して、入試委員会、教授会、研究科会議、部長会の議を経て、公正かつ適切に実施している。

学生募集に欠かせない資料として、「大学案内」（資料 1-7）「入学試験要項」（資料 5-1）「入試ガイド」（資料 5-2）「サブツール」（資料 5-5）「トコスタ」（資料 5-6）等の印刷物を制作している。制作は入学センターが中心に、学部・学科の教員とも相談しながら行っている。

大学案内は教育理念や学部構成とともに、将来をイメージできるように、学部の特長、教育課程、キャンパスライフなどを掲載している。サブツールは大学案内で伝えきれない学部の学びを補い、トコスタでは学生目線で大学生活の過ごし方がわかるように、学生を多用して制作している。入試ガイドは本学の入学選抜の概要を載せたものであり、どのような選抜を実施しているか、どのような人材を求めているかがわかるようにしている。入学試験要項は AO 入学試験要項、推薦・特別入学試験要項、全学部統一・センタープラス・センター利用入学試験要項、編入学試験要項、大学院入学試験要項、教職大学院入学試験要項からなる。

これらの印刷物は資料請求者や進学相談会、オープンキャンパス、大学見学で来場した方、高校訪問では高校教員に配布し、説明を行っている。

学生募集方法の主なものは次のとおりである。

(ア) 資料請求

本学ホームページに「資料請求」のページを用意し、請求者に 2～3 日ほどで手元に届くように郵送している。

(イ) テレビ、新聞、進学情報誌、進学情報サイトの利用

リクルートやベネッセなどの進学情報誌・サイトを利用して本学の学部・学科の説明や納付金や入学者選抜制度等の情報を掲載している。特に、大学のブランディングには力を入れており、大学の認知度を高めイメージアップを図るため、静岡県内のみならず近隣の県にもテレビ CM を通して大学広報を行っている。

(ウ) 進学相談会、高校内ガイダンス、模擬授業への参加

「栄美通信」「マイナビ」などが主催する進学相談会に参加し、本学のブースに来場した方に向けて印刷物を使用して、学部・学科の教育課程や資格取得、入学者選抜制度等について個別に説明している。他にも「さんぽう」「昭栄広報」などが主催する高校を会場とした分野別・系統別説明会や模擬授業・体験授業等に参加し、高校3年生だけでなく、1・2年生にも、学部・学科の学びを知ってもらえるように大学案内等を使用しながら説明している。

(エ) 大学見学の受け入れ

高校や受験業者から依頼のある大学見学は可能な限り受け入れている。大学・学部・学科説明やキャンパスツアー、授業見学、学食体験などを通じ、大学生活をイメージできるようなプログラムをキャンパスごとに行っている。

(オ) オープンキャンパス等の実施

本学の3キャンパス（静岡・浜松・富士）の雰囲気を直に味わってもらえる場、本学の教員や学生たちと直接交流できる場として、3キャンパスで各々オープンキャンパスを開催している（キャンパスにより開催月・回数は異なる）（資料5-7）。内容は学部・学科説明、体験授業、入試説明、キャンパスツアー、学食体験等である。当日は教職員だけでなく、本学の学生がスタッフとして参加しており、来場者からの質問に答える相談コーナーを設けている。学生から志望している学部の様子を聞いたり、勉強法を質問したりでき、進学の参考にしてもらえるようにしている。

(カ) 入試説明会の実施

毎年5月に常葉大学及び常葉大学短期大学部が主催して、高校教員及び受験生を対象とした入試説明会を静岡県内3会場（静岡市・浜松市・沼津市）で開催している（資料5-8）。

(キ) 高校訪問の実施

入学センターには高校訪問を専門に行う募集担当チームがある。募集担当者は年間計画に基づき、訪問目的を明確にしたうえで、高校側にアポイントを取って訪問している。高校側が必要とする情報を瞬時に提供することを考慮しながら、静岡県内はもとより県外（愛知、岐阜、長野、山梨、石川、富山、福井、神奈川等）へも訪問している。時期によっては教員が同行することもある。

(ク) ウェブによる情報発信

本学の大学公式ホームページとして、「公式サイト」（資料5-3 <http://www.tokoha-u.ac.jp/index.html>）と受験生サイト「トコナビ」（資料5-4 <http://info.tokoha-u.ac.jp/>）を立ち上げており、コンテンツや発信する情報を区分し、閲覧対象を分けることで、分かり易くしている。「公式サイト」では新しいニュースをほぼ毎日発信し、タイムリーな情報提供を心がけている。また、近年の高校生のスマートフォン保有率の上昇に鑑み、受験生サイト

「トコナビ」はレスポンシブルの仕様でページ制作し、スマートフォンやタブレットでも容易に閲覧できるようにしている。併せて、受験業者が運営するポータルサイトにも数多く広告を出している。

イ 入学者選抜

学部・学科ごとに学生受け入れ方針に基づいた学生を獲得するため、多様な入学者選抜方法を設け、適切に行っている。具体的な入試区分は以下のとおりである。

(ア) 一般入試

全学部統一方式で行う試験で、大学として統一した試験問題を全学部・学科が利用する。学部・学科ごとに志願可能な受験科目数と合否判定に利用する科目が定められている。学力試験、実技試験（一部のみ）の結果、調査書等の出願書類を総合的に評価して合否を判定する。

(イ) センタープラス入試

一般入試の1科目とセンター試験の2科目を全学部・学科が利用する。学部・学科ごとに合否判定に利用する科目が定められている。学力試験の成績、実技試験（一部のみ）の結果、調査書等の出願書類を総合的に評価して合否を判定する

(ウ) センター試験利用入試

大学入試センター試験の結果を利用する入試で、造形学部の鉛筆デッサン以外は大学独自の個別試験は課さない。学部・学科ごとに志願可能な受験科目数と合否判定に利用する大学入試センター試験の科目が定められている。大学入試センター試験、実技試験（一部のみ）の結果、調査書等の出願書類を総合的に評価して合否を判定する。

(エ) 奨学生入試

全学部統一方式で行う試験で、大学として統一した試験問題を全学部・学科が利用する。学部・学科ごとに志願可能な受験科目数と合否判定に利用する科目が定められている。学力試験、実技試験（一部のみ）の結果、調査書等の出願書類を総合的に評価して合否を判定する。学部・学科ごとに定められた入学定員において、成績上位者を奨学生 A 又は B とし、奨学生 A は授業料を全学免除、奨学生 B は授業料を半額免除する。

(オ) 一般推薦入試

学部・学科ごとに行う試験で、学校長の推薦書を提出のうえ、本学を専願として志願する公募制推薦入試である。筆記試験、小論文、面接、実技試験（一部のみ）の結果、推薦書や調査書等の出願書類を総合的に評価して合否を判定する。

(カ) 指定校推薦入試

学部・学科ごとに行う試験で、本学が指定校と認めた高校が学校長の推薦書を提出の上、本学を専願として志願する推薦入試である。筆記試験、小論文、面接、実技試験（一部の

み)の結果、推薦書や調査書等の出願書類を総合的に評価して可否を判定する。

(キ) スポーツ推薦入試

学部・学科ごとに行う試験で、学校長の推薦書を提出のうえ、本学を専願として志願する公募制推薦入試である。スポーツ能力試験（セレクション・実技・書類審査）の結果、面接の結果、推薦書や調査書等の出願書類を総合的に評価して可否を判定する。

(ク) 自己推薦入試

学部・学科ごとに行う試験で、自己推薦書を提出のうえ、公募制推薦入試である。筆記試験、小論文、面接、実技試験（一部のみ）の結果、自己推薦書や調査書等の出願書類を総合的に評価して可否を判定する。

(ケ) AO（アドミッションズ・オフィス）入試

本学及び学部・学科のアドミッション・ポリシーを理解し、本学を専願として志願する者に対し、入学後の勉学意欲、専門分野に対する興味・関心、志望学科への適性、高校時代の取り組み（学業、部活動、ボランティア活動）等を多面的、総合的に評価する入試である。「体験授業」や「面談」における積極性・学ぼうとする意欲・取り組み姿勢、エントリーシートに記載内容、面接の結果、志願理由書や調査書等の出願書類を総合的に評価して可否を判定する。

(コ) 社会人入試

2年以上の社会人経験を持つ、20歳以上の社会人を対象とした特別入試である。小論文、面接、実技試験（一部のみ）の結果、志願理由書や調査書等の出願書類を総合的に評価して可否を判定する。

(サ) 外国人留学生入試

外国において、学校教育による12年の課程を修了した外国の国籍を持つ人を対象とした特別入試である。筆記試験、小論文、面接、志願理由書等の出願書類を総合的に評価して可否を判定する。

(シ) 帰国生入試

帰国生又は高校在学中の長期留学の生徒を対象とした特別入試である。リスニング試験、小論文、面接、実技試験（一部のみ）の結果、志願理由書等の出願書類を総合的に評価して可否を判定する。

学部・学科の入学選抜における入試日程、募集人員、出願資格、試験科目、選抜方法については、静岡キャンパス・浜松キャンパス・富士キャンパスにそれぞれ置かれた副入学センター長を委員長とした入試委員会分会で協議し、入学センター長を委員長とした入試委員会（全学）で決定する。その決定に基づき、入学センターにおいて「入学試験要項」（資料 5-1）を作成している。入学試験要項には「障がい等のある志願者への受験上の配

慮について」という項目を設け、障がい（視覚・聴覚障害、肢体不自由、病弱等）があり配慮を必要とする方の相談窓口の記載をしている。所定の申請書の提出後は、入学センター、入試委員等で検討し、できるだけ希望に沿えるよう配慮している。

入学試験の実施にあたっては、学長を全体の総括責任者、副学長・入学センター長・副入学センター長を各キャンパス試験場の実施総務として置き、公正かつ厳正な入学試験を3キャンパスで連携して実施している。

入学試験の可否判定にあたっては、入試委員会、教授会、部長会の議を経て学長が決定しており、公正な判定が行われるよう二重三重の確認体制を整えている。

入学試験が終了した後、入試結果や入学試験問題等を受験生サイト「トコナビ」（資料5-4 <http://info.tokoha-u.ac.jp/>）や「入学試験問題・解答例」（資料5-9）等で広く公表し、入学者選抜の透明性を確保している。

大学院においては「パンフレット」（資料5-10）「入学試験要項（願書セット）」（資料5-11）等を印刷し、学内・学外における入試説明会を開催し配布している。学生受け入れ方針に則して院生を獲得するため、多様な入学者選抜方法を設け、適切な実施に努めている。また教職大学院である初等教育高度実践研究科は、教員養成系統の学部を持つ近隣の県へ大学訪問も行っており、一部の大学では訪問先の大学で入試説明会も行っている。

点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

<p>評価の視点1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理</p> <p><学士課程></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学定員に対する入学者数比率 ・編入学定員に対する編入学生数比率 ・収容定員に対する在籍学生数比率 ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応 <p><修士課程、博士課程、専門職学位課程></p> <ul style="list-style-type: none"> ・収容定員に対する在籍学生数比率
--

現在の入学定員及び収容定員については、教育の質保証、教育環境、施設状況などの観点からほぼ適正数であると考え（大学基礎データ表2及び表3）。社会情勢の変化や学部・学科の改組等による定員の変更は教授会等で検討し、研究科会議、部長会の議を経て、理事会で決定している。

平成29年度、大学全体の収容定員数6,840名に対し、在籍学生は7,093名で、収容定員充足率は1.04であった（資料5-12）。

入学定員 1,700人	入学者数 1,875人	入学者数比率 1.10
編入学定員 30人	編入学生数 7人	編入学生数比率 0.23
収容定員 6,840人	在籍学生数 7,093人	在籍学生数比率 1.04

しかしながら、大学院の修士課程及び専門職学位課程においては、収容定員 130 名に対する平成 29 年度の在籍学生数は 58 名であり、収容定員充足率は 0.45 であり収容定員を確保できていない（資料 5-12）。社会人や他大学からの入学者の掘り起こしをしつつ、当面は定員確保に向けて本学の学部在籍する進学希望者を確保していくことを最重要課題とし、大学院の教育・研究内容の精査を始め、新たな募集戦略を検討しているところである。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学生募集及び入学者選抜が、学生受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施しているかについては、入学センター、大学院事務室を中心に毎年度検証を行っており、入試委員会、教授会、研究科会議等で協議し、部長会に報告している。

特に学部における学生募集及び入学者選抜については、本学の接触者データを一元管理している学生募集マーケティングシステムの中に、その年度の全ての入試データを取り込み、それらを突き合わせて分析を行っている。結果として、募集活動別、広報媒体別、高校別、都道府県・市町村別に接触者数・志願者数・入学者数・歩留まり率などを分析することが可能になり、これらのデータを基礎として次年度の募集計画・広報計画の策定、入学者選抜制度の見直し等を行っている。

入学者選抜制度や学生受け入れ方針は、各学部・研究科ともに恒常的に入試委員会で協議しており、制度や方針を変更する際は教授会、研究科会議、部長会の議を経て学長が決定している。さらに、入学試験の実施体制、作問体制、日程、試験科目などについても、次年度の入学試験に向けて検証を行い、改善点などを入試委員会で検討し、教授会、研究科会議の議を経て決定している。なお、入試委員会において学部や研究科の意見や要望を吸い上げられるように、各学部長・学科長・研究科長・専攻長が委員として選出している。

（2）長所・特色

大学統合を機に、学生募集・広報計画の抜本的な見直しと同時に入試制度改革を行った。受験生の多様なニーズに応えるため、大学統合前には学部ごとに個別に行っていた入試を全学部統一入試制度へと移行した。さらに、受験生の利便性を図るため、ネット出願、コンビニエンス・ストアやクレジットカードによる入学検定料決済システムを導入した。さらに新キャンパスへの移転告知により、大学全体の志願者数が増加した（資料 5-13）。

(3) 問題点

ア 全学部統一入試制度導入による弊害

全学部統一入試制度を導入したことにより、学内併願が大幅に増えた。各学部の志願者に学内併願者が存在するため、合否判定の際、合格者の入学率（歩留まり率）が読みづらくなり、入学定員の管理が難しくなった。昨年度入試では3学部で1.24倍を超過したこともあり、今後も定員管理には細心の注意を払う必要がある（資料5-13）。

イ 全学部における入学定員確保

学生募集・広報計画の抜本的な見直しと入試制度改革を同時に行ったことで、大学全体の志願者数が増え、大学全体の入学定員充足率は改善した。しかしながら、その効果は学部間によって格差があり、学部ごとに入学定員充足率を見た場合、入学定員を満たしていない学部も一部あるため（資料5-13）、全学部における入学定員確保が当面の課題である。

ウ 大学院における入学定員確保

大学院においては、学部とは異なり大学統合の効果は期待したようには得られず、依然として入学定員が全ての研究科において未充足になっている（資料5-13）。先にも記述したとおり、社会人や他大学から大学院への進学者の掘り起しをしつつも、当面は本学の学部卒業学生（ストレートマスター）の確保が最重要課題であり、そのための大学院の教育・研究内容、募集戦略、入試制度の改革を実行していく必要がある。

(4) 全体のまとめ

学生の受け入れについては、学生募集方法及び入学者選抜制度を適切に設定し、入学者選抜実施のための体制を適切に整備することで、公正な入学者選抜の実施、入学定員及び収容定員の設定と在籍学生数の管理を上記のように行なってきた。また、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や入学希望者に求める水準等の判定方法などは、学位授与方針及び教育課程との整合性をみながら、受験生にわかりやすく情報提供をしていく必要がある。

また今年度7月に文部科学省「平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告について」で通知されたところであるが、本学も入試改革に向けて検討に入ろうとしている。この改革は、大学だけではなく高大接続として高校へも改革が求められている。本学が統合以来実施してきた高校訪問により培ってきた信頼関係をもとに、高校教員からの意見も伺いながら、入学者選抜制度を検討していく予定である。

第6章 教員・教員組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

本学では、「教育職員の任用及び昇任に関する規程」（資料 6-1）「任用に関する取扱細則」（資料 6-2）「昇任に関する取扱細則」（資料 6-3）「大学教育職員任用基準」（資料 6-4）及び「大学教育職員昇任基準」（資料 6-5）を定め、教授、准教授、講師及び助教ごとに基準を明確に示している。これに基づき、任用及び昇任を行うとともに、専任教員には、これらの基準に定める研究業績、教育上の能力・資質を有することを求めている。また、任期制等の条件付き採用についても、「大学の教員等の任期に関する法律（平成 15 年 7 月改正）」に定められる要件を満たした「任期付大学教育職員に関する規程」（資料 6-6）を定めている。

教員組織については、「大学設置基準」等に定められた要件に基づき、本学の教育理念である「知徳兼備」「未来志向」「地域貢献」を実現するべく編制している。各学部・研究科は、「学位授与に関する方針」「教育課程の編成方針」を明示し、これを具現化するために、専門分野に応じた教員組織を編制することを方針としている。主要な授業科目は原則として専任の教授又は准教授が担当するなど、役割を明確にしている。この際、専門性においてバランスのとれた配置をすること、年齢構成についても特定の範囲の年齢に著しく偏ることがないように配慮している。また、専任教員 1 人あたりの担当学生数が学部の教育内容に照らして適切な範囲に収まるよう配慮している。

学部及び研究科の教育・研究に関する権限と責任は、それぞれ教授会及び研究科会議に所在し、学部長、研究科長を議長として各学部・研究科における議題に関する審議・決定を行う。

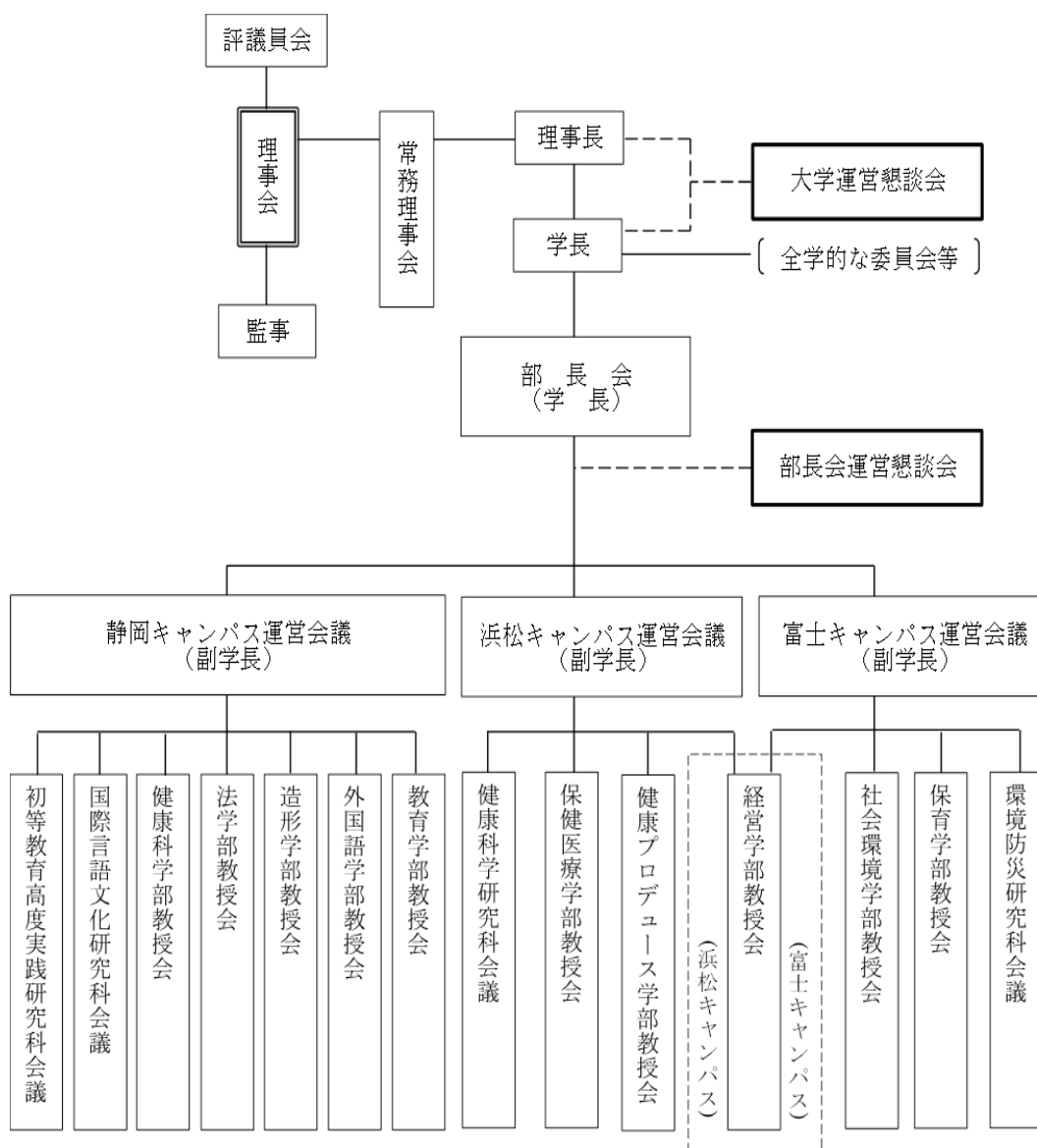
大学組織全体の運営にあたっては、部長会が「部長会運営規程」（資料 6-7）により、学長を議長として全学的な重要事項を審議・決定する。部長会は教学面の最高意思決定組織であり、学長、副学長、各学部長、教務部・学生部・入学センター・キャリアサポートセンター・図書館の各部長等及び事務局長、事務局次長等により構成している。

また、学長の下には、教務委員会、学生委員会、キャリアサポート委員会、FD・SD 委員会、地域連携推進委員会等の各種委員会を設置し、「各種委員会等の運営に関する細則」（資料 2-3）及び「各種委員会・分会要綱」（資料 6-8）に基づき、それぞれの目的・役割に応じて運営している。委員会はいずれも専任教員及び事務職員によって構成し、また、全学的な委員会の下にはキャンパスごとの分会を置くなど、教育・研究及び大学運営において、教職協働の体制を構築している。

本学の特徴として、県内に 3 つのキャンパス 4 つの校舎を擁していることがある。これ

ら地理的に離れた各キャンパスの運営を円滑に行うため、毎週、副学長（キャンパス長）を議長とする「キャンパス運営会議」（資料 2-5）を設け、キャンパス内の運営に関する事項の協議・調整を行っている。

図 6-A 常葉大学の大学運営組織



点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置

- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授、准教授又は助教）の適正な配置
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・各学位課程の目的に即した教員配置（国際性、男女比等も含む）
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮
- ・バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置

評価の視点3：学士課程における教養教育の運営体制

教員組織については、それぞれの学部・学科の教育目的に沿い、その特色を十分に発揮できるよう編制しており、大学の教員及び教員組織について定めた学校教育法、大学設置基準、大学院設置基準及び専門職大学院設置基準に適合している。

本学は、平成25年度の大学統合及び学部新設において、10学部4研究科のうち7学部2研究科については設置認可を受けている。この際に各学位課程の目的に即した教員組織を整備し、完成年度以降もこの水準の維持、向上に努めている。その他の3学部2研究科を含め、特に教育上主要である専門分野の教員に欠員が生じた場合には、当該授業科目に対する適合性が高く認められる教員を公募等において速やかに補充している。

教育活動については、平成29年5月現在でみると、専任教員1人あたりの担当学生数は24.7人となっており（大学基礎データ表1）、きめ細かな教育体制を実現している。教員の職位別構成は全体で教授37.8%、准教授29.3%、講師22.6%、助教4.9%、助手5.5%であり、また各学部においてもバランスのとれた配置になっている。年齢別教員数は、表6-Bに示すとおりである。年齢構成は29歳以下0.6%、30歳～39歳15.1%、40歳～49歳27.7%、50歳～59歳32.7%、60歳～69歳21.7%、70歳以上2.2%になっている（大学基礎データ表5）。60歳以上の教員の割合は、保育学部で33.3%、経営学部で31.6%、とやや高くなっているが、全体的なバランスは保たれている。男女比は全体で68：32であるが、女性教員の割合が低い学部（保健医療学部4.5%、経営学部15.0%、社会環境学部19.0%）がある。また、本学の専任外国籍教員については、外国語学部3名（12.0%）、造形学部2名（16.7%）、法学部3名（16.7%）、健康科学部1名（3.0%）、健康プロデュース学部1名（1.4%）、経営学部3名（7.9%）である。全体では、専任教員数310名中13名（4.2%）になっている。今後も目的に則して女性教員及び専任外国籍教員を採用していく必要がある。なお、研究科については、初等教育高度実践研究科の8名を除き、全て学部には所属している。

本学の特長として、実務経験のある教員が多いことがあげられる。大学全体の専任教員に占める割合は60.1%であり、特に経験年数が5年以上の者は全体の43.6%に上る。なかでも健康科学部や保健医療学部では臨床経験を持つ教員が8割を超える。これは本学が医療をはじめ教育・保育、芸術等の分野で専門職を育成するため、実践的な知識や経験を持つ教員による教育を重視していることを示している。

表 6-B 常葉大学年齢別教員数

平成 29 年 5 月 1 日現在

学部・研究科	年齢区分	男	女	合計	学部・研究科	年齢区分	男	女	合計
教育学部	29歳以下	1	0	1	健康 プロ デュース 学部	29歳以下	1	0	1
	30～39歳	6	6	12		30～39歳	7	7	14
	40～49歳	16	3	19		40～49歳	16	11	27
	50～59歳	15	1	16		50～59歳	12	6	18
	60～69歳	7	2	9		60～69歳	12	3	15
	70歳以上	1	0	1		70歳以上	1	0	1
	合計	46	12	58		合計	49	27	76
外国語学部	29歳以下	0	0	0	保健医療学部	29歳以下	0	0	0
	30～39歳	2	0	2		30～39歳	4	0	4
	40～49歳	5	4	9		40～49歳	5	0	5
	50～59歳	3	6	9		50～59歳	9	1	10
	60～69歳	3	2	5		60～69歳	3	0	3
	70歳以上	0	0	0		70歳以上	0	0	0
	合計	13	12	25		合計	21	1	22
造形学部	29歳以下	0	0	0	経営学部	29歳以下	0	0	0
	30～39歳	1	2	3		30～39歳	2	1	3
	40～49歳	1	0	1		40～49歳	9	1	10
	50～59歳	5	1	6		50～59歳	11	4	15
	60～69歳	2	0	2		60～69歳	10	0	10
	70歳以上	0	0	0		70歳以上	2	0	2
	合計	9	3	12		合計	34	6	40
法学部	29歳以下	1	0	1	社会環境学部	29歳以下	0	0	0
	30～39歳	4	1	5		30～39歳	1	2	3
	40～49歳	4	1	5		40～49歳	4	0	4
	50～59歳	2	2	4		50～59歳	8	1	9
	60～69歳	2	0	2		60～69歳	4	1	5
	70歳以上	1	0	1		70歳以上	0	0	0
	合計	14	4	18		合計	17	4	21
健康科学部	29歳以下	0	0	0	保育学部	29歳以下	0	0	0
	30～39歳	5	2	7		30～39歳	1	0	1
	40～49歳	4	11	15		40～49歳	2	1	3
	50～59歳	4	9	13		50～59歳	1	5	6
	60～69歳	2	3	5		60～69歳	1	4	5
	70歳以上	0	1	1		70歳以上	0	0	0
	合計	15	26	41		合計	5	10	15
					初等教育 高度実践 専攻科	29歳以下	0	0	0
						30～39歳	0	0	0
						40～49歳	0	0	0
						50～59歳	2	1	3
						60～69歳	3	2	5
						70歳以上	0	0	0
					合計	5	3	8	

本学では、大学統合による共通の教育理念に基づき、全学共通の教養教育科目を設定している。また、学部・学科や地域性の特徴を活かした科目を、学部共通の教養科目として設定している。これらの教養教育科目及び専門科目は、設置計画で示した教育課程であり、教務委員会を中心にその履行に取り組んできた。

またこれと並行して、「教育力のある大学づくり」の更なる実現に向け、平成 25 年 12 月に「カリキュラム改善プロジェクト」を設置し、教養教育については、このプロジェクトの下に「教養教育（全学共通科目）検討ワーキンググループ」を置いて、全学的な体制で検討及び推進をしてきた。この成果により平成 30 年度からの新カリキュラムにおいて「全学共通科目」を開設する。

点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点 1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点 2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

本学では、これまでの「常葉学園 大学教育職員任用・昇任規程」を廃止して、平成 26 年 5 月に「常葉大学教育職員の任用及び昇任に関する規程」（資料 6-1）を制定し、これに基づいた教員の募集、採用及び昇任を行っている。この規程では、教員の任用にあたっての方針は理事長を議長とする常務理事会で決定するものとし、教学面と管理面の双方から任用の必要性を検討する場を設けている。この規程により、公平性及び透明性等を担保した人事執行を行っている。

第2章 教育職員の任用

（任用の発議及び募集）

第3条 副学長は、教育職員を任用する必要があるときは、大学教育職員の任用に係る申請書（様式1）に関係書類を添えて、学長に提出するものとする。

2 学長は、前項の規程による申請があったときは、その審査を行い、任用する必要があると認める場合は、常葉大学部長会（以下「部長会」という。）の議決を経て理事長に任用の発議をするものとする。

3 理事長は、前項の規程により発議あった場合には、学校法人常葉学園常務理事会に諮って、任用の方針を決定するものとする。

4 理事長は、前条の規定により任用を決定した場合は、学長にその決定を報告し、募集をするよう指示するものとする。

5 学長は、前項の指示に従い、募集を行うものとする。

第3章 教育職員の昇任

（昇任の方法）

第6条 教育職員の昇任は、次のいずれかに該当する場合において、これを行うもの

とする。

- (1) 法令に定める職位数に不足が生じた場合
 - (2) 学科又は研究科の教育課程の充実を図る上で必要とする場合
 - (3) 教育研究等の業績が特に優秀な教育職員に対して行う必要がある場合
- 2 前項第1号及び第2号の規定による昇任の方法は、原則として常葉大学の教育職員（以下「学内教員」という。）を対象に職位の募集により行うものとする。
 - 3 第1項3号の規定による昇任にあつては、副学長の発議により行うものとする。
なお、副学長の発議には、学内教員からの自己推薦によるものも含むものとする。
 - 4 教育課程の充実を図る上で昇任を必要とする基準は、理事長が別に定める。

教員の募集、採用及び昇任にあたっては、「任用基準」及び「昇任基準」において職位ごとに基準を定め、それに相応しい教育・研究上の能力及び社会上の経験の有することを要件として示している。具体的な方法・手続きについても、それぞれに「取扱細則」を設け、これに沿って実施をしている。任用の審査は書類及びヒアリングにより行われ、「専門分野（領域）での研究又は業務実績を有しているか」「授業科目の担当資格能力を有しているか」に加え、「本学の発展に貢献又は寄与することが期待できる人物か」「大学及び学部・学科の業務及び事務に積極的かつ適切に執行できる能力を有しているか」等、多面的な観点から評価を行っている。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

教育内容・方法の向上を目的とする取り組みとして、毎年6月と11月に「授業力向上強化月間」を設定し、法人内各校の教員が相互に授業を参観している。これは教員の授業力向上だけでなく、学校種や職位を超えた教員間の交流促進の役割も果たしている。また、本学は教育力のある大学づくりの実現に向け、全学でカリキュラム改善など教育改革に取り組んでいるが、この進捗状況と成果を教職員が共有するため、平成26年4月を第1回として「常葉大学改革フォーラム」を実施し、平成29年11月までに7回を数えている。

教職員の資質向上への取り組みについては、FD・SD委員会を中心に年に2回の研修会を開催し、学生支援、ハラスメント防止、地域貢献、産学交流等のテーマで研修を行っている。また、毎年夏期休暇を利用して、法人内の全教職員を対象とした夏期研修会や管理職教職員を対象とした管理職研修会をそれぞれ実施し、コンプライアンスに関する講演の開催、教職協働、高大連携等をテーマとして協議の場を設けている。

教職員の研究倫理の啓発については、CITI JAPAN（現在はAPRIN）e-ラーニングプログラムに大学が機関会員として登録し、教員各自が受講できるよう便宜を図るとともに成績管理も行なっている。また、定期的に外部講師による講演や勉強会を開催している。

平成 29 年度 学内各種研修会 研修内容

FD 研修会 〔内容〕 学生支援体制における教職協働について、大学の地域貢献、産学交流 (企業から見た産学交流のあり方、企業が求める大学教育)
夏期研修会 〔内容〕 高大連携、障害学生支援、教職協働、コンプライアンスについて
管理職研修会 〔内容〕 学校法人の管理職としてのコンプライアンス、リーダーシップ研修

教員の職務評価については、「大学教育職員の職務評価実施要領」(資料 6-9)によって行なっている。専任教員を対象とし「教育実践に関するもの」「学術研究及び社会的活動に関するもの」「学務に関するもの」及び「勤務実績」の 4 分野について、副学長、学部長等の評価を受け、最終評価は学長が行う。評価の結果は、賞与、特別昇給及び昇任・昇格の審査に活用している。

また、教育・研究活動に対する自己点検を全教員対象に実施している。年度初めに「自己申告書」(資料 6-10)に研究計画、授業改善計画などを記入することになっている。年度末に 1 年間の振り返る自己評価を記載し、次年度の計画の参考資料として活用している。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教員組織については、大学統合後は設置計画の履行に努め、適切に整備してきた。同時に、完成年度以降を視野に平成 27 年 12 月に「教員組織等検討委員会」を設置し(資料 6-11)、学長、副学長、教務部長、事務局長を中心に専任教員の定員数、職位別の定数、採用計画及び非常勤講師の位置付け等の適切性について、点検・検討を行い、継続的に改善を図っている。

本学では、大学統合後、教育職員の任用及び昇任に関する規程を整備し、原則として公募による教員採用を実施してきた。それにより、公平性、透明性、機密性を担保しただけでなく、教員の年齢構成等、バランスを適正な形に是正しつつある。また、昇任の規程整備により、教育・研究活動の定期的な見直しや教育・研究に対する意欲の向上につながり、学科を超えた共同研究、倫理審査を受ける研究数、学位取得者数、紀要投稿数、学会発表や学術論文数などの増加につながっている。

(2) 長所・特色

3つの大学がそれぞれの専門性、地域性により発展してきたが、大学統合の過程で、組織に統一志向をもたらした。もともと同一法人傘下であるという共通の基盤を持つため、親和性が高く、教員組織の協力体制の構築は比較的スムーズであったといえる。その一方で、それぞれが培ってきた長所や特色を確保しつつ、相互補完することで発展につなげている。例えば、「カリキュラム改善プロジェクト」においても、各学部の特色や専門性を保ちつつ、教養教育科目については10学部に通ずる全学共通科目を設置し、大学として一定水準の質保証を可能にすることができた。また、教職員の資質向上のための各種研修においては、法人と連携することで、大学のみならず、短期大学部、中・高等学校など、学校種を超えた幅広い研修内容及び交流を実現している。

(3) 問題点

大学の教育理念である「知徳兼備」「未来志向」「地域貢献」を実現するために大学が求める教員像及び教員組織の編制方針について、明文化していないのが現状であり、今後、これらを整備し明示していく必要がある。また、教員組織の適切性についての検討は、これを推進する「教員組織等検討委員会」を設置した(資料 6-11)。先行する「カリキュラム改善プロジェクト」に続き、今後は本委員会を中心として、教員定数等の策定に向けて取り組む必要がある。

また、教員の任用について「教育職員任用基準」(資料 6-4)を定め、これに基づき実施しているが、多方面に及ぶ各専門分野について、業績評価基準が適合できなくなっているため、今後、見直す必要がある。また、これまで各研究科が独自の基準で行なっていた授業及び研究指導担当教員の資格審査について見直しを図り、大学院全体で統一した審査基準及びその手続きに関する規程を制定した(資料 6-12)。

(4) 全体のまとめ

教員組織の編制や教員の任用及び昇任については、規程・基準等を整備し、適切に行っている。今後はこれらについての方針を明文化し、大学の教育理念が一層反映するよう示していく必要がある。教員定数や職位定数についても見直しを進めていく。

教員の資質向上のための取り組みについては、大学と法人が連携することで相互補完しつつ組織的に実施している。また教員の教育・研究及び地域貢献活動に対する評価とその結果についても賞与、昇給、昇任等に活用している。

今後の課題として、教員・教員組織についての点検、評価を実施し、改善していくための仕組みを整備していく必要がある。

第7章 学生支援

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学の学生が教育理念に沿って学修に専念し、安定した学生生活を送ることができ、学生の満足度の向上が図られるよう、特に下記の方針に沿って学生支援を行うこととしている。

- ・ 学生の成長に応じた体系的な教育を組織的に行うことによって、次代を担う有為な人材の育成に取り組み、学生・生徒等のみならず全てのステークホルダーの満足と信頼を獲得するよう努める。
- ・ 学生の課外活動に対する相談・支援や自学自習の学習環境整備等の向上を図る。・ 近年の社会経済情勢に鑑み、経済的理由により学業の継続を断念する、あるいは修学に専念できない事態の発生をできる限り防ぐため、経済的困難のある学生に対して、奨学金やその他の多面的な経済的支援を効果的に行う。
- ・ 学生が心身の健康を保持し、安全で快適な環境下において修学に専念できるよう、生活相談、カウンセリング、健康相談等のシステムを有効に機能させる。
- ・ 進路支援については、単に卒業時の就職先だけを考えるのではなく、将来にわたるライフプランを視野においた学生のキャリア形成の契機となるよう配慮する。
- ・ 学生生活に関する学生の声をアンケート等で積極的に収集し、その結果を学生生活と学修環境の改善に役立てる。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・正課外教育
- ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・障がいのある学生に対する修学支援
- ・成績不振の学生の状況把握と指導
- ・留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・退学希望者の状況把握と対応
- ・奨学金その他の経済的支援の整備

評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・学生の相談に応じる体制の整備
- ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
- ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
- ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

評価の視点5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

評価の視点6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

本学の学生支援の中核をなす指導教員制度並びにオフィスアワー制度の概要について以下に示す。

ア 指導教員制度

全ての学生に対して、当該学部・研究科の教員1名を指導教員として配置している。1年次については、平成17年度（浜松・富士キャンパスにおいては平成25年度）から開設している「人間力セミナー」（1年次の必修科目）の担当者が指導教員を務め、2～4年次については、学科・専攻の専任教員を指導教員として割り振っている。4月の履修指導、9月の後期ガイダンスにおける成績表の配布などの他、随時行われる指導教員によるゼミや懇親会などを通して、すべての学生に対する日常的な修学支援が行われるとともに、教員・学生間並びに学生同士の交流を図っている。

9月には保護者懇談会を開催して、指導教員と保護者の個別面談の機会を設定している。学生生活の状況を伝えるとともに、保護者からの意見も聴くことができるので、学修支援・進路支援に役立っている。特に成績不振の学生については、状況を把握し、学修の支援計画を立案するうえでの貴重な情報交換の機会になっている。

イ オフィスアワー制度

指導教員と指導学生との関係を中心とする指導教員制度を補うため、平成 14 年度後期からオフィスアワー制度を導入している。これは、専任教員が学生の自由な来室に対応するため、あらかじめ登録してある時間に研究室に待機しておく制度であり、科目担当教員に授業に関する質問を行うとともに、所属学部・学科以外の教員から幅広い知識・情報に触れることを可能としている。

実際には、オフィスアワー以外に訪問する学生も多く、教員は都合のつく限り対応している。また、来訪者は授業の履修者など面識のある学生に限られている傾向が見られるので、本制度の利便性について広く周知を図っていく。

学生への修学支援に関しては、教務課による教学関連の業務を中心に、上記の指導教員制度、オフィスアワー制度などが補完する形で組織的に進めている。特に修学面で困難を抱える学生（留年者、休学者、退学者など）については、教務課、指導教員及び学生相談窓口などが多角的に学生の状況把握に努め、学生個々に応じた対応を行っている。例えば、半期又は年間の取得単位が一定基準よりも少ない学生について、学生本人へのサポートや学部・学科教員との学修支援計画策定、保護者との情報交換等を必要に応じて行っている。学部・学科等により差は見られるものの、概して在籍率・卒業率が高く、留年率・休学率・退学率が低いという本学の特徴は、この修学支援の体制に依るところが大きいと考える（資料 7-1）。

近年は多様な学生が入学する傾向を受け、様々な個性を持った学生の多様な学びに対応するための取り組みを行っている。まず学生の能力に応じた補習・補足的な教育については、すでに浜松キャンパスには基礎教育センターを設置しているが、平成 30 年度には草薙キャンパスにも同様のセンターが開設予定であり、また学部や学科ごとに独自の授業外学習や能力別クラスによる授業なども実践している。

さらに学生の能力を伸ばさせるために正課外教育の取り組みも始められている。具体的には各種ボランティア活動や地域との交流などがあるが、現時点では各センターや指導教員ゼミなど独立した小さな単位での取り組みに留まっており、今後組織的な教育プログラムへ発展させることも検討していかなくてはならない。

留学生への修学支援については、留学生が在籍する浜松キャンパスと富士キャンパスに国際交流室を置き、留学生の修学支援に対応する人員を配置している。生活面の支援としては、留学生寮を自己所有し、留学生に対して廉価な住環境を提供している。学習面の支援としては、経営学科目に「日本事情Ⅰ・Ⅱ」を置き、日本語能力試験の対策指導を行っている。一般学生と留学生との交流においては、各キャンパスの学生組織である学友会が年間を通じて交流事業を企画し、相互理解と交流促進を図っている。

障がいのある学生に対しては、障害者差別解消法施行前に全学的な研修会を実施し、教職員に対しては各キャンパスで FD・SD 研修などを通じて勉強会を実施している。静岡キャンパスには障がいを持った学生を含め総合的な窓口として学生支援センターを設置している。また定期的に副学生部長を中心にカウンセラー・保健室・学生課担当と情報共有会を実施しているが、現時点では全学的な支援体制を完備しているとは言い難い。その実現に向けて教務委員会、学生委員会を中心に効果的な連携のあり方について検討を重ねてい

るところである。

学生に対する経済的支援としては、日本学生支援機構の奨学金制度を中心に対策を講じており、多くの学生が利用している（大学基礎データ表 7）。新入生を対象とするガイダンスを行う他、家庭の経済状況が急変した学生を対象とする相談業務を行い、学生の経済的ニーズに対応している。また、本学独自の授業料減免並びに奨学金給付の制度もあり、入学試験における成績及び入学後の成績に応じて経済的支援が行われている。

学生の生活支援については、奨学金等の経済的支援、健康管理や健康増進等の保健・衛生管理、学生相談業務、セクシュアル・ハラスメントやアカデミック・ハラスメント等のトラブル防止、防災訓練などの安全確保、学友会やクラブ・サークル等に関する課外活動支援など多岐にわたっている。これら多くの事務・事業を学生課が所掌するとともに、学生相談並びに保健・衛生に関する業務については、専門の部署を設けて対応している。

前述したとおり、静岡キャンパスでは学生に対する様々な支援の総合窓口として、平成 23 年度より「学生生活支援センター」を設けており、指導教員や学内の各部署、学外の専門機関などとの連絡・調整機能を果たしている。なお、同センターは平成 27 年度より「学生支援センター」と名称変更するとともに、浜松キャンパスへの導入についても検討を進めている。

学生生活に対する大学の配慮及び指導は、保護者・保証人の理解と協力のもとに進める必要がある。そのため、例年 9 月下旬に保護者懇談会を実施しており、大学の教育並びに学生指導の方針に関する説明を行い、保護者の意見・要望等も聴く機会としている（資料 7-2）。

学生相談に関しては、カウンセリングルーム（浜松キャンパス及び富士キャンパスでは「学生相談室」）が対応している。静岡キャンパスにおいては、毎日 9 時 30 分～17 時にカウンセラー（臨床心理士）3 名が交代で相談にあたっており、不定期ではあるが、教育学部心理教育学科教員（臨床心理士）も相談・指導にあっている。また、カウンセリングルームを周知するため、リーフレットを作成し、年 2 回のガイダンスで説明している。浜松キャンパスにおいては、カウンセラー（臨床心理士）3 名が交代で勤務し、月～金の 9 時～16 時の間、開室している。富士キャンパスにおいては、前期（4 月から 8 月まで）と後期（9 月から 1 月まで）の期間において、週 2 回カウンセラーが勤務し、火曜日は 10 時から 17 時まで、水曜日は 9 時から 17 時まで開室している。

ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備も進められている。チラシを利用して、ガイダンスの機会に防止を呼びかけるとともに、解決のための相談窓口の周知を図っている。また、学生のトラブル防止に関しては、前期・後期ガイダンス等の機会を通じて情報提供並びに啓発を行っている。痴漢や悪徳商法などの犯罪被害に遭わないための心がけや、違法薬物・危険ドラッグの恐ろしさ、交通事故防止など、各キャンパスの実情に応じたテーマを設定して実施している。

学生の保健・衛生面の支援は、各キャンパスの保健室（学則第 67 条における「医務室」）が担っており、応急処置に必要な物品や薬品等を整備し、身長・体重・血圧等の測定も可能になっている。看護師もしくは保健師が平日の授業時間帯に常駐する他、大学行事や入学試験等においても臨時に開室している。この他、健康増進指導や健康への啓発・注意喚起、学内外の医療機関との連絡・情報交換等の業務も行い、定期健康診断を 4 月のガイド

ンスと併せて実施している。

受動喫煙防止の観点からは、平成 16 年度から校舎内の禁煙化、指定喫煙箇所の整備・分煙化を徹底している。ガイダンス等において、喫煙による健康被害を解説し、映像資料の提示やパンフレットの作成・配布なども行っている。特に喫煙者の学生に対しては、禁煙に向けての専門的な相談を行っている。

衛生面に関しては、新型インフルエンザが流行したことを機に、全学生・教職員に配布可能な数量の使い捨てマスクを備蓄している。

さらに本学は、予想される東海地震危険対象地域内に位置しており、安全な学修環境を整えるために、地震対策を含めた消防計画を策定し、防災対策を講じてきた。地震についての心構えを周知するとともに、毎年各キャンパスにおいて防災訓練と消防署による防災講習等を実施し、防災意識の向上と緊急時の迅速・適切な対処方法を指導している。

学生の進路については、教職協働による支援を行っている。1、2 年次に全学部で開講するキャリア教育科目を基盤として、入学時から社会人基礎力の醸成を図っている。全キャンパスにキャリアサポートセンターを設置し、インターンシップ参加の指導、就職活動時における企業選定、提出書類の作成指導、面接対策支援等、多岐にわたる支援・指導を行っている。具体的には、民間企業・公務員を志望する学生を対象とし、主に 3 年次向けに計画的なガイダンスを通年で開催している。その 3 年次の夏期休暇前には、就職活動に係るガイドブックを全員に配布している。3 年次の 3 月の広報活動解禁月には、250 社を超える企業を招き、大学主催の合同企業説明会をキャンパス所在地の 3 会場で開催している。また、民間企業の求人情報入手のため、大学自らが就職支援サイトに加入し、学生がスマートフォンを利用して、迅速・多量に求人情報を入手できる体制を敷いている。教員・保育士・医療専門職を志望する学生にも、ガイダンス、面接指導、特別指導を行っており、あらゆる進路選択に対して、きめ細かな支援・指導を行っている。

またキャリアサポート委員会に所属する各学科の教員は、同センターと協働して学生の進路状況を把握するとともに、学生の指導教員による進路指導が円滑に進むように働きかけを行っている（資料 7-3、7-4）。

部活・サークルに対しては、活動場所の提供、活動費の補助など、学生生活を充実させるため、課外活動へ様々な支援を行っている。特に適切な課外活動を促すための手段として、定例の部長会（部活・サークルの代表者会議）に学生課職員が出席し、必要な指導並びに情報提供を行っている。また、学友会活動の活性化のために、大学祭や交流会等、様々な学生主体の活動を支援している。

なお、静岡キャンパスにおいては、DO-ing プロジェクトを通じて、学生のグループによる自発的な社会貢献活動等に対して助成金を交付している。また、浜松キャンパスにおいては、ボランティアセンターを設置し、学生のボランティア活動に対する支援を行っている。富士キャンパスにおいては、学生の研究発表の場として「富士山麓アカデミック & サイエンスフェアポスター発表」「ふじとこ未来塾研究発表会」を設け、研究成果を継続的かつ積極的に社会へ還元している。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学生支援の適切性については、学生アンケート調査を学生対象に実施している。学生アンケートは、これまで旧3大学が独自に行ってきたが、学生生活に関するニーズを全学的に収集し、その結果を学生支援の改善に役立てることを目的に、平成26年度から全学統一項目による学生アンケートを実施している。学生生活に関する全学的な評価結果を活用し、点検している情報を継続的に分析することで、各キャンパス、学部・学科等の現状と課題を抽出する仕組みを構築しつつある。

その他に、学長及び副学長（各キャンパス長）と学友会執行部を囲む昼食会を開催して学生からの要望を直に聴く機会を継続的に設けている。また、「授業評価アンケート」による意見の収集も実施している。

特に効果が挙げられている事項として、次のことがある。

ア 学生への褒賞・懲戒

従来の3大学における学生を表彰（褒賞）する制度は、学生に対するインセンティブとして3大学独自に機能していたが、統合後、全学的公平性の観点から、「常葉大学学生表彰規程」（資料7-5）を制定し、統一的な制度のもと、平成26年度から運用している。この表彰制度は、学生の学修への一層の励みになっている。また、学生の不祥事に関しても、「常葉大学学生懲戒規程」（資料7-6）を制定し、平成26年度から全学統一の体制を整備している。

イ 学生への経済的支援

学生への経済的支援としては、「常葉大学奨学生規程」（資料7-7）に定める本学独自の支援（6種類）もあるが、受給者の比率においては日本学生支援機構の奨学金制度が大きな役割を果たしている。希望者は一種、二種のいずれかをほぼ全員が受給できている状況である。さらに家計急変の場合に、緊急・応急の申請を促すことにより、経済的理由による退学者の割合は少なく、効果があがっているものと判断する。

なお、外国語学部では中・長期留学制度、教職大学院では独自の奨学制度を用意し、各学部・研究科の特色を伸ばす奨励的な役割を果たしている。また、経済的に就学困難な学生のために、担当教員・保護者・事務局との連携を密にし、授業料の延納・分納の相談に応じるとともに、低利融資制度の紹介等の配慮を行っている。

ウ 学生相談、保健・衛生

学生の様々な相談に対しては、指導教員、保健室、カウンセリングルーム（学生相談室）などがそれぞれの基本的役割を分担しながら効果的に機能しているものと判断する。なかでも、指導教員制度は学生と教員間の距離を縮める役割を果たしてきた。またカウンセリ

ングループ、保健室との連携も密になり、より一層の協力体制を築いている。

また、学生の健康管理、健康支援に関わる業務を効果的・一体的に行うために平成 28 年度より健康管理委員会（平成 28 年 4 月施行）（資料 7-8）を立ち上げ、学生の健康管理や悩みごとの相談については、保健室と学生相談室及び学生委員会委員が連携して対応することで、基本的役割を十分に果たしている。

カウンセリンググループは、学生の心身の健康について、保健室と緊密に連携しながら業務にあたっている。周知・広報に努めた結果、学生はカウンセリンググループの存在をよく認知している。

保健室についても、学生の健康管理の役割を果たしてきた。定期健康診断は、4 月のガイダンスにおいて時間枠を設定する工夫をしていることも功を奏して、高い受診率を実現しており、診断結果に基づく個別指導も行われている。また、トレーニングルームにおいては、設備と機器の充実により、利用率も上がり、学生の健康管理の意識が高まっている。

その他、「健康増進法」に基づく学生の健康増進、安全確保、学生生活に伴う様々な被害や危険等についても、文書・ガイダンスの両面から周知徹底を図っている。教育学部の教職履修者において、教育実習、介護等体験などに臨むにあたり、「健康自己管理表」の作成を義務づけ、実習校等から学生の健康管理意識の高さを評価している。

エ ハラスメントの防止

ハラスメントの防止については、学生への広報に努めるとともに、相談窓口を設置し適切に対応できている。組織としては、関連業務全般を所掌するハラスメント委員会の他、窓口業務を行う学生課、被害者保護にはカウンセリンググループなどがある。また、平成 29 年 6 月にはハラスメント啓蒙習慣として、ハラスメント防止のためのチラシを作成し、拡大掲示及び常葉大学ポータルサイトより全学生にメール配信した。なお、毎年 4 月に全教職員・学生に対し説明を行っている。ハラスメント委員会での対応を要する案件は、ほとんど発生しておらず、一定程度の効果を評価する。

オ キャリア支援

学生の進路支援は、学部・学科の専門性と学生のニーズ及び地域の産業特性に合わせて行い、その成果を高い就職決定率に反映している。また、キャリア支援科目やガイダンスに積極的に参加する学生ほど高い成果を上げていることは、指導内容が有効かつ適切であるといえる。具体例の 1 つとして、民間企業への進路を検討する学生を対象としたインターンシップにおいては、キャリアサポートセンターによる受け入れ企業開拓と、授業における地域産業研究や職業研究、マナー教育を複合的に組み合わせ、例年 200 名ほどの実績を上げている（資料 7-9、7-10、7-11）。

カ 学生の課外活動への支援

学生生活の一部である学友会活動にも大きな効果があった。平成 25 年度の大学統合と同時に、3 大学の学友会は「常葉大学学友会」に統合し、各キャンパスは「支部会」組織となった。学友会長統括のもと、各キャンパス支部会は協力しながら入学式、大学祭、連合体育祭など各種イベントの計画・実施に当たっており、キャンパスの垣根を超えた、学

生間の幅広い交流の基盤を整備しつつある。また、改善すべき事項として、次のことがある。

(ア) 指導教員制度、オフィスアワー制度

学生指導に対する指導教員の取り組む姿勢については、4月の履修届確認、9月ガイダンス等における制度上必須の部分は全教員が対応しているが、学生との日常的関わりや指導の密度については、ばらつきがある。このばらつきは、専任教員数と学生数の比率が学科・専攻ごとに差があること、授業で顔を合わせる機会のない指導教員と学生との組み合わせが存在することなどに起因しており、教員の意欲・姿勢だけの問題ではないと考えられる。そのため、それぞれの実態の把握に努め、対応を検討する必要がある。

諸問題として、教員の指導・支援を求める学生は、オフィスアワー以外の時間帯（昼休み等）に訪問することが常態化しており、オフィスアワー制度がねらいとおりに機能しているとは言い難い。また、卒業研究等のゼミの実施に関しても、学生と教員の全員が空いているコマを探して実施するのが難しく、何回かに分けて実施する必要があるなど、教員負担の面で課題が存在する。また、オフィスアワー制度に関する教員と学生間での時間調整の課題があり、これは学生の学内滞在時間が短いことが要因になっている。教員と学生の意識醸成、学生の学内滞在時間の確保方策等を検討する必要がある。

オフィスアワー制度については、その意義と一定の役割は認めることはできるが、指導教員制度と相補的に機能するという初期の目的は十分には達成できていない。そのひとつの原因は、教員と学生双方の都合の良い時間が、現状の時間割のもとでは容易には見いだせないという現実があるため、改善策等を検討する必要がある。

(イ) キャリア支援

キャリア支援・指導に参加しない、もしくは消極的な学生が、進路未定のまま卒業を迎え、結果的に全体の就職決定率を下げている。このような学生を就職活動へといかに主体的に関わらせるかが課題である。キャリアサポートセンターの業務の責務として、これらの学生の進路を確定させることが重要であり、進路を確定させたうえで卒業を迎えさせるというセンターの理念に沿って、積極的に教職協働で学生への働きかけを続けなければならない。

(ウ) 部活動の取扱い

大学統合にあたり十分な検討ができなかった課題の一つに、「部活動(強化クラブを含む)の取扱い」がある。学生委員会においてこの問題を喫緊の課題として集中的に審議を行った結果、「部活動のキャンパス完結型運用」を暫定案として決定し、部長会の承認を受けた。これにより、旧3大学が培ってきた部活動の実績・伝統は新大学へと継承した。課題として残った全学的・長期的な運営方針の一環として、平成28年12月「常葉大学運動部管理規程」を制定し、平成29年4月から施行した(資料7-12)。

今後は文化部を含めた部活動の取扱いを大学運営戦略のひとつとして位置づけ、全学的な議論を進めていく必要がある。

(エ) 保健室の管理運営

前述のように、学生の生活支援における保健室の役割は一層重要になっている。これまで適切な保健室の運用に努めてきたが、その基準となる保健室の管理運営に関しては、全学的に統一した規程を未だ整備していない。全学の学生サービスの公平性の観点からも、今後、統一的な保健室の運用を図る。

また、メンタルヘルスを必要とする学生への支援方策についても統一的な運用の検討が必要である。

(オ) 国際交流

国際交流に関しては、全学的な統一性をより高めるため、「常葉大学の国際交流に関する基本方針」（資料 7-13）及び「常葉大学の海外の大学等との交流協定の締結に関する取扱要綱」（資料 7-14）を平成 26 年度に制定した。その後、平成 28 年度には、本学の学生や教職員が海外における研修や出張等に際して、何らかの事故・事件等に遭った場合に、本学が対応するための「常葉大学海外派遣等における危機管理及び安全対策等に関する要項」（資料 7-15）及び海外への出発前に安全対策を確実なものにするための「常葉大学における海外研修等に係る安全のためのガイドライン」（資料 7-16）を制定し、研修・出張等の届けの際には、このガイドラインに基づくチェックリストを添付するようにした。平成 30 年度の静岡草薙キャンパス移転に備え、平成 29 年度には、富士キャンパスの中国人留学生プログラムや、浜松キャンパスの留学生別科等についても再点検を進め、さらに造形学部ではタイ国の大学と協定を結び、同国の大学生が短期研修で同学部を訪れた。今後は、外国語学部の留学・語学研修を主とした従来のアウトバウンドな国際交流だけでなく、本学へのインバウンドな交流にも積極的な展開を模索する。

(カ) キャンパスの立地の問題

浜松キャンパスの所在地が JR 浜松駅から遠く、交通手段も路線バス 1 路線と学園バスのみであり、浜松駅までの所要時間が長く運行本数に制約があることがあげられる。今後は、学園バスの運行を含め、交通アクセスの調査を行い、学生生活向上のための有効な通学方法を検討していく必要がある。

また、富士キャンパスでは、キャンパスの敷地が狭く、運動部の練習にキャンパスから離れた場所を使用している。また、いくつかの運動部は、市営の施設を利用しているため、その費用も必要になっている。施設を充実させることは容易ではないが、できる範囲で円滑な部活動ができるように周辺施設との連携を模索していく必要がある。しかし、平成 30 年 4 月からは静岡草薙キャンパスへの新築移転により現静岡キャンパス瀬名校舎の施設の利用が可能となり、大幅な改善を見込む。

(キ) 学生相談等の窓口

学生からの相談や問い合わせ等を総合的に受付ける窓口を設置し、学生の相談への的確な対応及び利用しやすい体制の構築を図る必要がある。

(ク) 学生の安全・安心への対応

不審者等に対する防犯体制、地震発生時等における安否確認や備蓄材の確保、海外渡航における安全確保体制など、学生の安全・安心への対応をより一層図っていく必要がある。

(2) 長所・特色

ア キャリア支援

全学共通科目として、1年次に必修科目の人間力セミナーを開講している。2年次以降は全キャンパスでキャリア支援科目を開講し、社会人基礎力の醸成と就職に向けた準備や企業研究等を目的とし、毎週同じ曜日・時限に就職指導を行っている。

静岡キャンパスでは、学生が自分自身のキャリア形成の重要性を自覚し、大学内外での多様な学修体験を記録して、進路検討に活かすことができるツールとして「キャリアポートフォリオ」を全員に配布し、指導教員とキャリアサポートセンターが、ワークショップや個別指導を通し、協働してキャリア形成を支援している(資料7-17)。

平成30年度からは、全キャンパスで1年次に設置しているキャリア開発論Ⅰを必修化する。本科目により、今後は全ての学生が生涯にわたる自己成長に関心を持つことを期待している。

イ 指導教員制度

学生に対する修学、生活相談等多面的な状況を把握できており、学生個々に応じた多様な対処を可能にしている。就職担任制システムや授業を通じた就職活動の指導、支援体制は就職内定者の拡大に寄与している。

(3) 問題点

ア 学生相談、保健・衛生

指導教員制度とカウンセリングとの有効な連携は今後の学生相談の鍵である。そのためには、指導教員である本学の専任教員が学生相談についての理解を深め、意識を高めなくてはならない。「学生対応ガイダンス」「学生対応ワークショップ」などの開催によって、教職員の学生理解を深めることが今後必要である。

保健室の責務としては、「健康増進法」に基づき、健康教育をより広範に進めていく。健康相談や健康管理その他学生の健康増進のために必要な事業を積極的に推進するために新たに設置した健康管理委員会を、健康教育、学生指導あるいは教育課程の中に位置付け、総合的に学生の健康対策を進める必要性を学生部及び学生委員会等において検討する必要がある。またカウンセリングルームとの緊密な連携のもとに、就職活動に伴う学生の心の問題に対応することも、今後一層重要になってくる。

イ ハラスメント防止

セクシュアル・ハラスメント以外にも、様々なハラスメント、特にアカデミック・ハラスメントを含めたキャンパス・ハラスメントという視点、さらには差別、人権問題という視点まで含めて考える最近の動向にも考慮する必要がある。大学が訴訟の対象となる最近の現況を踏まえた検討が求められる。ハラスメントに係る規程等の更なる整備と並行して進めるべきこととして、大学の構成員の意識改革があげられる。外部講師を招いた特別講演会、研修会等も含めて、ハラスメントの防止・啓発活動に力を入れる必要がある。

ウ 施設・設備の充実・改善

静岡キャンパスでは、障がいのある学生の受け入れを考えた場合、施設・設備の改善が喫緊の課題となる。特に1号館及び図書館について、車いす利用者への対応が図られておらず、必要に応じて補助職員を充てることによって対処している。エレベーターの設置を含む抜本的な対策が不可欠になっている。

浜松キャンパスでは、障がいのある学生を受け入れるために、1号館昇降口階段スロープの設置、地盤沈下箇所の段差解消、障がい者トイレの増設などの対応が必要である。地震・台風災害対策については、災害発生時の滞在学生数を想定し、これらの災害に備えた飲料水、食料品及び資器材等を早急に備える必要がある。

富士キャンパスでは、商店街が近くにないため、キャンパス内のアメニティーの充実、交通手段の整備等を着実に進めている（富士キャンパスは、平成29年度をもって閉鎖）。

また、学生の安全・安心対策として、不審者等に対する防犯体制、地震発生時等での学生の安否確認、海外渡航における安全確保体制などを整備していく。

(4) 全体のまとめ

本学は開学以来、きめ細かい対応を旨として、時代の変化に対応しながら、常により良い学生支援のあり方を模索してきている。学長との昼食会や学生アンケート等の実施により、学生の要望を聴きながら、適切な学生支援に努めている。それらは現時点では一定の成果を上げているものの、近年の大学規模の拡大と学生数の増加によって、改めて本学の学生支援の体制が問われているのも事実である。現在行われている連携や体制に満足することなく、時代の変化や学生の多様化に柔軟に対応できる支援体制について大学全体で議論を続ける必要がある。

第8章 教育研究等環境

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本法人の「平成29年度事業計画書」(資料8-1 p.7)では、次のとおり方針を明示している。

「学校施設は、学生・生徒・児童・園児が学習と生活の場として一日の大半を過ごす重要な場所であるとともに、災害時には近隣住民の緊急避難先にもなる重要な施設としての性格も併せ持つ。従って、通常時においても緊急時においても安心・安全な施設としての機能を維持することを最優先するとともに、急激な少子化やグローバル化の進展など、様々な社会環境の変化に的確に対応できる教育・研究施設として一層の整備・充実に努めていく。」

本学はこの方針のもと、平成28年度から平成35年度までの「学校法人常葉大学の長期ビジョン・中長期計画等」(資料1-9)を制定し、11の項目について目標又はあり方を定めている。教育・研究等の環境整備については、この中期計画の中で、教育の充実、研究の推進、学生支援の充実、施設・設備の充実及び安全管理の充実の各項目において、目標とその具体的な方策を示している。

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：施設、設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

本学は、静岡市・浜松市・富士市にキャンパスを設置しており、全校地面積は401,851㎡、校舎は計31棟あり全校舎面積は111,060㎡である(大学基礎データ表1)。また、収容定員数は10学部19学科で6,840名であるので、大学設置基準第37条(校地の面積)及び第37条の2(校舎の面積)の基準を十分に満たしている。

静岡キャンパスは瀬名校舎及び水落校舎から成る。瀬名校舎は静岡市葵区瀬名に位置し、教育学部、外国語学部、造形学部の3学部と国際言語文化研究科、初等教育高度実践研究

科の2研究科で構成している。校地面積は52,234㎡であり、校地内には10,544㎡の人工芝運動場を擁している。校舎面積は本館、1号館、2号館、3号館、サテライトビルを合わせて30,195㎡である。なお、教育学部の附属施設として、校舎南側に教育学部附属橋小学校がある。水落校舎は本学園発祥の地である静岡市葵区水落町に位置し、平成25年4月に法学部と健康科学部を新たに設置したことによる新校舎である。校地面積は1,126.28㎡であり、常葉大学附属常葉中・高等学校と一部を共用している。また、徒歩2分に近接する鷹匠校舎（校地面積1,032.61㎡、校舎面積3,180.56㎡）があり、主に健康科学部静岡理学療法学科が使用している。

浜松キャンパスは浜松市北区都田町に位置し、経営学部、健康プロデュース学部、保健医療学部の3学部と健康科学研究科で構成している。校地面積は205,008㎡であり、校舎面積は7つの校舎棟と2つの体育館、情報教育施設を併設した多目的ホールを合わせて39,455㎡である。また、運動場用地面積は4つのグラウンドと車で20分のところにある有玉グラウンドを合わせて77,118㎡である。

富士キャンパスは、富士市大淵に位置し、経営学部、社会環境学部、保育学部の3学部と環境防災研究科で構成している。校地面積は88,552㎡、校舎面積は1号館、2号館、3号館、学生ホール、体育館を合わせて17,751㎡である。また、運動場用地面積は59,165㎡（丸火総合グラウンド48,672㎡を含む）である。

3キャンパス4校舎ともに、それぞれに所在する学部・研究科の教育・研究内容に応じて必要な施設、設備及び備品等を適切に整備している。ほとんどの講義室、演習室には、収容定員や用途に応じてプロジェクター、大型スクリーン、プラズマディスプレイ、DVD等のAV機器を設置している。校舎内には無線LANを整備し、教育効果の高いマルチメディア装置により、視聴覚教材やインターネットを利用した授業が可能になっている。情報処理学習施設等にはコンピュータを合計1,187台（静岡キャンパス瀬名校舎553台、同水落校舎95台、浜松キャンパス257台、富士キャンパス282台を備えており、学生の自習用にも開放している。

運動用施設としては、各キャンパスにグラウンド、体育館、トレーニング施設等を設置し、体育実技等の授業やクラブ活動にも利用している。

各キャンパスの主な運動用施設

キャンパス	施設内容
静岡キャンパス 瀬名校舎	グラウンド1面、体育館（コート2面、剣道場、柔道場、ロッカー室、シャワー室）、トレーニング室（シャワー室）、ハンドボールコート1面
水落校舎	なし
浜松キャンパス	野球場1面、サッカー場1面、ラグビー場1面、テニスコート5面、フットサルコート1面、体育館（コート2面、武道場、ロッカー室、シャワー室）、アリーナ（コート1面、トレーニング室、リコンディショニングセンター、ロッカー室、シャワー室） 〈有玉グラウンド〉 陸上トラック、野球場1面、サッカー場1面、クラブハウス
富士キャンパス	サッカー場1面、テニスコート1面、体育館（コート2面、トレーニングルーム、ロッカー室、シャワー室） 〈丸火総合グラウンド〉 陸上トラック、野球場1面、サッカー場1面

学生食堂は、各キャンパス・校舎にあわせて5箇所設置し、収容人数は2,025名になっている。この他、学生ホールも合計8箇所、収容人数は2,799名を数え、学生食堂とともに学生の憩いの場として、また自主的な活動の場所として活用している。また、学生食堂や学生ホールに隣接してコンビニエンス・ストアや売店が出店している。

各キャンパスの学生食堂、学生ホール、コンビニ・売店 ※（ ）内は収容人数

キャンパス	学生食堂	学生ホール	コンビニ・売店
静岡キャンパス 瀬名校舎	2号館学生食堂（612）	本館学生ホール（255） 2号館学生ホール（612）	3号館3階
水落校舎	本館学生食堂（322）	本館学生ホール（322） 常葉中高南館第2学生ホール（50） 1号館学生ホール（44）	本館1階
浜松キャンパス	ハムスターダイニング（431）	1号館学生ホール（431） 3号館学生ホール（425）	1号館1階 7号館2階
富士キャンパス	1号館学生食堂（492） 3号館カフェ（168）	1号館学生ホール（660）	3号館1階
合計	5箇所（2,025）	8箇所（2,799）	5店舗

バリアフリーへの対応としては、平成 25 年に竣工した静岡キャンパス水落校舎においては校舎全体としてノーマライゼーションの観点に立脚した設計になっている。その他のキャンパス・校舎についても、障がい者に対応したエレベーター、車いす用のスロープ、専用トイレを各所に設置を進めている。

学生寮としては、主に運動部に所属する学生用に常昇寮（71 室）と東山寮（53 室）が、留学生向けには蓮華寮（12 室）と広見寮（24 室/3 名 1 室）の計 4 棟 160 室を設置している。

各キャンパス事務局には管財担当者を置き、施設、設備の維持・管理にあたる他、資格を有する委託業者等による消防設備等の定期点検を実施し、保全作業を行うなど、施設・整備の機能・動作に支障をきさないよう万全を期している。安全確保については、各キャンパスに防火管理者を置き、その下に火元責任者を適宜配置する等の防火管理体制を組織している。また、定期的に防災訓練等を実施し（資料 8-2）、学生及び教職員に対する意識の向上に努めている。衛生の確保については、学校保健安全法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律及び労働安全衛生法等に基づき、室内空気・照度・飲料水等の検査・測定を定期的に行い、良好な環境の保全に取り組んでいる。

本学では、教育課程の特長、学生の教育方法等に応じて教育効果を上げるために必要となる情報システムの整備及び更新に努めてきた。その一方で、情報倫理については、各キャンパス等が個別に取り組んできたため、これまで、統一的な規程やガイドラインを策定していなかった。個人情報漏えいやホームページの改ざん、コンピュータウイルス等の感染などが社会問題となり、文部科学省からも学校法人等における情報セキュリティ対策の強化を求められていることから、新たに包括的な情報セキュリティ規程を構築し、平成 31 年度から法人全体で運用を開始できるよう策定を進めている（資料 8-3）。

**点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。
また、それらは適切に機能しているか。**

評価の視点 1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・学術情報へのアクセスに関する対応
- ・学生の学習に配慮した図書館利用環境(座席数、開館時間等)の整備

評価の視点 2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

常葉大学附属図書館は、3 キャンパス 4 校舎に設置している 4 つの図書館（静岡瀬名図書館、静岡水落図書館、浜松図書館、富士図書館）から成る。

常葉大学附属図書館に全体の業務を統括する図書館長を置き、各図書館には副図書館長を置いている。副図書館長は各図書館の管理・運営や資料の選択及びその他の図書館業務に関する事項を担当している。また、全学の委員会組織として図書・紀要委員会を設けて

おり、法人内の各図書館の連携と円滑な運営のために図書館運営協議会を設置している(資料 8-4)。

ア 資料

常葉大学附属図書館の蔵書数と視聴覚資料の詳細は表 8-A と表 8-B に掲げたとおりである。各図書館の図書・雑誌・視聴覚資料の所蔵量はその歴史の長さを反映している。蔵書等の内訳は、電子書籍については浜松図書館が、データベースについては静岡水落図書館が他館よりも多く所蔵している。

各図書館の蔵書には、キャンパス毎に設置している学部の関連図書が多い。静岡瀬名図書館は、教育関係が約 106,700 冊、外国語関係が約 79,600 冊、造形関係が約 28,400 冊である。静岡水落図書館は、法学関係が約 11,000 冊、健康科学関係が約 10,000 冊である。浜松図書館は、栄養学関係が約 11,500 冊、教育・保育関係が約 26,900 冊、スポーツ科学関係が約 23,500 冊、鍼灸・柔道整復学関係が約 25,900 冊、リハビリテーション関係が約 25,600 冊、経済・経営関係が約 64,400 冊である。富士図書館は、環境関係が約 10,000 冊、防災関係が約 6,500 冊、経済・経営関係が約 18,500 冊、教育・保育関係が約 9,200 冊である。なお、富士図書館には「飯島文庫」があり、日本の環境社会学のパイオニアであった故飯島信子教授から遺贈された環境関連の資料約 4,300 冊(前掲冊数の内数)を所蔵している。

【表 8-A】 蔵書数(図書、定期刊行物、視聴覚資料、電子情報資源) (冊、誌、点)

	瀬名	水落	浜松	富士	合計
図書	291,767	21,017	182,156	70,431	565,371
雑誌	2,505	398	2,526	659	6,088
視聴覚資料	13,966	474	5,534	2,774	22,748
電子ジャーナル	41	39	24	30	134
電子書籍	0	1	3,552	15	3,568
データベース	7	18	6	7	38

【表 8-B】 視聴覚資料 (個、枚)

	瀬名	水落	浜松	富士	合計
マイクロフィルム	4,375	0	0	0	4,375
マイクロフィッシュ	0	0	96	0	96
カセットテープ	1,239	0	41	40	1,320
ビデオテープ	3,551	0	2,671	1,479	7,701
CD/LD/DVD	4,117	474	2,378	1,255	8,224
レコード	396	0	0	0	396
その他	200	0	348	0	548

注：表 8-A と表 8-B の「瀬名」「水落」「浜松」「富士」とは、静岡瀬名図書館、静岡水落図書館、浜松図書館、富士図書館を示している。

表 8-A のデータベースについては、以下のような有料データベースと契約し、利用者へサービスを提供している。4つの図書館に共通するデータベースとして「静岡新聞データベース plus 日経テレコン」と「聞蔵Ⅱビジュアル」があり、「PsycINFO」が静岡瀬名図書館と浜松図書館で、「医中誌 WEB」と「メディカルオンライン」が静岡水落図書館と浜松図書館で、「magazineplus」が静岡水落図書館と富士図書館で、「日経テレコン 21」が浜松図書館と富士図書館で利用できる。その他、静岡瀬名図書館では「官報情報検索サービス」「JapanKnowledge」「ERIC」、静岡水落図書館では「TKC ロー・ライブラリー」「Lexis.com」、「i JAMP」「判例秘書 INTERNET」「Rcon Lit」「最新看護索引 Web」「CINAHL Complete」、富士図書館では「朝日新聞デジタル版」「JDreamⅢ」を提供している。

平成 28 年度の図書・雑誌受入数は、表 8-C に掲げている。各図書館では各キャンパスの学部・学科数及び学生数に応じた図書や雑誌を備えている。

【表 8-C】図書・雑誌受入数 (冊、誌)

	瀬名	水落	浜松	富士	合計
図書	4,122	2,243	1,986	1,069	9,420
雑誌	389	247	802	231	1,669

イ 国内外の教育・研究機関との学術情報相互提供システム

常葉大学附属図書館は、国立情報学研究所の ILL 文献複写等料金相殺サービスに加入するとともに、同研究所の「CiNii (NII 論文情報ナビゲータ)」に利用登録しており、利用者の便宜を図っている (平成 28 年 3 月末をもって、機関定額制サービスは終了)。紀要については、健康科学部が「医中誌 Web」「J-GLOBAL」に、保健医療学部が「メディカルオンライン」「医中誌 Web」・「J-GLOBAL」に、健康プロデュース学部が「医中誌 Web」「J-GLOBAL」に、健康プロデュース学部と経営学部は「J-GLOBAL」に提供しており、研究者の学術研究に寄与している。

ウ 設備

各図書館の面積は、表 8-D に掲げたとおりである。総延面積からみて、静岡水落図書館が相対的に狭いのは、立地が静岡市の中心地区であることによる。書庫については富士図書館が相対的に狭いことも見てとれるが、平成 25 年に可動式書架を増設したことにより書架収容力が高まり、蔵書の収納面では問題となっていない。その一方、表 8-A と表 8-E から読みとれるように、静岡瀬名図書館と浜松図書館において、蔵書数に比して書架収容力が低いという問題が浮かび上がっている。

【表 8-D】図書館面積

(単位 m²)

		瀬名	水落	浜松	富士	合計
サービス	閲覧	681	275	246	817	2,019
	視聴覚・情報端末	38	10	35	61	144
	その他	19	5	40	10	74
管理	書庫	929	206	764	90	1,989
	事務	79	31	55	62	227
その他		75	75	0	45	0
総延面積		1,821	1,821	527	1,185	1,040

【表 8-E】座席数・書架収容力

(個、冊)

	瀬名	水落	浜松	富士	合計
座席数	286	121	223	202	832
書架収容力 (万冊)	22.4	4.8	10.9	10.3	48.4

静岡瀬名図書館では平成 23 年度の改修において、館内のエリア別閲覧席を見直し、アクティブ・ラーニング・スペースの設置、キャレル席の増席、AV・情報検索コーナーの整備等を行った。アクティブ・ラーニング・スペースについては、静岡水落図書館にも設置している他、浜松図書館にはグループ学習室が設けられている。富士図書館では、平成 25 年には視聴覚機器の一部を更新し、ブルーレイ資料も閲覧可能となった。また、平成 30 年 4 月に新設する静岡草薙キャンパスの草薙図書館には、図書館利用環境の一環として、ラーニングズコモンズを設置する。学生の討論の場やグループ学習等の多様な学習支援を図り、新しい学びの可能性を資するよう支援していく。

エ 職員の配置

各図書館の職員数は、表 8-F のとおりである。図書館職員はレファレンス・サービス（文献調査・相互貸借・検索指導等）を行っており、すべての図書館に司書の資格を有する職員を配置している。表の職員とは別に、学生アルバイトも雇用しており、職員を補助して学生へのサービスを提供している。なお、安全面に配慮して、4 館とも常時、図書館職員を含めた複数の勤務者を配置している。

【表 8-F】職員数

(人)

	瀬名	水落	浜松	富士	合計
専任	2	2	2	1	7
臨時	4	2	1	1	7
計 (司書)	6(5)	4(3)	3(2)	2(2)	14(11)

注：司書の人数は内数である。

オ 開館時間・日数

「常葉大学及び常葉大学短期大学部附属図書館利用規程」(資料 8-5)は、開館時間を次のように定めている。平日について、授業期間中(授業実施期間及び補講・試験期間)は9時から19時まで、その他の期間は9時から17時まで開館しており、土曜日は9時から13時30分まで開館している。ただし、館長等は必要により開館時間を変更することができ、授業期間中、静岡瀬名図書館では土曜日は17時まで、静岡水落図書館は平日が21時まで、土曜日が15時まで、浜松図書館は土曜日が集中講義・補講・試験実施日のみ開館し平日は19時まで富士図書館は大学院環境防災研究科が月曜日に6時限目まで授業を行っているので20時まで開館している。

年間の開館日数と開館時間数を一覧にまとめたものが表 8-G である。休業期間中の開館日数は表 8-H のとおりであり、夏期・春期休業期間は開館日数が多い。

【表 8-G】開館日数・開館時間数 (日、時間)

	瀬名	水落	浜松	富士
開館日数	257	249	233	226
開館時間	2,390	2,639	2,167	2,152
うち時間外開館	350	962	418	352
平日の開館時間数	10	12	10	10
土曜日の開館時間数	8	6	7	8
休日の開館時間数	0	0	0	8

【表 8-H】休業期間中開館日数 (日)

	夏期	冬期	春期	合計
瀬名	22	0	33	55
水落	23	0	33	56
浜松	22	0	33	55
富士	26	0	38	64
合計	93	0	137	230

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・研究費の適切な支給
- ・外部資金獲得のための支援
- ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)等の教育研究活動を支援する体制

教員の研究については、平成 26 年に「常葉大学研究推進基本方針」（資料 8-6）を制定して、効果的な研究推進を図ることができるような学内研究費の充実や研究環境の整備等を次のとおり進めている。

ア 学内研究費の充実

研究費については、次のような学内の制度を設け、研究推進を図っている。

また、科学技術研究費等の競争的研究資金を獲得できるようにするため、その説明会や研修会の開催（資料 8-7）とともに、平成 27 年度より、研究コーディネーターを配置した（資料 8-8）。

（ア） 個人研究に対する助成

「常葉大学個人研究費規程」（資料 8-9）及び「常葉大学特別研究補助費規程（特別研究補助費及び学長研究奨励費）」（資料 8-10）による個人研究に対する助成（助成限度額 600 千円/件）

（イ） 共同研究に対する助成

「常葉大学共同研究費規程」（資料 8-11）による複数の学部教員等による共同研究に対する助成（助成限度額 2,000 千円/件）

（ウ） 授業改善等に係る研究に対する助成

「常葉大学授業改善等に係る研究に関する取扱要項」（資料 8-12）による専任教職員の授業改善等に係る研究（助成限度額 500 千円/件）

（エ） 地域交流及び連携推進事業の実施に対する助成

「常葉大学地域交流及び連携推進事業実施要項」（資料 8-13）による専任教職員の先進的に取組む地域との交流及び連携事業（助成限度額 500 千円/件）

（オ） 出版に対する助成

「常葉大学出版助成要項」（資料 8-14）による専任教職員の出版に関する助成（出版費用の 3 分の 2 以内/件。但し、1 件あたり 100 万円を限度。）

イ 研究室の配置

教員の教育・研究に必要な研究室については、個々の教員の研究室及び共同研究室を配置し、その環境整備を図っている。

ウ 研究専念時間の確保

本学では、裁量労働制を導入しており、教員の研究専念時間の確保がしやすい環境を整備している。しかし、学部・学科の学務に割かれる時間とのバランスを適正化することが、課題である。

点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・規程の整備
- ・コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施
- ・研究倫理に関する学内審査機関の整備

平成26年2月に「常葉大学研究推進基本方針」（資料8-6）を制定し、研究推進組織及び研究支援に係る方策を計画的に実施している。

なお、平成26年に文部科学省からの「研究における不正行為」及び「研究費の不正使用」に関するガイドラインの改正に伴い、本学の研究倫理に関する規程の改正及び研修会の開催を行った（資料8-15）。

また、「常葉大学及び常葉大学短期大学部における研究活動及び研究費等に関する取扱規程（平成27年9月28日制定）」（資料8-16）及び「常葉大学及び常葉大学短期大学部における研究活動及び研究費等の不正に係る調査手続等取扱要項（平成28年2月15日制定）」（資料8-17）を制定し、公的研究費に係る責任体制、研究費の執行方法、監査方法を定め、適正な執行に努めている。さらに、「常葉大学研究倫理規程」（資料8-18）を制定し、臨床関係の研究に関する適正な執行をしている。文部科学省において平成26年に「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」が見直されたことを機に、研究推進委員会が中心となって、平成29年4月に統合後の常葉大学の「研究行動規範」（資料8-19）「研究活動等に関する不正防止計画」（資料8-20）を制定した。

研究倫理に関する学内審査機関としては、全学の研究倫理委員会のもと、各キャンパスに分会を設置し、「研究倫理規程」（資料8-18）に基づき審査を行っている。審査対象は人を対象とした医学系研究とし、学内で申請のあった研究実施計画について、文部科学省及び厚生労働省が策定した「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成27年2月9日制定）」に添って、適切に審査・承認の手続きを行なっている。

点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教育・研究環境の適切性については、毎年度の大学運営方針に対する進捗状況と結果報告や法人の事業計画に対する事業報告、また2～3年ごとに行なう自己点検・評価報告の中で定期的に点検・評価を行なっている。教育・研究用の設備、機器等については、各学部・学科、委員会及び事務局で使用状況の確認や新規導入の必要性を検討し、毎年の予算編成に向けて購入・メンテナンス計画を策定している。学内研究費については、それぞれに研

究成果報告書の提出を求める他、報告会を実施するなど、研究成果及び適切な執行について点検・評価を行なっている。教育・研究環境については、教務委員会、研究推進委員会、図書・紀要委員会等の関係委員会が、毎年度、年間計画を策定し（資料 8-21）、これに対する実施報告をまとめ、要改善事項を次年度の計画に反映させるといった PDCA サイクルにより、改善・向上に努めている。

（2）長所・特色

本学は、教育・研究等環境に関する規程を見直し、必要に応じて新しく整備している。従来の「常葉大学リポジトリ運用要項」及び「常葉大学リポジトリへの登録手続きに関する要領」の内容について見直しを図り、これらの内容を包括した「常葉大学リポジトリ規程（平成 29 年 9 月 25 日制定）」（資料 8-22）を新たに策定し、国内外の教育・研究機関との学術情報相互提供システムの整備の一環に取り組んでいる。

また、研究成果を社会へ還元するための産学官連携の推進にあたり、利益相反（教職員等が企業等との関係で有する利益や責務が大学における責任と衝突する状況等）が生じる可能性がある。そのため、平成 27 年 9 月 19 日「常葉大学研究行動規範」（資料 8-19）に基づき、教職員等が利益相反について理解し適切に対応するために、平成 28 年 10 月 24 日に「常葉大学利益相反ポリシー」（資料 8-23）及び平成 29 年 3 月 9 日に「常葉大学利益相反マネジメント規程」（資料 8-24）を制定した。

以上のように、時代に合わせて適切に対応していく柔軟性を備えて教育・研究等環境の整備を図っているのが本学の特色である。

（3）問題点

静岡瀬名図書館と浜松図書館において、蔵書数に比して書架収容力が低いという問題がある。具体的な改善方法としては、下記 2 点がある。1 点目は、蔵書数を適正に管理するために、消耗図書及び複本の除籍である。「常葉大学及び常葉大学短期大学部附属図書館資料管理規程」（資料 8-25）に基づき、除籍等の手続きを行い、書籍全般の管理を進めている。2 点目は、平成 30 年度 4 月に新設する静岡草薙キャンパスに設置する草薙図書館への図書の移設（静岡キャンパス瀬名校舎及び富士キャンパス）である。草薙図書館の収容能力は、述べ床面積 2,000 m²・開架 50,000 冊・閉架書庫 200,000 冊を備える機能をもつ。静岡草薙キャンパスへの学部移転に伴い、静岡キャンパス瀬名校舎においては、教育学部及び外国語学部関連の資料の一部を移設する。

なお、上記は静岡瀬名図書館と浜松図書館のみの問題点に留まらず、今後他の附属図書館でも起こり得る事項であるため、全学的に資料の保管方法に関して検討していく。

(4) 全体のまとめ

様々な教育・研究等環境を整備することにより学生の満足度を高め充実した大学生活を送ることができるように努めている。校地・校舎面積ともに大学設置基準を満たしており、かつ運動場等の必要な施設設備を整備し、教育・研究棟は、概ね学部・学科ごとに分かれて配置しており、学生と教員間における交流の質を高めることに繋がっている。また、施設設備の安全対策も進めており、教室、研究室及び事務室内に設置する棚・書架等の什器類を固定し、地震等による転倒を防止する工事を実施している。高度化する教育・研究に対応するためには、各キャンパスに設置している情報システム担当者が中心となり最新の情報基盤の構築・開発・保守等の整備を行っている。よって、教育・研究等環境は適切に管理・運営している。

図書館については、前述のように専門的な知識を有する専任職員を適切に配置し、座席数、図書、学術雑誌、学外情報へのアクセス、開館時間など学生の学修に配慮した利用環境を整備している。専任教員には個人研究費の支給及び個人研究室を整備し、裁量労働制を導入している。

以上のように、教育・研究等環境を随時検証し整備していくことは、本学の建学の精神及び教育目標の実現につながる。学生が主体性を発揮できる教育環境を一層の整備のために、長期ビジョン及び中期計画を見直しながら策定し、実行していく。

第9章 社会連携・社会貢献

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学は、地域に根ざした教育・研究を特色とする静岡県内最大規模の総合私立大学である。キャンパスは、静岡県の東部地区に富士キャンパス、中部地区に静岡キャンパス、西部地区に浜松キャンパスを擁している。平成30年4月より、静岡草薙キャンパスの新設を機に、県内2大都市である静岡市に3キャンパス、浜松市に1キャンパスを構える4キャンパス制となる。本学は、静岡県下に幅広く入学者があることから、地域社会の期待に応えることを本学の最重要使命として位置づけ、本学の教育理念にも掲げている地域貢献を果たすためにも、社会との連携・協力を重要視している（資料1-7 p.9-10）。

また、地域社会の動向やニーズを的確に捉えて、地域社会の人的基盤を支え、地域社会や地域経済の発展等に寄与することを目的として、「常葉大学地域連携・交流推進基本方針」（資料3-1）を平成27年12月14日に制定した。同「基本方針」は、大学公式ホームページ（資料9-1 <http://www.tokoha-u.ac.jp/community/organization/policy/index.html>）の社会連携のページに掲載している。上記に基づき、「地域社会への草薙キャンパス開放に関する基本方針」を平成29年9月7日に制定し、静岡草薙キャンパスを本学の地域連携の拠点となるキャンパスとして明文化した（資料9-2）。

連携・協力に関わる諸活動については、地域連携推進委員会（全学委員会）並びにキャンパスごとに組織する同委員会の「静岡分会」「浜松分会」「富士分会」を中心に進めている。各分会は、当該キャンパス内の学部から選出した委員により組織し、また全学委員会は各分会長などで構成する。全学委員会並びに各分会では、年度ごとに「年間計画書」を策定している（資料9-3）。「年間計画書」には、全学共通並びにキャンパス個別の重点事業を明示し、各キャンパスの合同教授会において報告され、社会連携・社会貢献の推進にかかわる全教職員の共通理解を図っている。

以上より、本学は、大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針を適切に明示しているといえる。

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点3：地域交流、国際交流事業への参加

学外組織との適切な連携体制については、本学は、地方自治体・大学等と相互の資源を活用した連携の強化を図り、地域社会の発展、人材育成を一層推進していくために、地方自治体と包括協定の締結を進めている。平成 27 年 10 月 13 日の松崎町を皮切りに、同年 11 月 13 日の掛川市、平成 28 年 3 月 24 日の藤枝市、同年 6 月 14 日の静岡市、平成 29 年 3 月 27 日の浜松市まで、現在 5 つの自治体と協定を締結している（資料 9-4）。協定の締結を機に、自治体においては、本学の教育・研究資源を生かした行政課題の解決（地域振興、人材育成の実現等）、本学においては教育・研究活動の活性化、社会貢献活動の拡充などが図られており、双方にとって有益かつ継続性のある連携を着実に進めている。その他、I Love しずおか協議会（個人や企業、商店街、行政などが「オール静岡」となって、まちの賑わいや元気を情報発信することで、地区の価値・集客力の向上、地方経済の活性化、及び生活文化の創造などを実現していくことを目的とし、平成 24 年 5 月に設立）と本学は、これまでの連携実績等を踏まえ、両者の相互の強みや資源を活用して、地域の活性化及び教育の充実等に資することを目的とした包括連携協定を平成 29 年 10 月 26 日に締結した（資料 9-5）。さらには、浜松キャンパスでは NPO 法人掛川市体育協会と、スポーツや健康づくりを通じた地域発展のための協定を平成 29 年 9 月 15 日に締結した（資料 9-6）。

以上より、全学的かつ各キャンパスでも学外組織との適切な連携体制の強化を推進しており、今後も地域とともに発展していく大学を目指していく。

社会連携・社会貢献に関する活動による教育・研究活動の推進については、前述のように「常葉大学地域連携・交流推進基本方針」（資料 3-1）のもとに全学的に地域社会とともに歩み発展していく大学を目指している。従来、各学部・学科又は専任教員個人・グループが属人的に地域住民や関係機関と連携等を図って地域交流事業等を実施してきた。このため、平成 27 年度に地域連携推進委員会を設置し、体系的かつ計画的に事業展開を図ることを目的とした「常葉大学地域交流及び連携推進事業実施要項（平成 27 年 5 月 25 日）」（資料 8-13）を制定した。このことを踏まえ、平成 27 年度から地域との交流・連携事業に先進的に取り組む教職員に対して支援（所要経費の一部を交付等）をすることとし、「地域交流・連携推進事業に係る採択審査手続等について」（資料 9-7）に基づき、全学的に地域の活性化又は発展に貢献又は寄与するものに対して補助をしている。平成 27 年度から平成 29 年度の採択状況は、資料 9-8～9-10 に示すとおりである。また、各キャンパス及び各学部がそれぞれの特性を生かした諸活動を実施している。静岡キャンパスでは、静岡市内の他大学とともに、大学連携事業の一環として静岡市に関する講座を共催している（資料 9-11）。静岡市市民部生涯学習推進課の要請により、開設している「市民大学リレー講座」であるが、本学も平成 21 年度の初回から参加し講師を派遣している。また、学生による地域活動・ボランティア活動を奨励・支援している。学生の自主的な活動を支援するため、「DO-ing プロジェクト」と称する事業を実施し、地域貢献や地域活性化などを目的とする活動に活動費を助成している（資料 9-12 <http://www.tokoha-u.ac.jp/community/students/do-ing/index.html>）。浜松キャンパスでは、特にボランティア等の社会貢献活動について精力的に取り組んでいる。子どもから高齢者、障がい者を対象として、浜松市北区の施設や大学を拠点とし本学が持つ知的財産や学生のボランティア力等を広く活用し、北区全体を元気で活気ある地域社会にすることを目的に「北区わくわく元気プロジェクト（浜松市北区地域力向上事業）」を実施している（資

料 9-13 http://www.tokoha-u.ac.jp/community/activity/kitaku_project/index.html。

また、富士キャンパスにおいては、学生による「ふじとこ未来塾研究発表会」(資料 9-14 <http://www.tokoha-u.ac.jp/community/students/fujitoko/index.html>)を中心に、教員による産学連携共同希望テーマ説明会などの講演会等によって、研究成果を継続的かつ積極的に市民へ還元している。上記以外にも、キャンパスごとに公開講座の実施(資料 9-15 <http://www.tokoha-u.ac.jp/community/extension-course/index.html>)、各学部の特徴を活かした分野での各教員の講演活動等を通じて地域社会との連携及び貢献を継続している。

以上より、より広い社会を対象とし、さらには学部にとまらない総合大学としての特性を生かすべく、平成 30 年 4 月に新設する地域貢献センターを中心に相互に連携をとった全学的な開催を検討しつつ体制の整備を図っていく。また、研究成果の地域への還元という視点に加え、企業や自治体等との連携をさらに広げていくという視点からみても、より広い社会に情報を発信することが、本学の社会連携を強化及び推進するうえで重要であるといえる。

ア 地域交流事業への参加

現代社会が抱える多様な問題の解決には、大学と社会が双方向に連携・共働して進めていく必要がある。その中で、本学では、地域貢献センターを中心に、大学と社会が協働して課題を発見・共有し、解決を図るための活動をさらに展開することとしている。本学も参加している社会連携・社会貢献に関する地域交流事業として、いずれも「公益社団法人ふじのくに地域・大学コンソーシアム」(以下、「コンソーシアム」という)が主催している「共同研究助成事業」「大学連携講座開催事業」「ゼミ学生地域貢献推進事業」「高大連携出張講座事業」をあげることができる。

(ア)「共同研究助成事業」

大学間及び大学と地域の連携を促進し、大学の学術研究の向上及び地域貢献の推進を図るため、コンソーシアムからの学術研究への助成を通じて、複数の大学が共同して行い地域の課題解決のため、調査研究を実施している。平成 27 年度から平成 29 年度の採択状況は、表 9-A に示すとおりである。大学公式ホームページの社会連携大学間連携のページから(資料 9-16 <http://www.tokoha-u.ac.jp/community/consortium/index.html>)、コンソーシアムのホームページを通じて詳細を公表している。

表 9-A 共同研究助成事業採択一覧表(平成 27 年度～平成 29 年度)

年度	学部	研究代表者	採択額(千円)	研究課題
平成29年度	健康科学部	千葉のり子	402	静岡県内で暮らす冠動脈バイパス術を受けた患者の生活管理の取りくみに関する研究
平成27年度	健康科学部	杉井たつ子	450	大学とコミュニティの協働による高齢者の孤立防止の検討
平成27年度	社会環境学部	小河久志	800	観光立県・静岡の実現に向けて-外国人観光客のニーズ把握と新たな観光資源の開発-

(イ)「大学連携講座開催事業」

県内大学の学術・研究成果の積極的な地域還元を図るとともに、異なる大学の研究者や学生とのコミュニケーション、大学と地域との共同の場を創出するため、コンソーシアムからの学術研究への助成を通じて、複数の大学による連携講座を共同開催している。平成27年度から平成29年度の採択状況は、表9-Bに示すとおりである。大学公式ホームページの社会連携大学間連携のページから（資料9-16 <http://www.tokoha-u.ac.jp/community/consortium/index.html>）、コンソーシアムのホームページを通じて詳細を公表している。

表9-B 大学連携講座開催事業採択一覧表（平成27年度～平成29年度）

年度	採択額(千円)	研究課題	連携大学
平成29年度	660	少子化・グローバル化による社会の変容と地域間ネットワーク・デザイン	静岡文化芸術大学、静岡産業大学、エラスムス大学
平成28年度	450	双方向型コミュニケーションによる協働	静岡大学、静岡文化芸術大学
平成27年度	330	クオリティ・オブ・ライフ～地方都市で暮らす魅力	東京大学、茨城大学、横浜国立大学

(ウ)「ゼミ学生地域貢献推進事業」

大学（学生を含む）と地域の交流の拡大を促進し、直接的な大学の知の地域への還元及び県内地域の振興に寄与するため、コンソーシアムからの学術研究への助成を通じて、県内の地域課題について、地域と一体となって、解決方策の提言や課題解決のための実践的な研究を行っている。平成27年度から平成29年度の採択状況は、表9-Cに示すとおりである。大学公式ホームページの社会連携大学間連携のページから（資料9-16 <http://www.tokoha-u.ac.jp/community/consortium/index.html>）、コンソーシアムのホームページを通じて詳細を公表している。

表9-C ゼミ学生地域貢献推進事業（平成27年度～平成29年度）

年度	学部	ゼミ担当者	採択額(千円)	研究課題	課題市町
平成29年度	社会環境学部	小杉山晃一	300	「大学生がシカ・イノシシを獲る。」上での課題と解決策について	静岡県
平成29年度	社会環境学部	山田辰美	200	川での遊び文化の回復・創造による人と川の良好な関係性の再構築について	静岡県
平成29年度	社会環境学部	小川浩	200	富士市圏別処理区域における浄化槽整備と持続可能な管理手法への調査と提言	富士市
平成29年度	健康科学部	鈴木里砂	52	静岡市におけるS型サービスの実態に関する調査研究	静岡市
平成28年度	経営学部	大久保あかね	200	地域特性を活かした道の駅オリジナル商品の企画開発	小山町
平成28年度	経営学部	安達明久	200	富士宮緑茶ブランド化のためのオリジナル商品企画開発	富士宮市
平成28年度	保育学部	山本睦	200	保育所ボランティアに求められる専門性についての研究	静岡市
平成27年度	健康科学部	栗田泰成	200	「沼津市健康増進計画」中間見直し評価及び市民アンケート集計・分析	沼津市
平成27年度	経営学部	大久保あかね	200	中心市街地の回遊性についての研究	富士宮市
平成27年度	社会環境学部	山本早苗	200	西伊豆・漁村コミュニティにおける地域づくりに関する研究	松崎町
平成27年度	社会環境学部	山田辰美	200	浜松市引佐の住民や小中学生との協働による野生生物の保全・農村ビオトープによるタガメなどの水生生物の保護	浜松市
平成27年度	保育学部	山本睦	200	放課後児童クラブ夏休み中のニーズ調査と運営検証・研究	裾野市

(エ)「高大連携出張講座事業」

高校生等に大学の学問に触れる機会を提供し、進学意欲や目的意識を高めることや、高校と大学の連携を促進することを目的に、本学の教員が出張講座を行っている。平成27年度から平成29年度の実施状況は、表9-Dに示すとおりである。大学公式ホームページの社会連携大学間連携のページから（資料9-16 <http://www.tokoha-u.ac.jp/community/c>

onsortium/index.html)、コンソーシアムのホームページを通じて詳細を公表している。

表 9-D 高大連携出張講座事業（平成 27 年度～平成 29 年度）

年度	学部	担当教員	日時	テーマ	講義場所
平成28年度	経営学部	畑 隆	10月3日	グローバル化する日本の企業経営	富岳館高等学校
平成28年度	社会環境学部	阿部 郁男	10月18日	地震防災意識高揚	磐田北高等学校
平成28年度	経営学部	竹安 数博	2月15日	モバイルマーケティング	富岳館高等学校
平成27年度	社会環境学部	河本 尋子	9月1日	防災講座—いざというときの心理と行動	富士宮東高等学校
平成27年度	経営学部	大久保 あかね	9月8日	静岡学:富士山の自然、歴史・文化	浜松修学舎高等学校
平成27年度	社会環境学部	阿部 郁男	11月6日	防災意識の高揚	磐田東高等学校

イ 国際交流事業への参加

本学は、「常葉大学の国際交流に関する基本方針（平成 26 年 12 月 21 日制定）」（資料 7-13）をもとに、国際交流に関わる諸活動を支援・推進している。本学の国際交流事業への参加例としては、「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～地域人材コース」があげられる（資料 9-17）。上記は、コンソーシアムと静岡県が主体で、海外留学を希望する意欲のある県内大学等の学生に奨学金を支給し、静岡県経済界の発展に貢献できるようなグローバルリーダーの育成を目的として、平成 29 年 1 月に制度を開始した。本学は、その事業の運営に関わるコンソーシアム留学生支援事業実施委員会の構成団体である。構成団体の一員として、企業等からの寄付金の依頼や各キャンパスへの制度の普及及び推進へ全学的に取り組んできた。平成 29 年度の採択状況は、外国語学部 1 名採択（全採択者数は静岡県各大学から合計 5 名）であった。

点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

社会連携・社会貢献の適切性についての定期的な点検・評価については、自己点検・評価委員会を設け全学的な連携が図られている。これまでの自己点検・評価の状況についても大学公式ホームページなどで公開しており、受験生を含み広く一般に公表している（資料 2-16 <http://www.tokoha-u.ac.jp/university/self-check/index.html>）。大学設置基準に定められている 7 年に一度の認証機関による自己点検・評価の他にも、大学独自で定期的に自己点検・評価する体制を試みており（平成 25・26 年度に実施：資料 9-18）、全学的に自己点検・評価に対する認識が拡大している。具体的には、全学的に地域との交流及び連携の点検・評価の一環として、平成 28 年度より地域連携事業実施報告会を開催している。本学の教職員だけではなく、前記のような包括協定締結先やコンソーシアム構成団体（静岡県内の大学等により構成している組織）、学生等の参加者との意見交換により、発展的な

地域連携活動を目的としている。平成 28 年 9 月 9 日に静岡キャンパス水落校舎（平成 30 年 4 月より静岡水落キャンパス）で実施した地域連携事業実施報告会では、地域交流・連携推進事業に採択した 6 事業の成果発表及び 11 事業のポスターセッションを実施し、総勢 200 名の参加者があった（資料 9-19）。平成 29 年 9 月 8 日静岡キャンパス瀬名校舎（平成 30 年 4 月より静岡瀬名キャンパス）で実施した地域連携事業実施報告会では、8 事業の地域交流・連携推進事業採択事業の成果発表及び 7 事業のポスターセッションを実施し、総勢 150 名の参加であった（資料 9-20）。その取り組みを通じて、本学の取り組んできた地域連携活動を周知すると同時に、学外組織との適切な連携体制を強化することを期待している。

今後、学外者を含めた評価委員会の開催や自己点検・評価の在り方の検証をするなど、客観性、妥当性を担保した質保証への取り組みを進めていく。

本学が自主的に実施した平成 25・26 年度自己点検・評価報告書において（資料 9-18）、本学の喫緊の課題として、社会連携活動等における組織体制や運営体制等の整備をあげた。旧 3 大学から継続している各キャンパス個別の活動のみでなく、全学的に活動を広げることを目的に、全学的に取りまとめる組織体制として、平成 30 年 4 月より「地域貢献センター」を設立する（資料 3-3）。具体的な業務として、(1) 本学の地域貢献のあり方（対象、範囲）に関する事、(2) 地方自治体等との連携・協力の調整と学内の専門分野・部署・教職員等との調整に関する事、(3) 全学地域連携推進委員会の管理・運営に関する事、の 3 点があげられる。学外との連携・強化の促進と同時に、各キャンパスとの連携・協働を図るうえでも、「地域貢献センター」の役割は本学の教育理念の一つである地域貢献を実践し推進していくための柱となる組織である。「地域貢献センター」が全学的に総括し、社会連携・社会貢献に関する活動による教育・研究活動の推進を一層進めていき、本学の教育理念の 1 つである地域貢献の更なる具現化を図る。

（2）長所・特色

本学の社会連携・社会貢献の長所・特色は、平成 30 年 4 月に設立する「地域貢献センター」を中心とした全学的観点による社会連携・社会活動の推進、そして各キャンパスによる社会連携・社会活動の推進という 2 本の柱を軸に進めていく方針である。前述のように静岡草薙キャンパスへ設置する「地域貢献センター」が 4 つのキャンパスの社会連携・社会貢献の中心的な統括の組織を担い全学的に社会連携・社会推進をすすめていく。全学的な社会連携・社会貢献活動としては、地域連携実施報告会の開催、公益社団法人ふじのくに地域・大学コンソーシアムを通じて「共同研究助成事業」「大学連携講座開催事業」「ゼミ学生地域貢献推進事業」「高大連携出張講座事業」を実施している。一方で、各キャンパスには平成 30 年 4 月より「地域貢献課」を設立し（資料 3-3）、全学的組織である「地域貢献センター」との方向性の統一及び迅速な諸活動の運営を図りつつ、各々のキャンパスの学術的特徴を最大限に活かした社会連携・社会貢献の推進を実施していく。行政や企業、市民との連携により地域の振興や課題解決を図るプロジェクトである産学官連携活動、地域産業・地域社会の様々な課題に対して学生が主体的かつ創造的に地域貢献・交流などの企画に取り組むことを支援するための学生による社会貢献活動、本学の教職員が個人及びク

ループで地域住民や関係機関等と連携を図って地域との交流・連携事業の取り組む地域交流・連携推進事業をキャンパスごとに実施している。

本学が社会連携・社会貢献の成果を社会に向け発信する大学であり続けることが、学生や教職員にとって魅力ある大学となる。自己点検・評価活動による社会連携・社会貢献活動が、大学の改革に反映するサイクルの確立を目指していく。

(3) 問題点

社会連携・社会貢献については、実施の枠組みは大学全体で整備しているが、具体的な事業の実施は学部単位、教員単位となり、大学全体として統制のとれた活動が実現しているとはいえない場合がある。そのためには、平成 30 年 4 月から設置する全学的に統括する地域貢献センターの充実が課題である。このことにより、社会連携・社会貢献に関する方針と大学、学部・研究科の理念を関連させ、より一層その方針を教職員で共有していく必要がある。また、本学が実施している地域連携事業を体系的にまとめて、その可視化を行い、学内外へ情報発信していく。

(4) 全体のまとめ

大学の持つ知的資産の地域社会への公開・還元、社会活動への学生の産学官連携の推進・充実を目的として、各学部・研究科において、学生の社会参加、公開講座などの実施、施設・設備の開放を継続的に実施している。本学の社会連携・社会貢献に関して、「常葉大学地域連携・交流推進基本方針」において 5 項目の基本原則を定めている（資料 3-1）。この原則に基づき、公開授業や公開講座の基本的取り組みに加え、社会連携活動、産学官連携活動、大学間連携、学生による社会貢献活動などの活動を展開し、自治体・企業の諸団体や個人とのネットワークを構築しており、教職員・学生が一体となって社会に貢献している。ただし、これらの活動は個別的に実施しており、今後はこうした活動を組織的に体系化することが必要である。

平成 30 年 4 月から全学的な組織として「地域貢献センター」を設置し、その体制を整えるが、今後の目標として、社会貢献・社会連携活動に関する検証プロセスを明確化する予定である。

第10章 大学運営・財務

第1節 大学運営

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

平成27年度に常葉学園将来構想検討委員会（常務理事、学長・副学長及び校長・園長等により構成）を設置し、学校法人全体の将来構想に関する事項を審議した。将来構想検討委員会の下部組織であり、学長を分科会長とする高等教育分科会では、大学・短期大学の長期ビジョン、中期計画、教育・研究組織のあり方等について審議した。その結果、平成28年2月22日に常葉大学の長期ビジョン及び中期計画を含む「学校法人常葉大学の長期ビジョン及び中長期計画等」（資料1-9）を制定している。

学校法人常葉大学の長期ビジョン及び中長期計画等を踏まえ、毎年、学長より年度当初に「常葉大学運営方針（重点事業等）について」として、運営方針（重点事業等）が大学の最高意思決定機関である部長会の場で示している。そこで示したものが、各教授会等を通して全教職員へと示される。平成29年度は、「教育の充実」「研究の推進」「社会連携・交流の推進」「学生支援の充実」「学生の確保対策及び広報の充実」「業務運営等の充実及び改善」の6項目について運営方針（重点事業等）を示した（資料10-1-1）。

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点1：適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

評価の視点2：適切な危機管理対策の実施

組織並びに事務分掌を定め、事務の適正かつ効率的な遂行を図ることを目的として、学校法人常葉大学組織規程に定めている（資料10-1-2）。これにより、大学運営に必要な組

織及び学長等の役割が次のとおり明示している。

(大学学長)

第5条 大学に学長を置く。

2 学長は学則等の定めるところに従い、大学の教育及び研究等の業務（以下「学務」という。）を総理し、大学教職員を総督する。

3 学長が理事長の承認を得てあらかじめ指名した副学長は、学長に事故あるときは、その職務を代行し、学長が欠員のときはその職務を行う。

4 学長の任期及び選考等に関する事項は、別に定める。

(大学副学長)

第6条 大学に副学長を置く。

2 副学長は学長を補佐するとともに、学長の命を受けて、大学の教育及び研究等の学務をつかさどる。

3 学長が理事長の承認を得てあらかじめ指名した者は、副学長に事故あるときは、その職務を代行し、副学長が欠員のときはその職務を行う。

4 副学長の任期及び選考等に関する事項は、別に定める。

(大学学部長)

第7条 学部に学部長を置き、教授をもってこれにあてる。

2 学部長は学長を補佐するとともに、学長の命を受けて、大学の学部における学務を統括する。

3 学部長の任期及び選考等に関する事項は、別に定める。

(大学院研究科長)

第8条 大学院研究科に研究科長を置き、教授をもってこれにあてる。

2 研究科長は学長を補佐するとともに、学長の命を受けて、大学院研究科における学務を統括する。

3 研究科長の任期及び選考等に関する事項は、別に定める。

(大学のその他学務組織)

第9条 学科（課程）に学科（課程）長を置き、教授又は准教授をもってこれにあてる。また、必要に応じて副学科（副課程）長を置くことができる。

2 大学院研究科専攻に専攻長を置き、教授をもってこれにあてる。

3 教務部に教務部長を、学生部に学生部長を、入学センターに同センター長を、キャリアサポートセンターに同センター長を、附属図書館に図書館長を置き、教授又は准教授をもってこれにあてる。

4 教務部長、学生部長、入学センター長、キャリアサポートセンター長及び図書館長を補佐するために副教務部長、副学生部長、副入学センター長、キャリアサポートセンター長補佐、副キャリアサポートセンター長及び副図書館長を置くことができる。

5 大学の学務組織に教育研究活動を担当させるために、主幹を置くことができる。主幹は、教授、准教授又は講師をもってこれにあてる。

6 特定の分野の研究や先端的な研究を集中的に行うため、又は多分野にまたがる研究を総合的に行うために、大学に研究所を附置することができる。学長は、研究所を設

置する必要があるときは、部長会の議を経て理事長に申出するものとし、理事長は常務理事会に諮ってこれを承認する。

7 前項の研究所に所長を置き、教授又は准教授をもってこれにあてる。

8 大学における特定の教育及び学生生活等活動を支援するために、大学に教育及び学生生活等に関するセンターを置くことができる。学長は、センターを設置する必要があるときは、部長会の議を経て理事長に申出するものとし、理事長は常務理事会に諮ってこれを承認することができる。

9 前項のセンターにセンター長を置き、教授又は准教授をもってこれにあてる。

10 第1項から第4項まで、第7項及び前項に掲げる職の職務内容は、別表第2のとおりとする。

また、学長、副学長、学部長の選任については、それぞれ、「学校法人常葉大学 大学・短期大学学長選任規程」(資料 10-1-3)「学校法人常葉大学 大学副学長選任規程」(資料 10-1-4)「学校法人常葉大学 大学学部長選任規程」(資料 10-1-5)において定めている。

学長による意思決定及び教授会の役割等については、平成 27 年 4 月からの学校教育法等の改正の趣旨を踏まえ、学則において定めている。併せて、学校教育法第 93 条の規定に基づき、学長が学生の入学等の決定に当たり、教授会及び大学院研究科会議の意見を求める事項についても「常葉大学教授会及び常葉大学大学院研究科会議の意見を求める事項に関する細則」(資料 10-1-6)に定めることにより、明確になっている。

なお、学長が決定する重要な事項については、各学部等の意見を十分に聴くことができるように、全学部の学部長が構成員になっている部長会の議を経たうえで、学長が決定し、執行している。学則において定めている部長会及び教授会に関する規定は、次のとおりである(資料 1-2 p.13)。

(部長会)

第 57 条 本学に部長会を置く。

2 部長会は学長、副学長、各学部長、教務部長、学生部長、図書館長、事務局長、及び学長が必要と認めた者をもって組織する。

3 部長会は別に定める部長会規程により、学長がこれを招集し、次の事項を審議する。

- (1) 教育及び研究に関する基本方針
- (2) 大学の将来計画に関する事項
- (3) 入学試験に関する事項
- (4) 教員の採用・昇任の内容・方法・実施及び第一次選考会議の設置に関する事項
- (5) 全学に関する各種委員会等に関する事項
- (6) 学則、大学諸規程の制定、改廃及び運用に関する事項
- (7) 学生の賞罰に関する事項
- (8) 学長の諮問に関する事項
- (9) その他本学の運営に属する重要な事項

(教授会)

第 58 条 本学の各学部教授会を置く。

- 2 教授会は専任の教授をもって組織する。ただし、学長は、准教授その他の教職員を加えることができる。
- 3 学長が必要と認めるとき、学長は合同教授会を招集することができる。
- 4 教授会の所管事項は次のとおりとする。
 - (1) 学校教育法第 93 条第 2 項各号の規定に基づき、学長が次の各号の事項を決定するに当たり、その審議をし、学長に意見を述べるものとする。
 - ア 学生の入学及び卒業
 - イ 学位の授与
 - ウ 学生の再入学、編入学、転入学、転学部・転学科・転課程
 - エ その他教育研究に関する重要な事項で、学長が別に定めるもの
 - (2) 学校教育法第 93 条第 3 項の規定に基づき、学長がつかさどる教育研究に関する事項を審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べるものとする。
 - (3) 次の事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。
 - ア 学則及び教育研究に係る諸規程の制定又は改廃に関する事項
 - イ 学生の指導及び支援に関する事項
 - ウ その他本学の教育研究に関する事項
- 5 教授会及び合同教授会の運営に関する事項は別に定める。

また、教務委員会、入試委員会等大学運営上必要な組織を設置できるように学則には次のとおり定めている（資料 1-2 p.14）。

(各種委員会等)

- 第 60 条 学長が学務運営に関して必要と認めるときは、部長会の議を経て各種委員会等を置くことができる。
- 2 各種委員会等の運営に関する事項は別に定める。

なお、平成 29 年度は、学生委員会、キャリアサポート委員会、教務委員会、教育実習委員会、教員養成カリキュラム委員会、免許更新講習運営委員会、図書・紀要委員会、高大連携委員会、地域連携推進委員会、国際交流委員会、FD・SD 委員会、自己点検・評価委員会、大学広報委員会、入試委員会、ハラスメント委員会、研究倫理委員会、動物実験委員会、遺伝子組換え実験安全委員会、研究推進委員会及び情報システム委員会の 20 の委員会を設置している。

法人組織(理事会等)の付議事項等は、「学校法人常葉大学 理事会運営規程」(資料 10-1-7)及び「学校法人常葉大学 常務理事会運営規程」(資料 10-1-8)において、下記のとおり定めている。

○学校法人常葉大学 理事会運営規程

(付議事項)

第3条 付議事項とは、法人の業務執行に当たっての重要かつ基本的な方針・計画及び実施に関する事案で、理事会の議決（評議員会の承認、議決を得るものを含む。）を要する下記事項をいう。

- (1) 寄附行為等基本的規程の制定・改廃に関する事項
- (2) 事業計画及び予算、決算、借入金等財政に関する重要事項
- (3) 組織の設置、改廃に関する重要事項
- (4) 人事に関する重要事項
- (5) 学部・学科等の新設・改廃、定員の増減等重要事項
- (6) 重要資産又は所轄庁に届出をすべき資産の取得、処分に関する事項
- (7) 学則・園則の制定・改廃等重要事項
- (8) 授業料・入学金・施設費・入学検定料等納付金の制定・改定等重要事項
- (9) その他理事長が必要と定める事項

○学校法人常葉大学 常務理事会運営規程

(審議事項)

第3条 常務理事会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 理事会、評議員会の議案に関する事項
- (2) 理事会決定事項の執行に関する事項
- (3) 日常的な管理運営に関する事項
- (4) 理事会から委任された事項

以上の規程等により教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化が図られている。また、教学組織と法人組織の意見交換・調整の場として、「大学運営懇談会」を開催している。大学運営懇談会は、理事長、常務理事、学長、副学長、事務局長が構成員となり、法人本部大学課が所管している。忌憚のない意見交換の場にするため、懇談会という名称とし、大学運営に関することについて、自由に意見交換をしながら、教学部門と管理部門の意見調整をする場になっている。

学生、教職員からの意見への対応については、各部署で吸い上げられた意見を内容に応じて適切な部署において取り扱っている。キャンパスの案件は、副学長がキャンパス運営会議（大学の運営方針のもと、キャンパスの運営を円滑に進めるために、各キャンパスの副学長、各学部長、副教務部長、副学生部長、図書館副館長、事務局次長、各課長により組織している会議）で、各学部の案件は、学部長が教授会で取り扱う。その他、内容によっては、全学的な各種委員会により、取り扱われ、委員長を中心に対応をしている。なお、吸上げた意見が全学的な重要課題となる場合には、部長会（構成員は、学長、副学長、学部長、事務局長等）にて学長が取り扱っている。

平成29年度には、学長が全キャンパス・校舎をまわり、学友会役員との昼食会を開催し、学長が学生の生の声を聴く機会を設けた。これも学生からの意見を吸い上げるうえで、有効な取り組みであった。以上のように規程等に基づき、適切な大学運営のための組織の

整備が図られている。

危機管理対策の実施については、危機の管理体制、対処方法を定め、本法人の構成員が高い意識を持って危機に対応し、もって、本法人の構成員及び来場者等の安全の確保を図るとともに、本法人の社会的な責任を果たすことを目的として「学校法人常葉大学危機管理規程」(資料 10-1-9)を定めている。また、防火・防災管理の徹底を期し、もって地震・火災その他の災害による物的、人的被害を軽減することを目的として、「学校法人常葉大学 防火・防災管理規程」(資料 10-1-10)を定めている。これにより、防災・防火計画書の提出や年に一度の防災訓練を実施している。

なお、近年不安視されている海外渡航の問題については、平成 28 年度に「常葉大学海外派遣等における危機管理及び安全対策等に関する要項」(資料 7-15)及び「常葉大学における海外研修等に係る安全のためのガイドライン」(資料 7-16)を制定し、学生の安全確保に努めている。

点検・評価項目③：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点 1：予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・内部統制等
- ・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

本学では、教育・研究活動の具体的な計画について、「学校法人会計基準」及び「学校法人常葉大学経理規則」(資料 10-1-11)に基づいて予算編成を行い、教育研究活動を行っている。予算編成は、法人本部から提示された予算編成方針により、各学部・学科等から提出する予算要求書に基づき、優先順位を付し、前年度の予算額・事業評価等を勘案し、学長との調整により、法人本部へ予算要求をしている。法人本部においては、大学から要求された予算内容を詳細に精査し、理事長と学長等との予算ヒアリングを経て、事業計画案とともに 3 月に開催する評議員会・理事会に議案提案をし、承認を得て大学への予算配当となる。

また、例年、事業計画の変更並びに予算の執行状況により、定例(12月・3月)開催の評議員会及び理事会に補正予算を提案している。予算執行については、学校法人常葉大学経理規則等により適正に会計処理が行われている。

なお、平成 25 年度当初予算より、従来行っていた予算枠提示方式による予算編成から、事業別に予算化し、それぞれの事業について実績や効果を見極めながら予算査定を行う方式に改めた。

監査については、監事、監査法人及び監査部がそれぞれの立場を堅持しながら三様監査を実施している。監事による監査は、「私立学校法」「学校法人常葉大学寄附行為」(資料 10-1-12)及び「学校法人常葉大学監事監査規程」(資料 10-1-13)に基づき、学校法人の業務及び財産の状況について監査を行っており、これに加えて監事と監査法人との連携による監査も実施している。平成 29 年度において監事の監査は、財産状況、業務状況について 3 回実施しており、監査法人による監査は、財務諸表項目及び財務計算書類の確認等を 10 回実施した。

なお、法人本部監査部による内部監査は、「学校法人常葉大学内部監査規程」(資料 2-6) 及び「学校法人常葉大学 内部監査実施細則」(資料 2-7) に基づき、業務運営諸活動及び会計業務が適正に執行しているかを監査し、被監査部署に対する指摘・提言等を通じて、管理運営及び業務効率の向上を図っている。

予算執行に伴う効果の分析・検証する仕組みの設定として事業別予算を導入したことにより、一部の事業については、事業ごとの実績や効果を分析・検証することができるようになった。このため、事業ごとにその効果を検証しながら予算付けを行うことが可能となった。こうした予算査定の仕事処理を円滑に行うため、事業ごとの前年度実績額や予算要求額に加え、入学者数・就職率などのように事業を行うことによって表れた効果を併せて表記するなど、予算査定の資料について検討している。これにより、各学部及び事務局の各部署から要望する新規事業、継続事業を大学全体の教育計画の見地からその採否を決定し、予算化することで、無駄な経費を削減し、適切な予算付けを行うことができる。

また、継続性のみを重要視した予算編成は硬直化を招く恐れがあるので、効率的かつ適正な予算執行のために、事前の目標設定、事業終了後の達成度の測定、必要性、費用対効果等の視点から、評価・検証を行っている。

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点 1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係(教職協働)
- ・ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

職員の採用については、「学校法人常葉大学 大学・短期大学の事務職員・労務職員就業規則」(資料 10-1-14) 及び「学校法人常葉大学 事務職員公募要項」(資料 10-1-15) において定めている。これらの規程に基づき、常葉大学をはじめとした学校法人常葉大学の各所属が求める職員像として、以下の 2 点をあげて公募を行っている。

- 学校法人 常葉大学の建学の精神を理解し、学校事務に関する知識・技能を高めて自己啓発に積極的に取り組む事務職員。
- 社会人としての常識や、高い倫理観を身に付け、仕事への使命感と意欲に富み、リーダーシップを発揮できる事務職員。

こうした人材を求めて公募を行い、書類審査、適性検査、筆記審査、集団討論、面接審査等を実施し、採用者を決定している。

また、採用後の昇格については、「学校法人常葉大学事務職員職階基準」(資料 10-1-16)

において定めている。専任事務職員に任命した者で一定の期間勤務に精励した者に職務の等級を定め、職階の格付をしている。格付については、本人の学歴、法人等の実施する研修の成績、実務能力、職務の責任、所属上長の評価及び登用試験結果を含めた格付所定事項を考慮のうえ、理事長がこれを任命している。

業務内容の多様化、専門化に対応する工夫の一つとして、顧問弁護士による法律相談窓口の設置があげられる（資料 10-1-17）。法律上の諸問題を解決し業務の円滑な遂行を図るために、週に一度、法人本部に顧問弁護士が常駐する時間を設けている。顧問弁護士による法律相談の受付対象は、業務の執行に関連し、協定書、契約書等の内容についての相談、規程等の制定、改廃における上位規程との整合性や成文化等についての相談、業務に伴い発生した事故等への対応についての相談、学生・生徒等に対する指導、処分等についての相談、職場における人事労務、ハラスメント等についての相談、その他法令全般の内容についてと多岐にわたっており、有効に活用している。なお、専門家への相談を通して、新たな知識や対応策を得ることとなり、職員のスキルアップにも繋がっている。

教学・大学運営における教員と職員の連携を深め、効率的に運営していくために、学長が学務運営に関して必要と認めたとときに設置する各種委員会の構成員には、教員だけでなく、必要に応じて事務職員も委員として配置し、教職協働の連携を図っている。

また、大学改革のために特別に設置した「カリキュラム改善プロジェクト」においても事務職員をプロジェクトメンバーに入れ、学長をはじめとする教員と連携しながらプロジェクトを推進していった。その他にも「大学改革推進事務局」「将来構想検討委員会」「草薙移転事務局」等、大学運営等を推進していくのに不可欠な組織を設置する際には、必ず事務職員も構成員として参画するようにしている。

なお、人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善としては、「学校法人常葉大学 職員勤務評定実施要領」（資料 10-1-18）により評価を行い「学校法人常葉大学職員昇給基準」（資料 10-1-19）により、前年度における勤務評定の考課実績の判定に基づき、昇給格付けを行っている。

点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

毎年、「新任教職員研修（副主務基本研修）」「管理職事務職員基本研修」「学校法人常葉大学 教職員夏期研修会」「学校法人常葉大学 管理職研修会」の開催及び「事務力向上月間」の設定を法人内全体で組織的に実施し、意欲・資質の向上を図っている。各研修等の内容は、次のとおりである。

○新任職員研修（副主務基本研修）

新規採用した事務職員には、初年次に「学校法人常葉大学 新任教職員研修実施要項」（資料 10-1-20）により、1年間の研修を実施し、その後も採用3年目まで「学校法人常葉大学事務職員基本研修 実施要項」（資料 10-1-21）により、定期的に研修を実施している。「学校法人常葉大学に所属する事務職員の資質向上」「学校法人常葉大学教職員としてのアイデンティティ獲得」を目的として、法人の規則・規程を学ぶことに始まり、文書事務、会計事務、教務事務等多岐にわたって研修を実施している。

○管理職事務職員基本研修

管理職に登用された事務職員を対象に「学校法人常葉大学事務職員基本研修 実施要項」（資料 10-1-21）により、管理職1年目から3年目にかけて定期的に研修を実施している。外部講師による研修会や学外の研修会への参加を中心に管理職としての資質向上を図るために実施している。

○学校法人常葉大学 教職員夏期研修会（資料 10-1-22）

法人内の全教職員を対象に「学校法人常葉大学の発展をめざして」を研修テーマとして、毎年、年一回の研修を実施している。平成29年度は、「新しい連携の構築」をテーマに「高大連携」や「教職協働」を中心に研修を実施した。

○学校法人常葉大学 管理職研修会（資料 10-1-23）

法人内の管理職教職員を対象に「将来の学校法人常葉大学について探求する」「学校法人常葉大学管理職としての自己効力感・連帯感を伸長する」という2点を実施方針として、毎年、年一回の研修を実施している。平成29年度は、「附属化の深化について探究する」をテーマに実施した。

○事務力向上月間

「事務力向上強化月間 実施要項」（資料 10-1-24）により、毎年6月と11月を事務力向上月間として「組織で業務を遂行することの重要性を再確認し、学び合う月間」にしている。組織で業務を遂行する上での課題を職員全体で話し合い、何ができるかを探求し、年間を通して実行し、組織人として業務知識の共有化・事務の効率化を目指している。

その他に、管理職の事務職員を対象に募集が行われる「管理職職員の自己研鑽外部研修補助制度」（資料 10-1-25）がある。この自己研鑽研修は、「外部研修に参加しスキルアップを図るとともに、他の学校職員と交流を持つことにより、管理職事務職員の意識向上を図る等のステップアップを目的とする」として、上限80,000円までの研修参加費を補助している。研修終了後には、研修報告として報告書の提出又は報告会の開催を行うこととしている。学内に留まらず、学外へも目を向け、広い視野を持つと同時に情報源の拡大に努めるのに良い機会になっている。

なお、法人内の教職員が外部の研修会に参加した情報は、法人本部人事課において取り

まとめを行い、研修実績が学校法人全体で、さらに効果的に活用するよう「外部研修参加リスト」を作成し、情報共有の促進を図っている（資料 10-1-26）。

また、学外の組織と連携して行われる SD として、「ふじのくに地域・大学コンソーシアム」が主催する「大学職員合同研修」を年に 2 回程度開催しており、本学の教職員も積極的に参加している。「ふじのくに地域・大学コンソーシアム」は静岡県内の高等教育機関相互の連携を深め、また、行政、産業界、非営利活動法人などと広範なネットワークを形成し、県内高等教育機関の教育力・研究力の一層の向上を図るとともに、それぞれの主体が一体となって、地域社会の発展に寄与していくことを目的として平成 26 年 3 月 27 日に設立された組織である。平成 27 年 4 月 1 日、静岡県から公益認定を受け、公益社団法人になっている（資料 10-1-27 <http://www.fujinokuni-consortium.or.jp/>）。合同研修会は、平成 27 年度より、「入試広報」「大学と地域」「人材育成・自育支援」等のテーマにより開催している。

点検・評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点 2：監査プロセスの適切性

評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上

大学運営の適切性については、大学の最高意思決定機関である部長会にて点検・評価する。年度当初に示した運営方針（重点事業等）に基づき、各学部・研究科が運営目標を設定し（資料 10-1-28、10-1-29）、年度末に点検・評価を行う。これらを参考に次年度の運営方針（重点事業等）を設定している。また、監査については、法人本部に監査部を設置し、「学校法人常葉大学内部監査規程」（資料 2-6）及び「学校法人常葉大学内部監査実施細則」（資料 2-7）に基づき、毎年、各キャンパス単位に内部監査を実施している。内部監査は、法人内における運営諸活動の状況を適法性及び効率性の観点から、公正かつ独立の立場で検討・評価し、その検討・評価結果に基づく情報の提供並びに改善及び合理化のための助言・提案を通じて、法人の社会的信頼性の保持と健全な運営を確保することを目的として実施する。内部監査の実施は、監査部の他に法人本部の会計課、人事課、管財課等の職員が同行し、専門的な視点から適切な監査が行われている。なお、内部監査は、業務監査、会計監査、コンピュータシステム監査を含む業務全般について行われ、その結果を理事長に報告する。その後、大学に書面で監査結果を報告し、部長会又はキャンパス運営会議にて改善方法を検討する。これらを踏まえて各関係部署が改善に努めていく。改善内容については、次年度の内部監査にて報告することになっている。

(2) 長所・特色

教学組織と法人組織の意見交換・調整の場として、大学運営懇談会を開催している点が長所・特色としてあげられる。教学部門の学長、副学長、事務局長と管理部門の理事長・常務理事が忌憚のない意見交換をすることにより、大学運営について、教学面と管理面の調整を図っている。私立大学にとって、教学部門と管理部門が一体となって大学運営を考えていくことは非常に重要な意味を持っている。常葉大学は開学以来、「常葉大学の統合効果と具体的活用計画」により、教学面・管理面の一体化戦略による管理運営の融合を意識し、大学を運営してきた（資料 1-10）。従来、経営サイドは大学運営のパラダイム（基本的枠組み）の決定、特に教育・研究基盤の整備を担ってきた。他方、教学サイドは教職員が中心となって教育・研究システムの運営を担ってきた。しかし、両者は相互にあまり干渉しない形で、その役割を果たし、両者の間には「タテの分散」とも称される問題が存在するといわれる。「一体化戦略」は旧 3 大学統合を機に、この問題の根本的な解消を目指し、実践してきたものである。

また、学校法人常葉大学は幼・小・中・高等学校及び大学・大学院と多様な学校種を設置している法人であり、平成 27 年度に設置した常葉学園将来構想検討委員会（常務理事、学長・副学長及び校長・園長等により構成）により、学校法人全体の将来構想に関する事項を審議したのも長所・特色のひとつである。平成 28 年 2 月 22 日に制定した「学校法人常葉大学の長期ビジョン及び中長期計画等」（資料 1-9）では、幼稚園から大学までの全ての設置校の中期計画を策定している。大学だけではなく、幼稚園から大学までの全ての校種について、法人全体で検討して中期計画を策定したことは、高大連携をはじめとする各学校種間の連携を意識した有意義な取り組みであったといえる。

(3) 問題点

大学の方針、中長期計画、重点事業等を示して実施していく大学運営にとって、重要な要素のひとつに、組織内での情報共有や意思疎通という点があげられる。本学は、静岡県内に広がる複数のキャンパスを有しており、キャンパス間の距離が離れているため、情報の共有や意思の疎通を図るのに苦労する場面がある。各種の会議等において、テレビ会議システムを利用し、綿密に打ち合わせを行い、重要な会議はできる限り顔を合わせて行うように工夫している。今後も更なる工夫をして、情報伝達の漏れや意思の疎通を欠くことの無い大学運営に努めなければならない。地理的に離れていても、ひとつの大学として方向性を合わせ、効率的に運営していくためにも、今以上に内部質保証に向けた PDCA サイクルが適切かつ効果的に回っているかの確認をすることに力を注いでいかなければならないと考える。

(4) 全体のまとめ

大学の理念・目的、大学の将来を見据えて作成した「学校法人常葉大学の長期ビジョン及び中長期計画等」を踏まえ、毎年、学長より年度当初に「常葉大学運営方針（重点事業等）について」として、運営方針（重点事業等）が大学の最高意思決定機関である部長会

の場で示している。これが、大学運営の指針になっている。

大学運営においては、学長、副学長、学部長・研究科長の他に教務部に教務部長を、学生部に学生部長を、入学センターに同センター長を、キャリアサポートセンターに同センター長を、附属図書館に図書館長を置き、この構成員が、教学面の主要部分を担って大学運営を行っている。

さらに平成 29 年度現在、学務運営に関して必要な 20 の委員会を設置して、この委員会が学長の諮問事項を審議及び答申し、関連業務を遂行している。これらの組織により、大学の運営に関する業務、教育・研究活動の支援、その他の大学運営が有効に機能している。

また、大学運営に必要な組織として、大学と法人の連携を強化するために、平成 29 年度より法人本部と大学の調整役として企画部大学課を設置した。大学課は、教学部門の学長、副学長、事務局長と管理部門の理事長・常務理事との間で教学組織と法人組織の意見交換・調整の場として開かれる「大学運営懇談会」を所管している。

なお、大学運営を適切かつ効果的に進めるためにも FD・SD 活動及び教職協働が重要である。平成 29 年 4 月の大学設置基準の改正を受けて、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策として、より一層、FD・SD 活動及び教職協働を推進していく。

第10章 大学運営・財務

第2節 財務

(1) 現状説明

点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

<私立大学>

評価の視点2：当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

ア 中・長期の財政計画の策定

中・長期の財政計画については、「表10-2-A」のとおり、まず「施設整備中期計画」を策定し、これから中長期の財政計画を展望している。

本法人の施設・設備の老朽化に伴う、修繕費の増加への対応や耐震性能の劣化した校舎の改築の計画的な整備のため、平成23年度に策定した「施設整備中期計画」の建設経費を賄うため、2号基本金を創設し、それ以降、この計画に基づき基本金の組入れを行っている。

その後、草薙校舎新設計画の導入や、これに伴う短期大学部校舎建替えの中止及び附属菊川中学校・高等学校校舎建替えの延期などの変更があり、評議員会や理事会の議決により、これらの中・長期資金計画の変更と併せ、本法人の中・長期の財政計画を策定しているところである。

表10-2-A 学校法人常葉大学 施設整備中期計画【年度別資金計画】

平成28年5月21日理事会決定

単位：百万円

年度 施設名	27		28		29		30		31		32		合計
	項目	金額	項目	金額	項目	金額	項目	金額	項目	金額	項目	金額	
常葉大学 草薙校舎 (新計画)	28/3土地購入	3,760	設計費	205	設計費	79	外構費	400					
			ポーリング	134	工事費	12,150	工事費	1,350					
					備品費	1,800	監理費	122					
	計	3,760	計	339	計	14,029	計	1,872					20,000
常葉橋中・高 校舎改築	設計費	59	備品費	140	その他	23							
	工事費	426	工事費	1,744	工事費	833							
					監理	25							
	計	485	計	1,884	計	881							3,250
通所リハビリテ- ーション新設			設計費	7	その他	6							
			工事費	250	工事費	74							
			土地・備品等	40	監理	3							
	計		297	計	83								380
常葉菊川高 校舎改築 (整備時期延期)							設計費	43	工事費	1,418	工事費	608	
							ポーリング	10			備品費	403	
											監理	18	
			計	0	計	0	計	53	計	1,418	計	1,029	2,500
合計		4,245		2,520		14,993		1,925		1,418		1,029	26,130
設備		4,245		2,360		13,193		1,925		1,418		626	
備品		0		160		1,800		0		0		403	

私学振興事業団借入

常葉橋中・高 校舎改築	285	1,279	699										2,263
	資金比率%	58.8	資金比率%	67.9	資金比率%	79.3							69.6
常葉菊川高 校舎改築							未定	未定		未定	未定	未定	未定

イ 本学の財務関係比率に関する指標

本学の平成 28 年度の収支状況を見ると、「表 10-2-B」のとおり事業活動収入計は 9,052,328 千円であり、基本金組入前当年度収支差額は 1,884,315 千円の黒字になっている。また、当年度収支差額は 1,819,109 千円の収入超過になっている。

【表 10-2-B】 本学の事業活動収支差額（平成 24 年度～平成 28 年度の状況）（単位:千円）

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	区分	平成 27 年度	平成 28 年度
帰属収入合計	2,592,479	4,451,867	5,999,771	事業活動収入計	7,427,569	9,052,328
基本金組入額	△27,696	△550,293	△177,570	—	—	—
消費収入合計	2,564,783	3,901,574	5,822,201	—	—	—
消費支出合計	2,236,296	4,094,254	5,054,849	事業活動支出計	5,791,869	7,168,013
帰属収支差額	356,183	357,613	944,922	基本金組入前当年度収支差額	1,635,700	1,884,315
—	—	—	—	基本金組入額合計	△330,897	△65,206
消費収支差額	328,487	△192,680	767,352	当年度収支差額	1,304,804	1,819,109
摘要	常葉学園大	常葉大学		摘要	常葉大学	

学校法人会計基準の改正に伴い、平成 27 年度から計算書類の様式が変更。

点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

評価の視点 2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点 3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

常葉学園大学、浜松大学、富士常葉大学の 3 大学の統合以降の経営状況を比較することが適当と考えられることから、平成 25 年度以降の常葉大学の経営状況について指標の推移を検証した。

経営状況については、「表 10-2-C」のとおり、法人全体と同様に、本学の経営状況及び財政状況は、収容定員充足率や、収支状況からも健全な経営状態であることが分かる。

事業活動収支差額比率は、全国平均より高く、自己資金の充実に寄与している。

大学統合による効果などもあって入学者数は確保しており、収益性の面では健全な経営・財務状態であるといえる。

【表 10-2-C】 本学の経営状況はどうか

比率区分	25年度	26年度	比率区分	27年度	28年度	28年度全国平均
帰属収支差額比率	8.0%	15.7%	事業活動収支差額比率	18.0%	20.8%	3.3%

収入構成については、「表 10-2-D」のとおり、学生生徒等納付金比率は、全国平均より高く、学生の定員確保が大学の運営に大きく影響している。常に 80%台を維持し、安定的に推移している。

寄付金比率は、全国平均より低い。寄付金は、私立学校にとって重要な収入源であり、一定水準の寄付金収入が確保できるように努める必要がある。

補助金比率は、一部学部の補助金が交付されなかったことなどにより 8.2%と全国平均より 4.3 ポイント下回ったが、学生生徒等納付金比率と補助金比率の相対関係からみて特段の問題はないと考える。

【表 10-2-D】 本学の収入構成はどうなっているか

比率区分	25年度	26年度	27年度	28年度	28年度全国平均
学生生徒等納付金比率	83.6%	84.2%	85.0%	85.1%	78.8%
寄付金比率	1.2%	0.7%	0.7%	0.7%	2.4%
補助金比率	8.5%	8.7%	7.6%	7.7%	9.8%

支出構成については、「表 10-2-E」のとおりであり、人件費は、事業活動支出のおおよそ占めており、この比率が高くなると事業活動支出全体を誇張させることになる。

これまで、新学部設置による教職員の増加はあったものの、学生数の増加による事業収入の伸張により収支のバランスは取れている。

平成 27 年度の全国平均比較で、教育研究経費比率は 14.5 ポイント低く、管理経費比率は 2.5 ポイント低いことから、特に教育研究経費については、一層の充実が求められる。

比率区分	25年度	26年度	27年度	28年度	28年度全国平均
人件費比率	60.2%	56.9%	51.4%	48.7%	53.4%
教育研究経費比率	21.7%	20.5%	23.7%	21.3%	36.1%
管理経費比率	10.1%	6.9%	7.0%	6.5%	7.0%
借入金等利息比率	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.2%
基本金組入率	12.4%	3.0%	3.9%	0.7%	9.2%
減価償却額比率	8.5%	8.1%	12.0%	11.6%	12.3%

収入と支出のバランスについては、「表 10-2-F」のとおりであり、平成 25 年度の消費収支比率は、新学部校舎の完成に伴う基本金組入額の増加により消費収入が減少したことから 100%を上回ったものの、平成 26 年度以降は全国平均よりも低く抑えられている。学生数が順調に増加していることが、収入・支出の好バランスを生んでいる。

【表 10-2-F】 本学の収入と支出のバランスはとれているか

比率区分	25 年度	26 年度	比率区分	27 年度	28 年度	28 年度全国平均
消費収支比率	104.9%	86.8%	基本金組入後収支比率	85.4%	79.8%	106.5%

ウ 予算配分

本学では、教育・研究活動の具体的な計画について、学校法人会計基準及び「学校法人常葉大学経理規則」等（資料 10-1-11、資料 10-2-1）に基づいて予算編成を行い、これに従って教育・研究活動を行っている。

予算編成は、法人本部から提示された予算編成方針により、各学部・学科等から提出する予算要求書に基づき、優先順位を付し、前年度の予算額・事業評価等を勘案し、学長との調整により、法人本部へ予算要求をしている。

法人本部においては、大学から要求された予算内容を詳細に精査し、理事長と学長等との予算ヒアリングを経て、事業計画案とともに 3 月に開催する評議員会・理事会に議案提案をし、承認を得た後に大学への予算配当となる。

また、例年、事業計画の変更並びに予算の執行状況により、定例（12 月・3 月）開催の評議員会及び理事会に補正予算を提案している。

予算執行については、学校法人常葉大学経理規則等により適正に会計処理が行われている。

（2） 長所・特色

ア 収支状況の安定化と財務比率の健全化

大学の統合を契機にブランディングを強化し、様々な広報活動に努めたことなどが功を奏し、入学生の定員確保は良好に推移していることから、収支状況も安定しており、本学の教育・研究を安定して遂行するために必要な財政基盤を確立している。

なお、平成 25 年度から導入した事業別の予算編成について、事業予算があるから全部使い切るというこれまでの手法を見直し、規模縮小・廃止などスクラップアンドビルドを行えるような仕組みづくりができた。

法人の経営状況及び財政状態を示す各種比率においては、経営状況及び財政状況の健全化を窺うことができる。

イ 予算執行効果の分析・検証する仕組みの確立

事業別予算を導入したことにより、一部の事業については、事業ごとの実績や効果を分析・検証することができるようになった。このため、事業ごとにその効果を検証しながら予算付けを行うことが可能となった。

こうした予算査定の事務処理を円滑に行うため、事業ごとの前年度実績額や予算要求額に加え、入学者数・就職率などのように事業を行うことによって表れた効果を併せて表記するなど、予算査定の資料について検討していく。

これにより、各学部及び事務局の各部署から要望する新規事業、継続事業を大学全体の教育計画の見地からその採否を決定し、予算化することで、無駄な経費を削減し、メリハ

リのある予算付けを行うことができる。

また、継続性のみを重視した予算編成は硬直化を招く恐れがあるので、効率的かつ適正な予算執行のために、事前の目標設定、事業終了後の達成度の測定、必要性、費用対効果等の視点から、評価・検証を行っている。

(3) 問題点

ア 予算制度の精緻化と更なる事業見直しへの取り組み

予算執行の面で、「使い切る」といった発想は払拭したものの、節約・削減して残った予算を、計画事業以外の支出（緊急的な支出）に回すため、減額補正しないことから、結果的に多額の執行残を発生させている。

これは、予算システムが全範囲に確立していないためであり、事業計画に基づいた予算編成・執行への意識が薄いことにも起因する。執行残の利用計画を補正時に予算要望するなど、事業計画に対する重要性についての意識改革が必要である。さらに事業成果の検証や評価に基づいた継続事業の見直しや日常的な経費（光熱水費等）の節約意識を高めるなど、改善を図り、効果的かつ効率的な予算編成・執行を確立していく必要がある。そのためにも、事業の中長期計画を絶えず策定し直して、年度別計画に基づく事業予算執行を確実に実施していくことが重要である。

イ 教育研究経費の向上

本学の財務比率の中で、全国平均に比べ教育研究経費等の比率が低いことから、この改善に取り組んでいく必要がある。具体的な改善策として、平成 26 年 2 月 10 日に制定した「常葉大学研究推進基本方針」（資料 8-6）に基づき、重点事業として研究コーディネーター等による外部資金の採択に向けた取り組みの強化及び推進を進めている。また、「共同研究費」（資料 8-11）「授業改善等に係る研究」（資料 8-12）及び「地域交流・連携推進事業」（資料 8-13）の各種研究助成費制度に基づき、教員の研究活動を資金面から支援することを推進している。予算編成上の措置としては、本法人が設置する各学校が取り組む教育計画を精査し、事業別の予算編成を実施している。特に各学部・学科が計画した教育・研究に係る事業についてメリハリのある予算措置を講ずるとともに、教育・研究活動の成果や事業効果を検証しながら、補正予算や次年度以降の予算に反映させる PDCA サイクル型の予算編成を推進するなどして、教育研究経費の充実に努めていく。

ウ 科学研究費補助金、受託研究費等の外部資金の受け入れ拡大

本学において、外部資金の大半を占める科学研究費補助金の状況は次のとおりである。

平成 27 年度の申請件数（継続を含む）は 55 件、採択件数は 16 件。

平成 28 年度の申請件数（継続を含む）は 71 件、採択件数は 17 件。

平成 29 年度の申請件数（継続を含む）は 69 件、採択件数は 15 件。

このように、いわゆる競争的資金の獲得件数が少ないのは、本学の学部・学科のスタンスが「研究」より「教育」に比重を置いていることが一因と思われるが、教職員の地域密着型の教育活動、教育・研究成果の公表等から「社会評価」を高めることが、志願者・入学者の増加及び就職率の向上に結びつくものと考えられる。

これからの運営に必要な資金の蓄積、財政基盤の確立には、安定した学生確保による学納金収入の確保は勿論であるが、科学研究費補助金等公的資金、受託研究費等の外部資金獲得の拡大にも努める必要がある。

(4) 全体のまとめ

入学者定員充足率は良好に推移していることから、収支状況も安定しており、本学の教育・研究を安定して遂行するために必要な財政基盤を確立している。

法人の経営状況及び財政状態を示す各種比率においても、経営状況及び財政状況の健全化を窺うことができる。

これまで、施設設備の老朽化に伴う対応として、施設設備の再取得資金の「財政調整資金引当特定資産」や預金・有価証券の運用など手厚い資金の蓄積をしてきた。しかし、近年の草薙校舎整備事業に対して全額自己資金を投入したことにより、それまでの蓄積を取り崩したところである。好調な事業活動収支を反映して、当面の資金に心配はないものの、リスク管理の観点からも、中長期的にはかつての資金規模まで戻すことを目指している。

終章

本学はこれまで平成 18 年度、平成 23 年度と大学基準協会の大学評価を受審し、大学基準に適合しているとの評価を受けた（浜松大学及び富士常葉大学は、日本高等教育評価機構の認証評価を受審）。また、初等教育高度実践研究科（教職大学院）は平成 23 年度、平成 28 年度と教員養成評価機構の認証評価を受け、教職大学院評価基準に適合しているとの評価を受けている。

本学において前回の大学基準協会の大学評価時点と大きく変わった点として、同一学校法人内の 3 つの大学を統合したことがあげられる。静岡市の常葉学園大学、浜松市の浜松大学、富士市の富士常葉大学を 1 つの大学に統合し、名称を常葉大学に改め、平成 25 年 4 月に開学した。従って、今回の自己点検・評価の内容は新生常葉大学における 5 年間の実績に基づく自己点検・評価である。以下に章ごとに総括していく。

第 1 章 理念・目的

本学の教育理念は、建学の精神を踏まえつつ、時代の変化に対応し、かつ総合大学として地域社会からの要請に応えるものとして設定している。大学の目的についても教育基本法及び学校教育法に則った目的を定めており、学部・学科の目的については、大学の目的と関連して定めている。大学院の目的については、大学の目的に則り学部教育を基盤に高度な専門性を培う内容を定めている。研究科ごとの目的もこの大学院の目的と関連した内容を定めている。

これらの理念・目的は、多様な媒体により学内外に周知・公表し、具体的施策についても長期ビジョン及び中期計画を含む「学校法人常葉大学の長期ビジョン及び中長期計画等」として制定・公表をしている。

このように自ら掲げる理念に基づき、人材育成の目的やその他の教育・研究上の目的を適切に設定し公表するとともに、それを実現するために将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を明確にしている。

以上のことから、大学基準に照らして良好な状態にあると考える。

第 2 章 内部質保証

本学は、「常葉大学自己点検・評価実施方針」及び「常葉大学運営の考え方（自己点検・評価結果を活用した教育・研究、業務改善を目指して）」により、内部質保証に関する方針等を明示し、推進する体制を整えたうえで大学運営を行っている。「教育力のある大学づくり」の実現に向けて実施した「カリキュラム改善プロジェクト」を柱とした大学全体での内部質保証への取り組みは、大学統合後の学生募集状況、全学部・研究科における 3 ポリシーの決定・公表及び平成 30 年度からの教育課程への反映からみて、有効に機能していると考えられる。内部質保証システムの適切性についても保護者や卒業生等を含む外部からの意見を聴くことや学内でのアンケート実施等により、点検・評価し、改善・向上に向けた取り組みを行っている。今後も内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価

を行っていく。

なお、教育・研究活動、自己点検・評価結果、財務等の情報についても積極的に公表していることから、社会に対する説明責任についても果たしているといえる。

このように自ら掲げる理念・目的を実現するために、内部質保証システムを構築し、恒常的・継続的に教育の質の保証及び向上に取り組んでいる。

以上のことから、大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切であると考ええる。

第3章 教育研究組織

本学は、10 学部 19 学科及び 4 研究科に加えて、多くの附属研究所やセンター等を擁する総合大学である。「基礎教育センター」「社会災害研究センター」「地域法政策研究・実践センター」等多くの教育・研究組織を擁している。各々の教育・研究組織は、多様な専門家である教職員によって構成し、活動成果を挙げてきた。これらの教育・研究組織は、建学の精神、教育理念及び目的等を踏まえつつ、時代の変化に対応し、かつ総合大学として地域社会からの要請に応えるために適切に設置している。それぞれの教育・研究組織が目的に沿った教育・研究活動の円滑な運営に努めている。

また、平成 30 年 4 月には、地域貢献の具現化並びに地域社会の活性化・進展を図ることを目的とした「地域貢献センター」や将来、保育士・幼稚園教諭として活躍する人材を育成するために、保育学部や保育科と連携しながら学生の支援を行う「幼児教育支援センター」を開設する。こうした新たな組織の設置は、まさに社会的要請に応え得る組織の整備であるといえる。各教育・研究組織の継続的な活動に加えて、この新設するセンターの機能確立を重点的に行っていく。

このように自ら掲げる理念・目的を実現するため、教育・研究組織を適切に整備している。

以上のことから、大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切であると考ええる。

第4章 教育課程・学習成果

3 つのポリシー策定の意義、組織体制づくり、ポリシー策定の方法等について理解を深めた後に、教育課程の体系や教育内容を把握するため、現行の教育課程のカリキュラムマップを作成した。その後、建学の精神及び教育理念を踏まえ、学部・学科ごとに「養成する人材像」の策定を行い、「ディプロマ・ポリシー（学位授与に関する方針）」及び「カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）」を定め、公表をしている。

また、学長のリーダーシップのもと、効果的な教育を行うために教育改革に関する研修会や改善への取り組みを定期的実施している。特に「教育力のある大学づくり」の実現に向けて実施した「カリキュラム改善プロジェクト」は、大学の管理運営の強化、教育・研究の充実、社会貢献活動への波及といった大学全体を多角的に見直す「大学改革」として実施した。

なお、成績評価、単位認定、学位授与等に関しても「常葉大学成績評価規程」「常葉大学履修規程」「常葉大学試験規程」「常葉大学・大学院学位規程」等の各関連規程に基づき適切に行われている。

このように自ら掲げる理念・目的を実現するため、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を定め、公表している。また、教育課程の編成・実施方針に則して、十分な教育上の成果を上げるための教育内容を備えた体系的な教育課程を編成するとともに、効果的な教育を行うための様々な措置を講じ、学位授与を適切に行っている。しかし、学位授与方針に示した学習成果の修得状況を把握し、評価するという点においては、十分であるとは言いがたい。今後、学習成果の可視化に向けた取り組みについて検討していく。

以上のことから、課題はあるものの大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切であると考えられる。

第5章 学生の受け入れ

ディプロマ・ポリシー（学位授与に関する方針）及びカリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）を踏まえ、アドミッション・ポリシー（入学者受入れ方針）を適切に設定し、「入学試験要項」や「入試ガイド」という印刷物に加え、大学公式ホームページ上でも公表をしている。このアドミッション・ポリシー（入学者受入れ方針）に基づき、オープンキャンパスや入試説明会等の学生募集の実施及び多様な学生を受け入れる入学者選抜の制度を設けている。

また、入学センターを中心とする学生募集及び入学者選抜の運営体制についても「入試委員会」「教授会」「部長会」等と連携して適切に整備し、幅広い募集活動と公正な入学者選抜を実施している。特に入学試験の可否判定にあたっては、入試委員会、教授会、部長会の議を経て学長が決定しており、公正な判定が行われるよう二重三重の確認体制を整えている。

しかし、学部の収容定員充足率が適正であるのに対し、大学院における収容定員充足率は低いのが課題である。本学の卒業生に加え、社会人や他大学からの進学者の掘り起しをしつつ、教育・研究内容、募集戦略、入試制度等の更なる改革を実施していく。

このように自ら掲げる理念・目的を実現するため、入学者の受け入れ方針を定め、公表するとともに、その方針に沿って入学者の受け入れを公正に行っている。

以上のことから、大学院の定員未充足はあるものの、大学基準に照らして学生の受け入れは概ね良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切であると考えられる。

第6章 教員・教員組織

本学では、「常葉大学 教育職員の任用及び昇任に関する規程」「学校法人常葉大学 大学教育職員任用基準」及び「常葉大学 教育職員昇任基準」等を定め、職位ごとに基準を明確に示している。これにより、教員の募集、採用、昇任等については、公平性及び透明性等を担保している。しかし、大学が求める教員像及び教員組織の編成方針について、明文化していないという課題がある。

なお、教育・研究の責任を含む大学組織全体の運営は、学長、副学長、各学部長、教務部長、学生部長、図書館長、事務局長及び学長が必要と認めた者をもって組織する部長会が行っている。

教員組織については、それぞれの学部・学科の教育目的に沿い、その特色を十分に発揮できるよう編成しており、大学の教員及び教員組織について定めた学校教育法、大学設置基準、大学院設置基準及び専門職大学院設置基準に適合している。

また、教員組織については、大学統合後は設置計画の履行に努め、適切に整備してきた。同時に、完成年度以降を視野に教員組織等検討委員会を設置し、学長、副学長、教務部長、事務局長を中心に専任教員の定員数、職位別の定数、採用計画及び非常勤講師の位置付け等の適切性について、点検・検討を行っている。

このように自ら掲げる理念・目的を実現するため、各規程等に基づき教員組織を適切に整備するとともに、絶えず教員の資質向上に取り組んでいる。今後、求める教員像や教員組織の編制方針を明確にすることが、検討・整備すべき課題である。

以上のことから、課題はあるものの大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切であると考ええる。

第7章 学生支援

学生支援に関する大学の方針のもと、本学の学生が教育理念に沿って学修に専念し、安定した学生生活を送ることができ、学生の満足度の向上が図られるように支援を行っている。指導教員制度、オフィスアワー制度による修学支援の他、キャリアサポートセンターを中心にキャリア形成、進路支援を実施する等、きめ細かい対応を旨として、学生支援に取り組んでいる。

その他、カウンセラーによる学生相談、国際交流室による留学生支援、ハラスメント防止対策の実施、障がいのある学生に対して研修会の実施等、多様な学生の受け入れ方法やトラブル防止対策を実施している。

なお、学長及び副学長（各キャンパス長）と学友会執行部を囲む昼食会を開催して学生からの要望を直接聴く機会や学生アンケート調査を実施することにより、学生支援の適切性の検証も含め、学生支援の改善に役立てている。大学の規模の拡大、学生数の増加、時代の変化等に対応しながら、常により良い学生支援のあり方を模索しており、今後も学生の多様化に柔軟に対応できる支援体制の検討を続けていく。

このように自ら掲げる理念・目的を実現するため、学生支援に関する方針を明確にし、その方針に沿って、学生が学修に専念し、安定した学生生活を送る上で必要となる修学支援、生活支援及び進路支援を適切に行っている。

以上のことから、大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切であると考ええる。

第8章 教育研究等環境

毎年度の「事業計画書」に記載している環境や条件を整備するための方針に加えて、「中期計画」の中で、教育の充実、研究の推進、学生支援の充実、施設・設備の充実及び安全管理の充実の各項目において、目標とその具体的な方策を示している。

本学は、静岡市・浜松市・富士市にキャンパスを設置しており、校地面積、校舎面積とも大学設置基準を十分に満たしていることは当然ながら、各キャンパス事務局に管財担当者を置き、施設、設備の維持・管理にあたる他、資格を有する委託業者等による消防設備等の定期点検を実施し、保全作業を行うなど、施設・設備の機能・動作に支障を来さないよう万全を期している。図書館についても3キャンパス4校舎にそれぞれ設置し、学術情報サービスも適切に提供する体制が整っている。

また、「常葉大学研究推進基本方針」を制定して、効果的な研究推進を図ることができるような学内研究費の充実や研究環境の整備等を進めている。あわせて「常葉大学及び常葉大学短期大学部における研究活動及び研究費等に関する取扱規程」等の研究倫理を遵守するための規程整備や研修会の実施も適切に行っている。今後も時代に合わせて、柔軟かつ適切に教育・研究等の環境整備を図っていく。

このように自ら掲げる理念・目的を実現し、学生の学修及び教員による教育・研究活動を十分に行うことができるよう、教育・研究等環境の整備に関する方針を明確にし、その方針に沿って学修環境や教育・研究環境を整備し、これを適切に管理・運営している。

以上のことから、大学基準に照らして教育・研究等の環境は良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切であると考えられる。

第9章 社会連携・社会貢献

本学は、地域に根ざした地方私立大学であり、県内入学者が多く、地元の地域社会を構成する諸機関・団体などに多数の卒業生を送り出していることから地域社会との連携は重要な位置づけになっている。「常葉大学地域連携・交流推進基本方針」を定め、地域社会の動向やニーズを的確に捉えて、地域社会の人的基盤を支え、地域社会や地域経済の発展等に寄与することを目的とした事業を展開している。

地域との協力・連携体制を強化するために静岡市や浜松市をはじめとする地方自治体と包括協定を締結している。その他、地域の課題解決策の提言や課題解決のための実践的な研究、地域社会と共同して公開講座等を実施している。

また、学内においても「常葉大学地域交流及び連携推進事業実施要項」を制定し、地域との交流・連携事業に先進的に取り組む教職員に対して所要経費の一部を支援する取り組みも行っており、その成果を、年に一度開催する「地域連携事業実施報告会」で学内外に紹介している。

なお、平成30年4月には、地域貢献センターを開設する。地域貢献センターは、学外との連携を促進し、本学の教育理念の一つである地域貢献を実践し推進していくための主要な組織として位置付けている。

このように自ら掲げる理念・目的を実現するため、社会連携・社会貢献に関する方針を明確にし、その方針に沿って社会との連携に配慮し、教育・研究成果を広く社会に還元し

ている。

以上のことから、大学基準に照らして極めて良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが卓越した水準にあると考える。

第10章 第1節 大学運営

学校法人常葉大学の長期ビジョン及び中期計画を踏まえ、年度当初に学長が「常葉大学運営方針（重点事業等）」を部長会で示している。そこで示したものが、各教授会等を通して全教職員へと示している。

組織並びに事務分掌については、「学校法人常葉大学組織規程」に分掌等を定め、事務の適正かつ効率的な遂行を図り、各役職の「選任規程」によって大学運営の管理を行う役職者を選任している。さらに、学則において、教務委員会、入試委員会等大学運営上必要な組織を設置できるように定め、20の委員会を設置している。

また、「学校法人常葉大学 理事会運営規程」「学校法人常葉大学 常務理事会運営規程」、「常葉大学学則」「常葉大学教授会及び常葉大学大学院研究科会議の意見を求める事項に関する細則」等において、教学組織及び法人組織等の権限と責任を明確にしている。そのうえで、円滑な大学運営が図れる工夫として、教学組織と法人組織の意見交換・調整の場である「大学運営懇談会」を開催している。

スタッフ・ディベロップメント（SD）については、法人内全体で「新任教職員研修」「事務職員基本研修」「教職員夏期研修会」「管理職研修会」「事務力向上強化月間」等により組織的に実施している。教職協働に関しても「カリキュラム改善プロジェクト」「大学改革推進事務局」「将来構想検討委員会」等、大学運営等を推進していくのに不可欠な組織を設置する際には、必ず事務職員も構成員として参画し、教員と事務職員が連携して大学運営を行っている。教職員の意欲及び資質の向上を図るための方策として、より一層、FD・SD活動及び教職協働を推進していく。

このように自ら掲げる理念・目的を実現し、大学の機能を円滑かつ十分に発揮するために、大学の運営に関わる方針を明確にし、その方針に沿って明文化した規程に基づき適切な大学運営を行っている。また、教育・研究活動を支援しそれを維持・向上させるため、適切な組織を整備するとともに、絶えず職員の資質向上に取り組んでいる。

以上のことから、大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切であると考えられる。

第10章 第2節 財務

大学の統合を契機に努めてきたブランディングの強化及び多様な広報活動の展開などが功を奏し、入学生の定員確保は良好に推移している。その結果、収支状況も安定しており、本学の教育・研究を安定して遂行するために必要な財政基盤を確立している。法人の経営状況及び財政状態を示す各種比率においても経営状況及び財政状況の健全化を窺うことができる。

本学の財務比率の中で、教育研究経費等の比率が低いことから、この改善に取り組んで

いく必要があると考え、外部資金の採択に向けた取り組みの強化及び推進を図っている。学内においても「共同研究費」「授業改善等に係る研究」及び「地域交流・連携推進事業」の各種研究助成費制度に基づき、教員の研究活動を資金面から支援を推進している。

施設設備の老朽化に伴う対応として、手厚い資金の蓄積をしてきたが、草薙校舎整備事業により蓄積を取り崩した。好調な事業活動収支を反映して、当面の資金に心配はないが、リスク管理の観点から、中長期的にはかつての資金規模まで戻すことを目指している。

このように必要かつ十分な財務基盤を確立し、大学運営を適切に行っている。

以上のことから、大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切であると考ええる。